

第2期朝日町地域福祉計画

第5次朝日町地域福祉活動計画

令和6年(2024年)3月



朝 日 町

社会福祉法人 朝日町社会福祉協議会

第2期朝日町地域福祉計画

令和6年3月

朝 日 町

はじめに



朝日町長 笹 原 靖 直

朝日町では、平成 31年から5か年計画として「朝日町地域福祉計画」を策定し「オール朝日町で支える安心生活のまちづくり」を基本理念に掲げ、誰もが住み慣れた地域で幸せに暮らせるまちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、コロナ禍がもたらした地域交流の制限が、地域のつながりを希薄化させ、互助の精神を後退させたように思います。

急速な少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの変化等、社会情勢の大きな変化とともに、住民の抱える課題も複雑多様化、複合化しています。そのような課題に対応するためには、行政の福祉サービスや、個人・家族の努力だけではなく、地域において支え合い、助け合う地域福祉の機能を一層高めていく必要があると考えます。

このたび策定した第2期地域福祉計画の基本理念は、前計画の理念を継承しつつ、「支える」を「支え合う」に見直して「オール朝日町で支え合う安心生活のまちづくり」といたしました。今後も地域の実情やニーズに合わせた取り組みを進め、住民、事業所、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政等の緊密な連携のもと協働を推進し、「つながり」・「支え合う」基盤をつくり、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向け、取り組みを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました朝日町地域福祉計画策定委員会、並びに同作業部会の皆様をはじめ、地域福祉懇談会、地域福祉に関するアンケート調査などで貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様、多大なご協力をいただいた朝日町社会福祉協議会をはじめとする関係各位には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今後とも朝日町の福祉行政の推進にあたりまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景及び趣旨	1
2	地域福祉とは	2
3	地域福祉計画の位置づけ	2
4	計画期間	3
5	計画の推進	3
6	計画策定までの取り組み	5

第2章 朝日町の現状

1	人口・世帯動向	6
(1)	総人口、世帯数	6
(2)	年齢別人口	7
(3)	町内地区別人口	8
(4)	男女別年代別の構成	9
(5)	朝日町の将来人口推移	10
2	福祉に関する状況	11
(1)	要介護・要支援認定者の状況	11
(2)	障害者数の推移	12
(3)	生活保護制度の状況	13
3	地域福祉を取り巻く状況	14
(1)	地域福祉懇談会	14
(2)	住民アンケートの調査の実施について	19
(3)	調査結果（抜粋）	20

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	23
2	理念の検証	24
3	計画の基本的視点	25

4	基本目標	25
5	重点取組	26
6	計画の体系図	27

第4章 施策と基本事業

1	基本目標 地域を元気にするひとづくり	28
(1)	施策1 健康と地域交流の促進	28
(2)	施策2 地域活動の担い手育成	30
2	基本目標 安心して暮らす地域づくり	33
(1)	施策3 協働による地域社会の推進	33
(2)	施策4 福祉サービス基盤の充実	36
3	基本目標 地域で支え合うしくみづくり	41
(1)	施策5 総合相談支援体制の充実	41
(2)	施策6 地域共生社会の推進	44
4	重点的な取り組み	46
(1)	地域での交流の機会・場の充実	46
(2)	健康・生きがいつくりの推進	46
(3)	地域丸ごとのつながりの強化	46
(4)	災害時・防災・防犯の地域連携	47
(5)	地域包括ケアシステムの深化・推進	47

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制	48
(1)	町の主体的な計画の周知	48
(2)	庁内関係部署、朝日町社会福祉協議会との連携	48
(3)	地域における関係機関、団体等との連携	48
2	計画の進行管理	48
(1)	進行管理体制	48

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

我が国では少子高齢化の急激な進行、高齢世帯や一人暮らし世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化など、地域の状況が変化し続けているなか、世帯の中で課題が複雑化・多様化しているケースや、支援を必要とする人が自ら相談に行けず地域の中で孤立しているケースなど、個別性が高く、既存の「縦割り」の公的支援制度では、対応が困難なケースの顕在化が指摘されています。

このため、国においては、平成27年9月に「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現―新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン―」が策定され、高齢者、障害者、児童等の別なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に合った支援が受けられる「全世代・全対象型の地域包括支援体制」の構築が示されるとともに、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提示されました。令和元年12月に「地域共生社会推進検討会」が、最終とりまとめとして「本人や家族が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に行う」との方向性を示し、それを受け令和3年4月、市町村において既存の取組みを活かしつつ、包括的な支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

こうした諸状況を踏まえ、全ての町民が、住み慣れた地域において、年齢や性別、障害の有無、家族形態等にかかわらず、自立し、互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる社会の実現に向け、その基本となる考え方をお示しする「福祉に関する施策の基本となる計画」として策定するものです。

地域福祉○社会福祉法（一部抜粋）

- 第1条（目的）
この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。
- 第4条（地域福祉の推進）
地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 第107条（市町村地域福祉計画）
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

資料編

第2期朝日町地域福祉計画策定のスケジュール・・・・・・・・・・49

朝日町地域福祉計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・50

第2期朝日町地域福祉計画策定委員名簿・・・・・・・・・・51

用語集・・・・・・・・・・52

2 地域福祉とは

私たちは、家族、隣近所の人、友人、同僚など、さまざまな人たちと関わり合いながら地域の中で暮らしています。私たちが住んでいる地域を見渡すと、ひとり暮らしのお年寄り、子育てに悩む親、要援護高齢者や障害者、経済的な不安を感じながら生活している人など、何かに困っている人、何らかの支援を必要としている家族がたくさんいます。

また、少子高齢化、核家族化が急激に進み、さらには個人の価値観が多様化することにより、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まり、住民同士のつながりも希薄化するなど、地域の状況が変化し続けています。

そうした中、行政などによる支援やサービスだけでは手の届きにくい部分（見守りやちょっとした助け）を、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合っていくことの重要性が高まってきています。

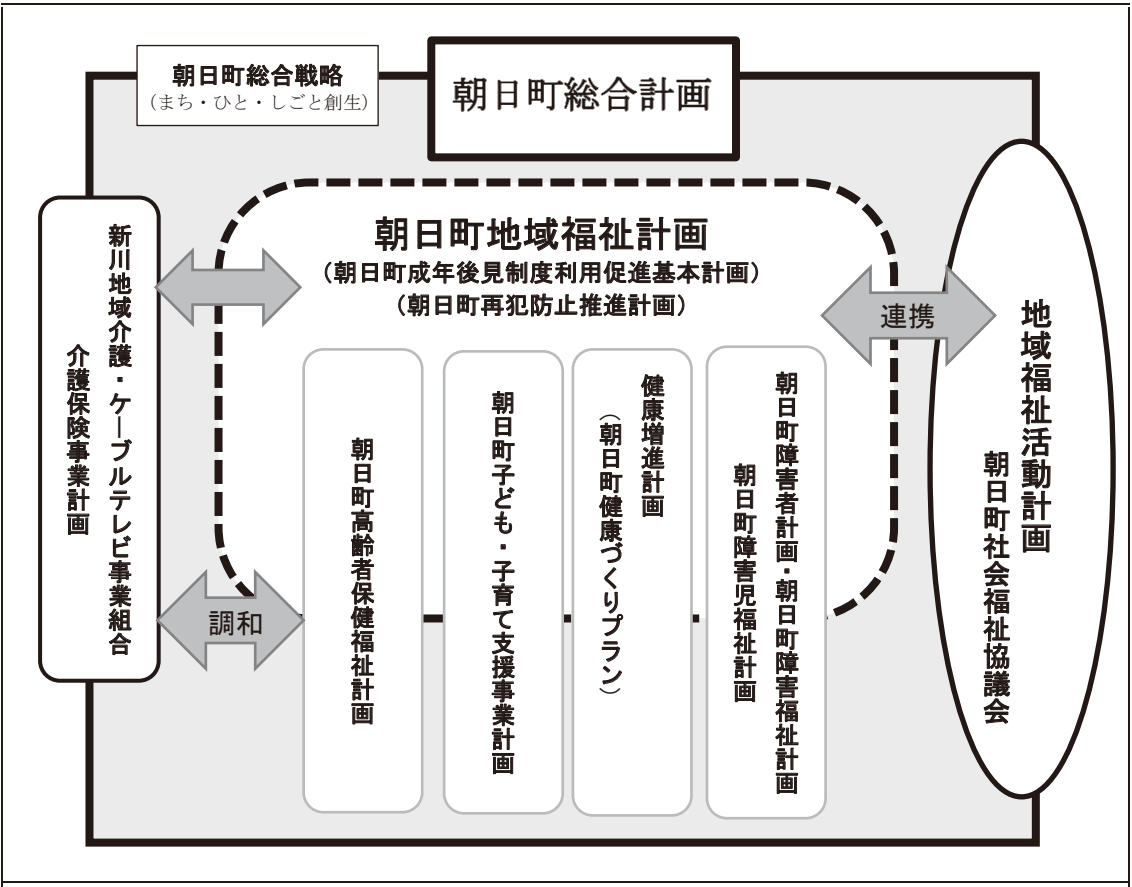
「地域福祉」とは、住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしく日常生活を送れるよう、町、地域住民、事業所など、あらゆる人、団体が協力し「つながり」・「支え合う」ことです。これまでは、「福祉は一部の困っている人を助け、支えること」と考えられてきましたが、少子高齢化や核家族化の進展により生活形態が多様化する中、誰もが支える立場や支えてもらう立場のどちらにもなり得る時代となっています。

3 地域福祉計画の位置づけ

朝日町地域福祉計画は、当町における地域福祉の基本方針であり、地域福祉に関する施策を推進するための共通理念と取組みの方向性を示しています。社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域における高齢者、障害者、子育て、成年後見制度利用促進基本計画等を盛り込みながら、福祉の分野別計画を内包した総合的な計画として策定するものです。

また、朝日町社会福祉協議会が策定する朝日町地域福祉活動計画との連携を行い、それぞれの立場から地域福祉の向上を推進するものです。

■他の計画との関係（イメージ図）



4 計画期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。また、計画期間中であっても、様々な社会環境の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

地域福祉の推進にあたっては、地域で生活する住民一人ひとりが努力すべきこと（自助）、住民同士、朝日町社会福祉協議会などの福祉関係団体等、地域で協力して行う日常的な生活支援（互助・共助）、行政が行う公的福祉サービスの提供（公助）が相互に連携し、地域の中で一体的、複合的な機能を充実していくことが求められます。

5 計画の推進

（1）計画推進の基本的な考え方

高齢化の進展をはじめとする要因により、支援を必要とする人が増加し、生活課題の多様化・複雑化が指摘される一方で、地域住民同士の関係の希薄化が進み、これまで地域社会が担ってきた相互扶助機能の低下が課題となる中、必要な支援を必要な人に届ける役割を行政が単独で担うことは非常に困難な状況となっています。町民が生活してい

く上での困りごとや困難に際して、自分や家族による自助だけでは対処しきれない場合に、地域住民相互のつながりや助け合いによる互助・共助が豊かに機能するよう働きかけていくことは本計画の重要なポイントであり、また地域福祉の推進にはそうした地域の主体的な働きが不可欠となります。そのような住民相互の支え合い・助け合いである互助・共助と行政による支援である公助が、相互補完的に支援を担っていける社会づくりを目指していく必要があります。

（２）地域住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚し、町民自らが地域課題の解決に取り組むことで、豊かな「地域社会」を創り、育み、守っていくことが、これからの社会において必要となります。困っている人がいれば、支え合える暖かみのあるまちをつくっていくため、声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど、自分がすぐにでも取り組めることから始め、各種講座や地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

（３）地域団体の役割

地域においては、自治振興会（町内会、公民館、体育協会、老人クラブ等）をはじめとする地域団体が活動し、住民の交流や支え合いの活動において重要な役割を担っています。町内 10 地区のコミュニティでそれぞれ組織された地域の相互扶助組織としての役割を担っている自治振興会は、地域住民の団体で構成され、地域の将来目標の達成や地域住民の交流のために必要な事業を行うとともに、住民の生活支援や見守り等の地域課題の解決への取組が進められています。こうした地域団体が、地域福祉の理念や地域の課題について共有し、行政や関係機関と連携しながら、主体的に課題の解決に取り組んでいくことが期待されると同時に、その活動の活性化を支援していくことも求められます。

（４）関係機関・関係団体の役割

地域においては民生委員・児童委員や社会福祉協議会、ボランティア・NPO、民間事業者、医療機関等、様々な関係機関・関係団体が地域福祉活動に関わって活動しています。これらの関係機関・関係団体が相互に連携しながら地域福祉活動への主体的な関与を広げていくことが、必要な支援が必要な人へ届き、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めていく上では不可欠です。

中でも朝日町社会福祉協議会においては、本計画と連携して住民主体の「地域福祉活動計画」を策定し、住民主体の地域福祉活動を展開していく役割を担っております。「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は主体こそ違うものの、ともに地域福祉の推進を目的としており、地域福祉の課題解決に向け、町と町社会福祉協議会のそれぞれの役割を整理しつつ、お互いに連携を強めて補完し合いながら、「朝日町地域福祉計画」と「町地域福祉活動計画」を車の両輪として地域福祉を推進していきます。

（５）行政の役割

本計画は、朝日町における地域福祉推進の指針となるものです。本計画の推進にあたっては、少子高齢化、地域・社会の担い手の減少、コミュニティ維持の困難等の社会環境の変化に伴う福祉ニーズの急激な変化に対応しつつ、施策の狭間にある福祉課題へ対応するため、障害福祉、子ども・子育て支援、高齢者福祉等の各部門間の整合性を高めます。また、地域福祉は、福祉・保健・医療をはじめ、人権、教育、就労、住宅、環境など、町民生活と密接に関連する幅広い分野にわたるため、福祉施策だけでなく、全庁的なまちづくりを通じてより効果が見込めるよう、関係部局と緊密な連携を図ります。また、庁内関係各課だけでなく、地域住民、地域団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア・NPO、民間事業者、医療機関等の関係機関・関係団体との連携を強化し、本計画を効果的に推進します。

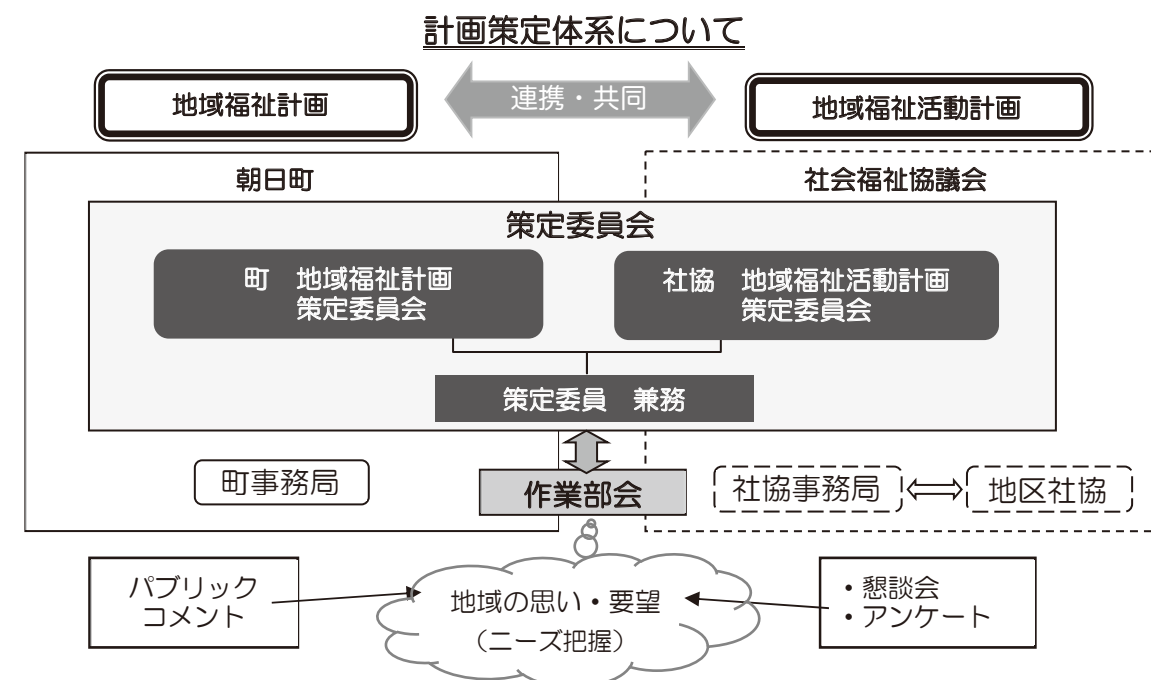
6 計画策定までの取り組み

計画の策定体制

本計画の策定においては、行政だけではなく、地域住民や町の福祉に関係する様々な主体のニーズを把握することが、町の現状と課題、地域福祉の考え方を共有するうえで重要です。また、朝日町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に計画を策定することで、連携した実効性の高い計画づくりを目指しました。

このため、計画策定にあたっては、住民の代表及び関係団体の代表者、学識経験者などで構成する「朝日町地域福祉計画策定委員会・朝日町地域福祉活動計画策定委員会」及び「策定委員会作業部会」を合同で開催し、連携しながら、協議・検討を行いました。

また、町内の各地区における「地域福祉懇談会」や住民アンケート、パブリックコメント等の実施により、住民意見の把握と反映に努めました。

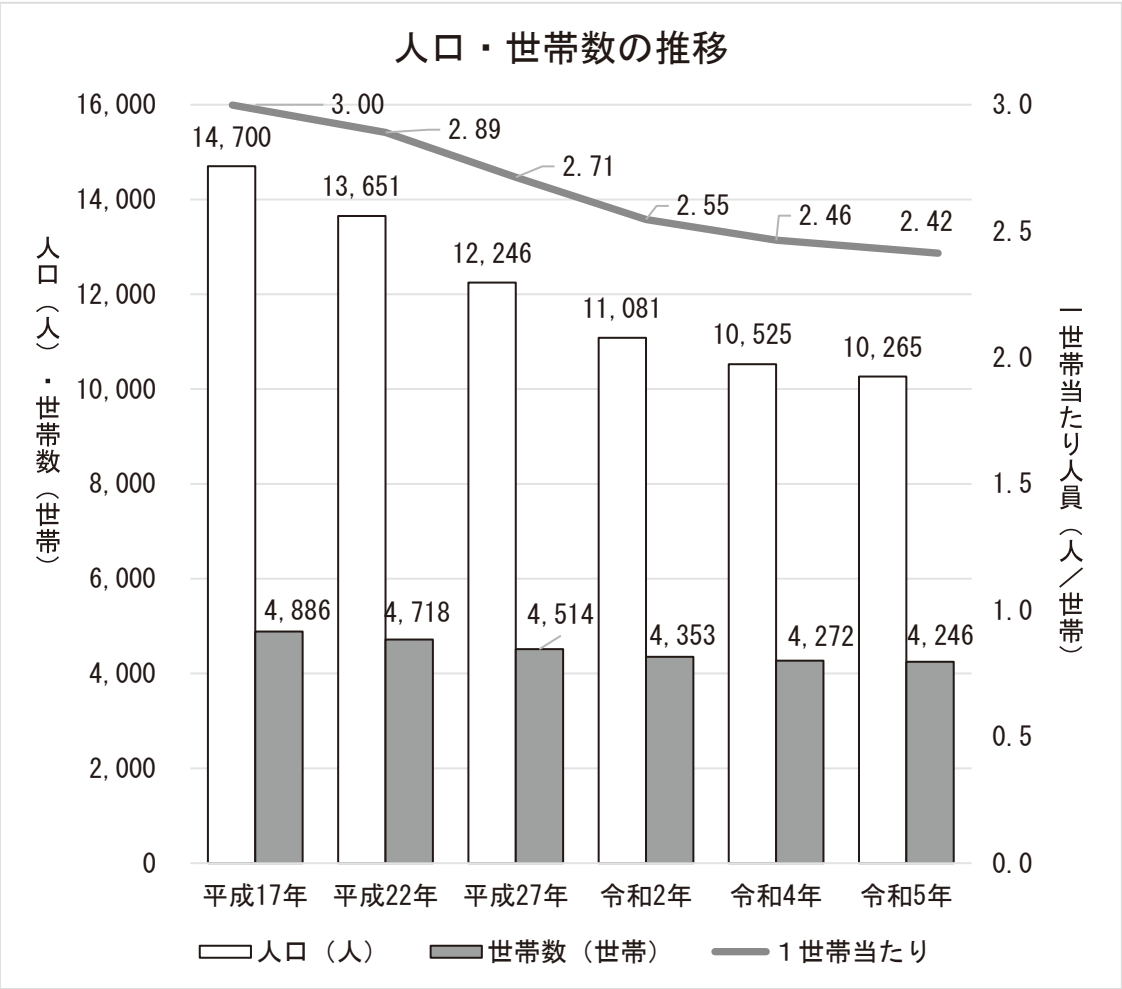


第2章 朝日町の現状

1 人口・世帯動向

(1) 総人口、世帯数

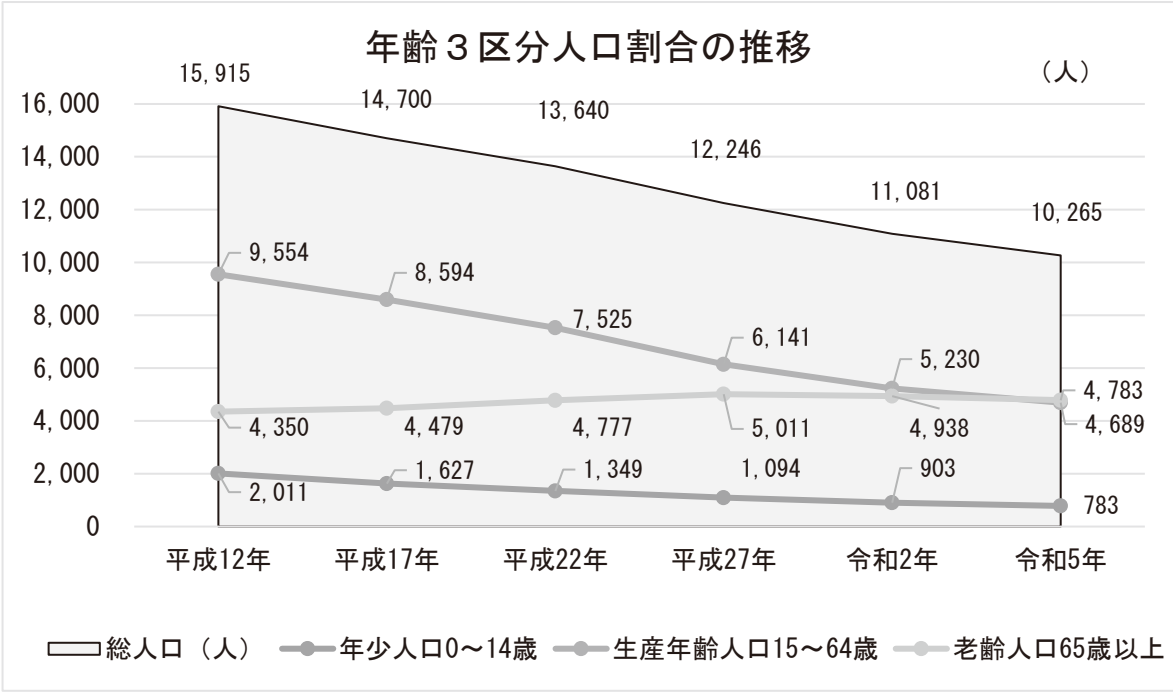
朝日町の令和5年における人口は10,265人、世帯数は4,246世帯であり、人口、世帯数ともに減少傾向を示している。また、1世帯当たり人員は、平成17年に3.0人／世帯であったのが、令和5年では2.42人／世帯と減少しており、核家族化・小世帯化が進行しています。



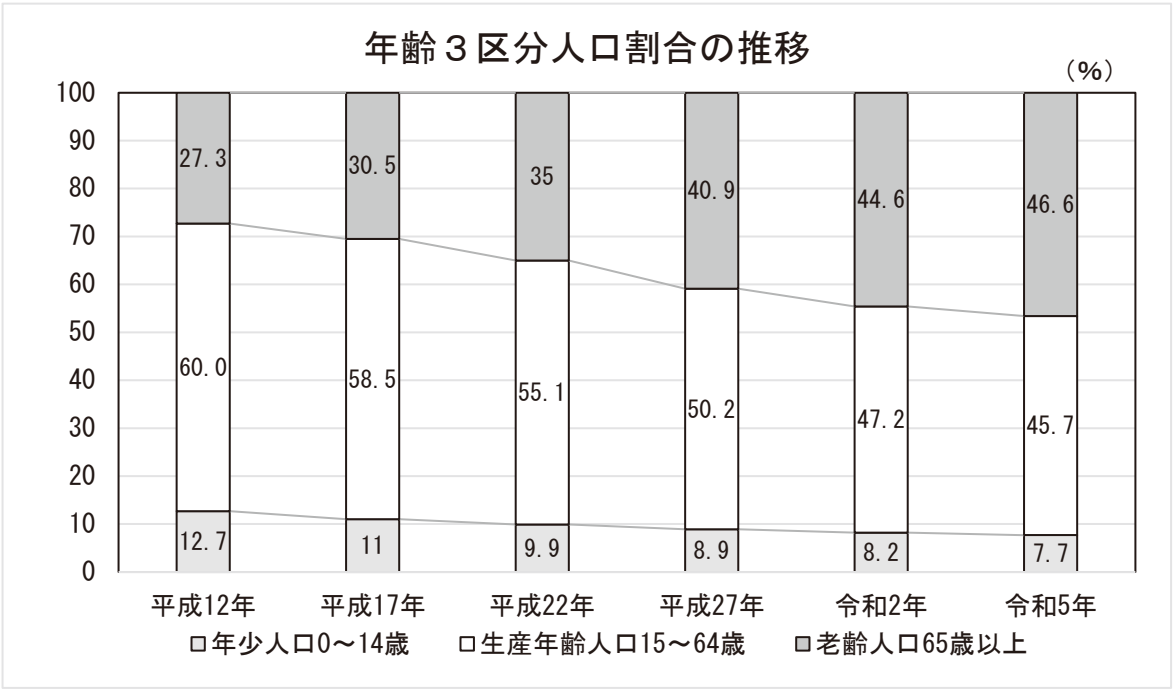
資料:国勢調査(平成17、22、27、令和2年)
富山県人口移動調査(令和4、5年)(各年10月1日)

(2) 年齢別人口

令和5年の年齢別人口をみると、年少人口(15歳未満)が783人(7.7%)、生産年齢人口(15～64歳)が4,689人(45.7%)、老年人口(65歳以上)が4,783人(46.6%)となっており、少子高齢化が一層進行しています。



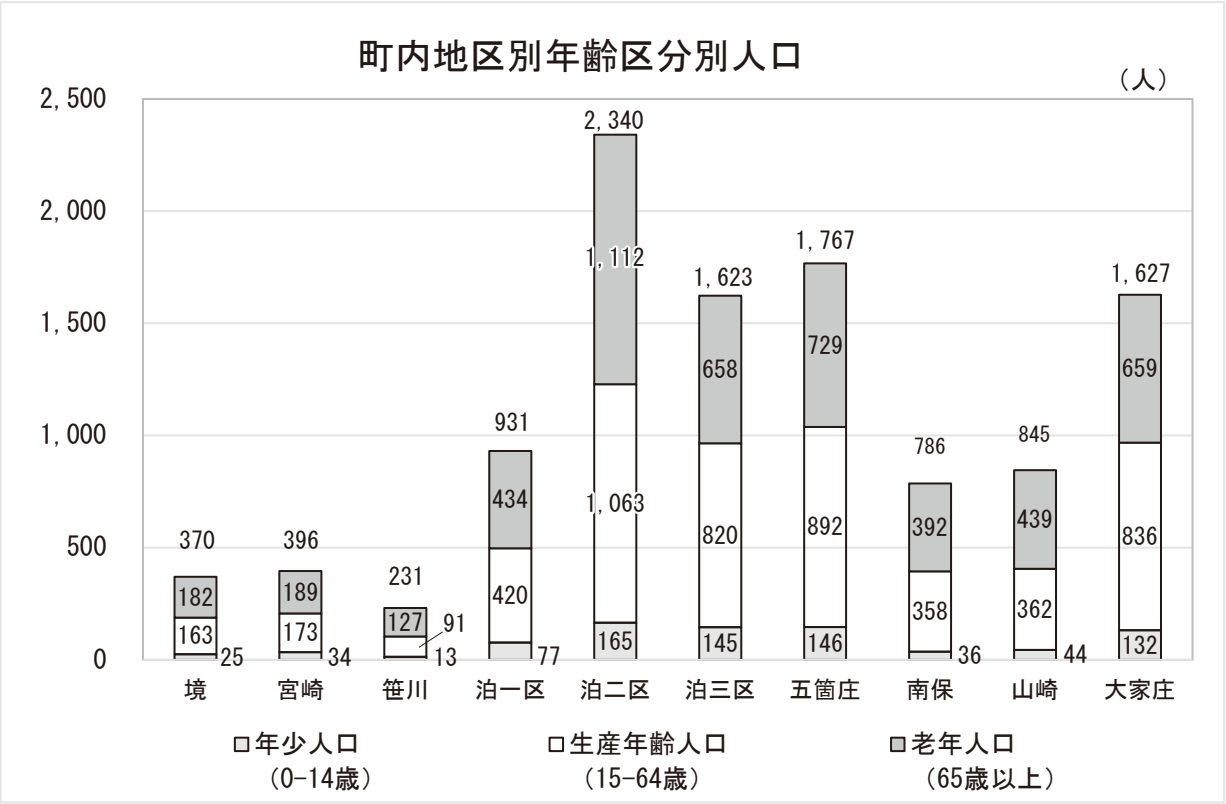
資料:国勢調査(平成17、22、27、令和2年)
富山県人口移動調査(令和4、5年)(各年10月1日)



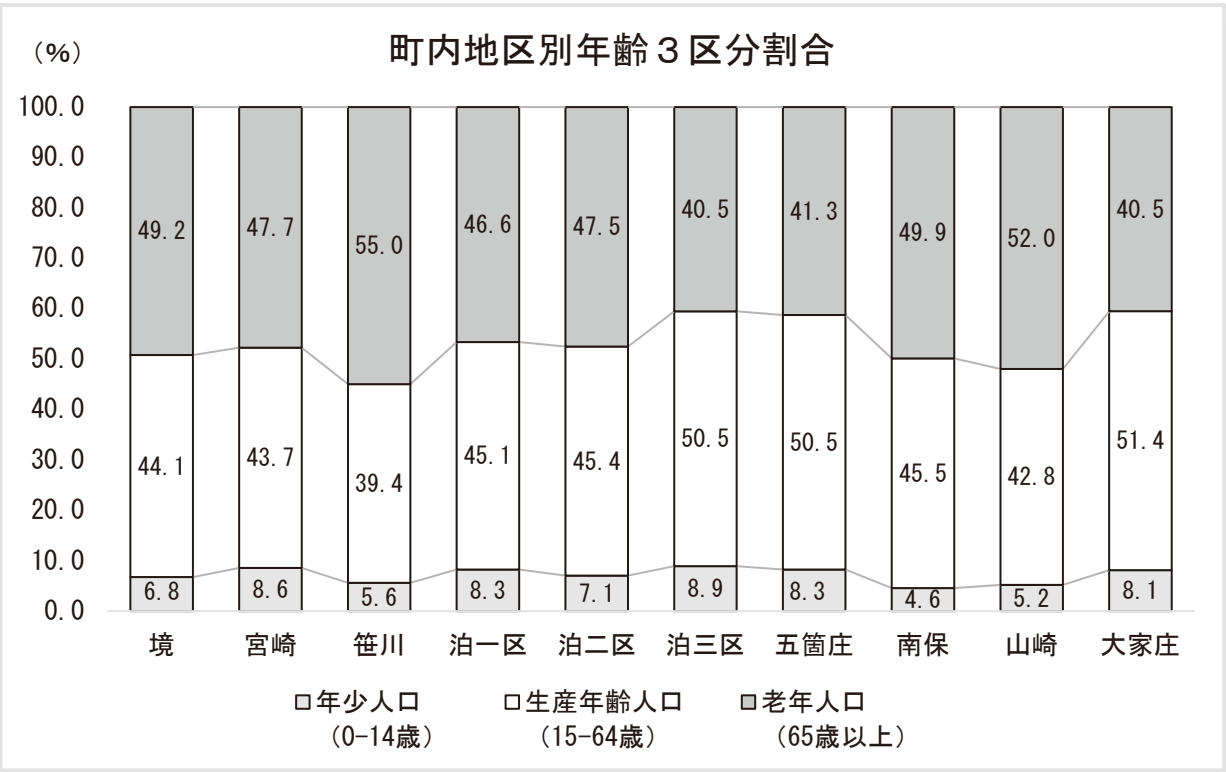
資料:国勢調査(平成17、22、27、令和2年)
富山県人口移動調査(令和4、5年)(各年10月1日)

（3）町内地区別人口

各町内別、地区別の人口と年齢別人口は下記のとおりとなっています。



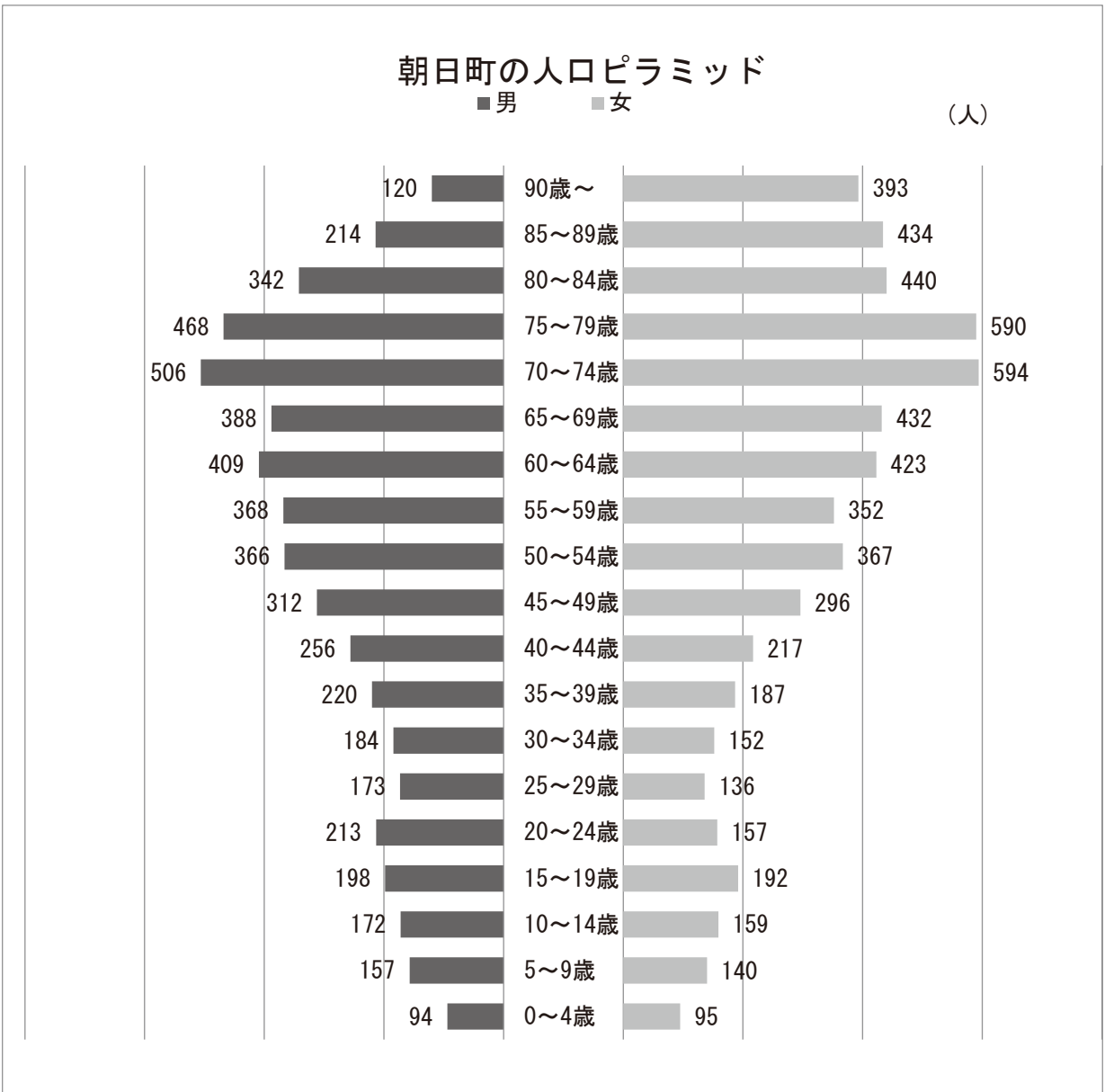
資料：住民基本台帳（令和5年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（令和5年4月1日現在）

（4）男女別年代別の構成

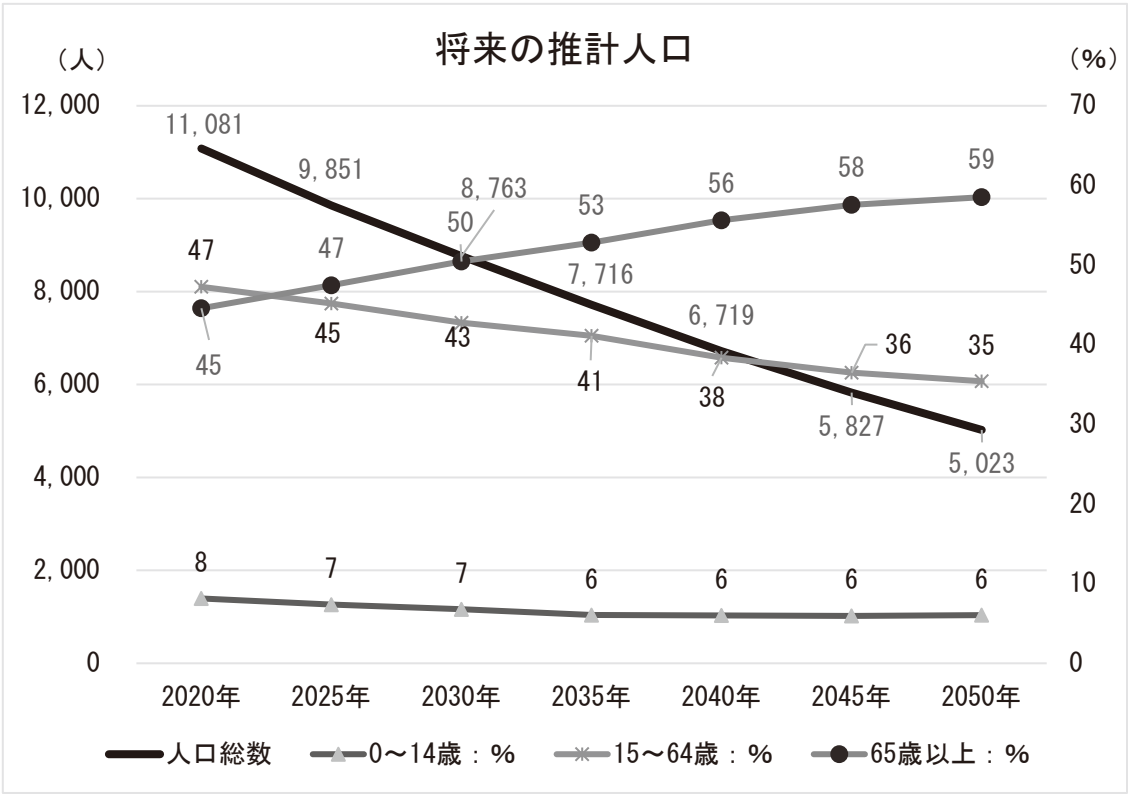
令和5年4月1日現在の男女別年代別の構成をみると、「70～74 歳」のいわゆる団塊の世代を含む年代の合計人口が他の年代と比較し、最も多く、「0～4 歳」の合計人口が他の年代と比較し、最も少ない結果となっています。



資料：住民基本台帳（令和5年4月1日現在）

（５）朝日町の将来人口推移

将来人口の推計をみると、2020年（令和２年）に11,081人だった人口は減少していき、2030年には8,763人になり、2050年には半数以下の約5,023人と推計されています。また、人口全体に占める65歳以上の割合である高齢化率は、2030年には50%、2050年には59%となっており、高齢者の割合が人口の半数以上を占めることが推計されています。

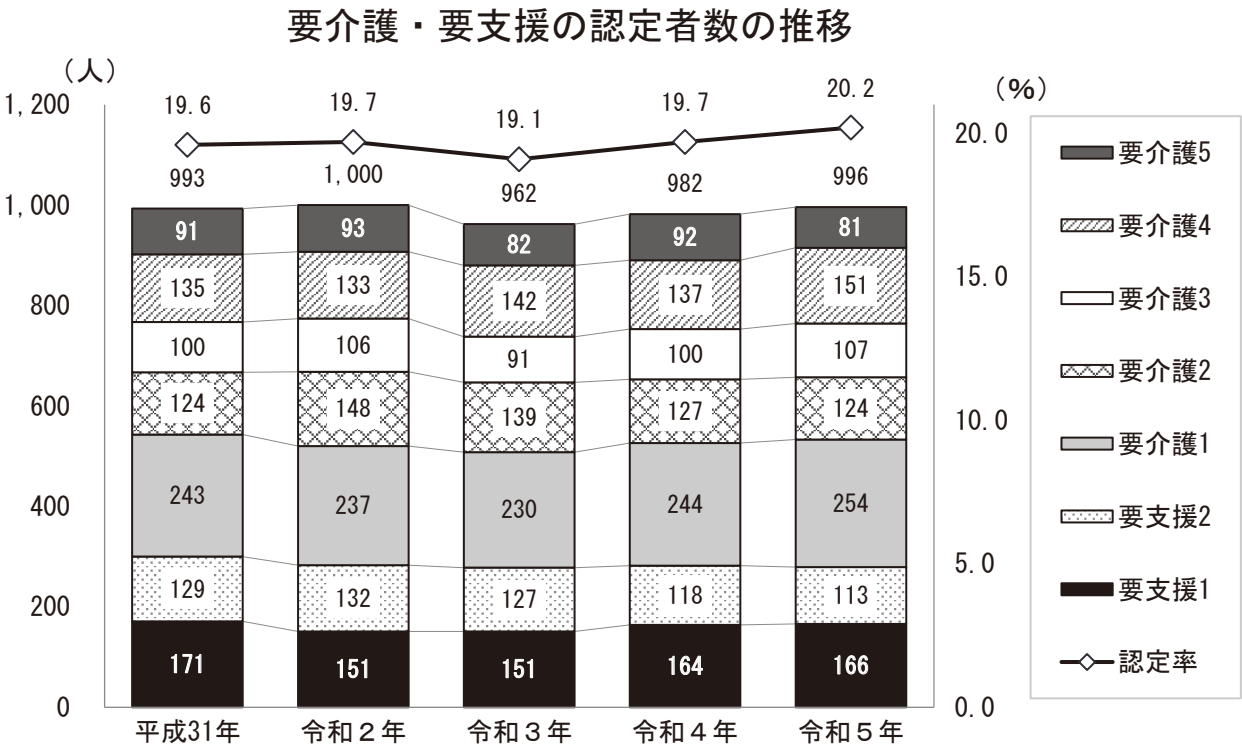
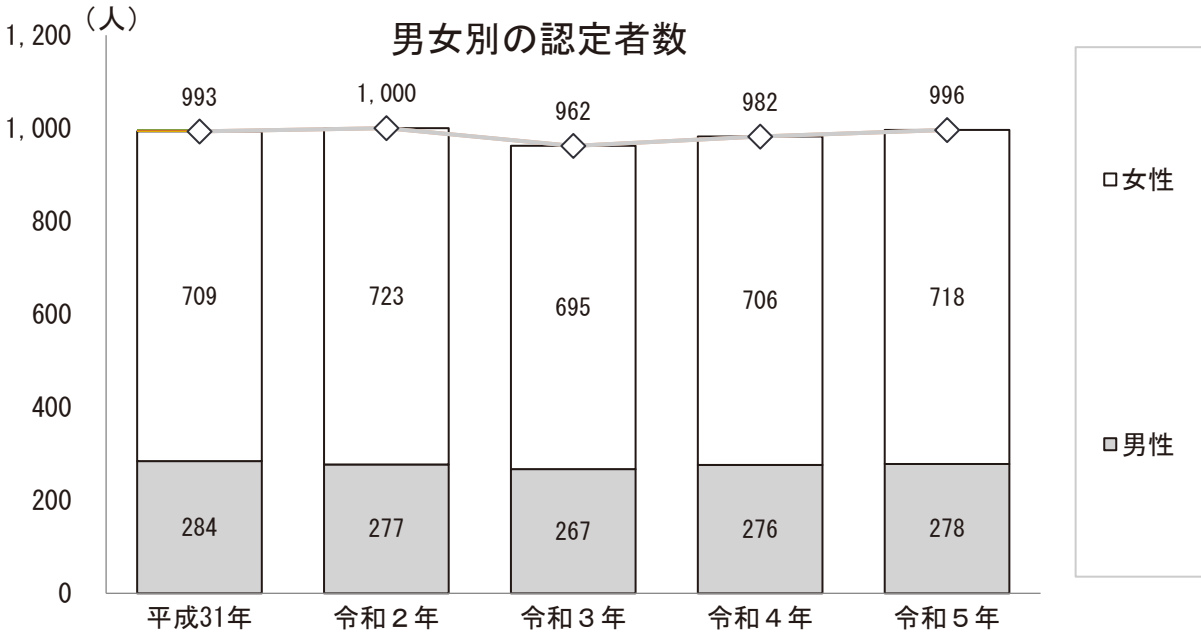


資料：将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）
（2020年は国勢調査による実績値）

2 福祉に関する状況

（１）要介護・要支援認定者の状況

要介護等認定者数は、増加傾向にあります。男女比については、女性の方が比率が高くなっています。また、認定区分別にみると、要介護１の軽度者、要介護３、要介護４の認定者数が増え、認定率も上昇してきています。



資料：新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合各年３月末現在

（２）障害者数の推移

①身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると年々減少傾向となっています。年齢区分別にみると、高い割合を占める65歳以上の所持者が減少傾向にあります。

障害の種類別所持者数の推移をみると、大きな変動は見られないものの、肢体不自由者と内部機能障害者が全体の8割を占めており、いずれの年度においても割合が高くなっています。

（人）

区 分	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	6	5	4	4	3	4
18歳以上 65歳未満	113	119	122	119	116	111
65歳以上	604	604	588	553	542	536
合 計	723	728	714	676	661	651

資料：健康課調べ（各年4月1日現在）

（人）

区 分	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	42	42	45	43	42	42
聴覚・平衡機能 障害	68	70	64	59	60	57
音声・言語機能 障害	8	6	6	6	6	6
肢体不自由	396	382	377	354	340	326
内部機能障害	209	228	222	214	213	220
合 計	723	728	714	676	661	651
総人口	12,204	11,981	11,740	11,460	11,206	10,916
比 率（％）	5.92	6.08	6.08	5.90	5.90	5.96

資料：健康課調べ
住民基本台帳（各年４月１日現在）

②療育手帳所持者数の推移

令和５年４月１日現在の療育手帳所持者数は136人で、総人口の1.25％に相当し、人口比でみると年々割合が高くなってきています。

（人）

区 分	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A判定	46	47	50	50	49	49
B判定	73	78	77	79	82	87
合 計	119	125	127	129	131	136
総人口	12,204	11,981	11,740	11,460	11,206	10,916
比 率（％）	0.98	1.04	1.08	1.13	1.17	1.25

資料：健康課調べ
住民基本台帳（各年４月１日現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和５年４月１日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は50人で、総人口の0.46％に相当します。また、自立支援医療（精神通院）受給者数は91人で、総人口の0.83％に相当します。

（人）

区 分	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1 級	2	3	2	1	1	2
2 級	31	32	25	26	36	33
3 級	13	11	19	20	17	15
合 計(a)	46	46	46	47	54	50
精神通院受給者(b)	83	81	88	95	98	91
総人口(c)	12,204	11,981	11,740	11,460	11,206	10,916
比 率(a/c)（％）	0.38	0.38	0.39	0.41	0.48	0.46
比 率(b/c)（％）	0.68	0.68	0.75	0.83	0.87	0.83

資料：健康課調べ
住民基本台帳（各年４月１日現在）

（３）生活保護制度の状況

生活保護の被保護世帯・人員は、平成30年の24世帯25人から令和５年の31世帯36人と増加傾向にあります。

区 分	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
世帯数	24 世帯	26 世帯	25 世帯	27 世帯	29 世帯	31 世帯
人員数	25 人	27 人	26 人	30 人	33 人	36 人

資料：健康課調べ（各年４月１日現在）

3 地域福祉を取り巻く状況

(1) 地域福祉懇談会

目 的

住民の方々の地域福祉活動を振り返ると共に生活課題やその解決の糸口について本計画に反映するため、住み慣れた地域がどのようになれば良いのか、そのために活かせる地域の社会資源や強みは何か等を話し合う場として、朝日町内 10 地区で「地域福祉懇談会」を開催しました。

実施期間 令和5年7月～令和6年2月

参 加 者 10 地区の住民 延べ 199 名

実施内容

- ・各地区社会福祉協議会を主体として、地域の公民館等において、地域住民が参集し、地域の課題、解決の糸口を、「現在やっている取り組み」「これから必要な活動」の視点で、参加者がグループに分かれて話し合いました。
- ・富山大学教育学部野田秀孝准教授より講評をいただきました。

開催日・参加者

地区名	開催日	開催場所	参加者数	町・社協職員数
境	R5. 7. 16	関の館	20 名	6 名
宮崎	R5. 7. 7	カルチャーセンターみやざき	42 名	6 名
笹川	R5. 7. 19	共生の里 さゝ郷	16 名	5 名
泊一区	R5. 7. 15	宮本町会館	19 名	6 名
泊二区	R5. 10. 6	五叉路クロスファイブ	21 名	6 名
泊三区	R5. 9. 29	五叉路クロスファイブ	15 名	6 名
五箇庄	R6. 2. 18	彩の里	5 名	5 名
南保	R5. 7. 23	南保みず穂館	17 名	5 名
山崎	R5. 8. 24	やまざき紅悠館	24 名	7 名
大家庄	R5. 7. 8	大家庄華遊館	20 名	6 名
計			199 名	延べ 58 名

結果概要

各地区の地域福祉懇談会で「現在やっている取り組み」「これから必要な活動」として出された意見の概要は次のとおりです。

地域福祉懇談会での主な意見（抜粋）

現在やっている取り組み	これから必要な活動
健康・福祉 ・ウォーキング、ノルディックウォーク、ストレッチ運動、パークゴルフ、ゲートボール、ラジオ体操をしている ・食事に気を付けている ・介護予防教室に通う（100 歳体操、サロンへの参加） ・サロンの時に声かけして送迎もしている ・民生委員とケアネット見守り員との連携 ・ちょっとしたおかずの差し入れ ・一人暮らしの高齢者への訪問 ・老人会の声かけ活動 ・電気がついているか確認 ・家で閉じ込もっていないか、行事に参加しているかを気にかけている ・一人暮らしの方の一番近くの方に見守りを頼んでいる	健康・福祉 ・福祉サポーターと民生委員の連携の強化 ・一人暮らし高齢者宅は民生委員に任せきりでよくわかっていない ・話し合いの場を設ける ・情報共有できる仕組みづくり ・耳の聞こえない人や外国人との交流、スマホやタブレットでアプリを活用し、情報を教えてあげる ・支援されたくない人、干渉されたくない人の対応 ・民生委員の活動内容や役割などを周知して理解を深める ・ケアネットだけではなく、全員を見守る意識を高める ・無関心層を引き出すための方法を考える
子育て・教育 ・子どもの居場所づくり事業を行っている ・稚児舞、神楽は、子どもの情操教育として、地域での人間力の形成につながっている ・春の子ども神輿で交流している ・子どもたちへの声かけ（おはよう・いってらっしゃい・おかえり） ・朝のあいさつ運動の参加 ・児童会と夏休みラジオ体操	子育て・教育 ・子どもの居場所づくり事業を継続するために、支えるボランティアの確保が必要 ・地域における子育て支援として、虐待に関する勉強会を開催する ・出産後の世帯へのお手伝い ・町の様々な子育て支援制度をPRして ・見守りの協力体制を確保 ・子育て支援に特化した情報提供（LINE など） ・子どもの頃から地域のことを教えていく

安全・安心 ・高齢者、子どもの見守り ・避難所、避難経路の確認 ・災害時の要支援マップの活用 ・防災組織表の配付 ・自主防災訓練 ・高齢者宅の除雪 ・危険個所のパトロール ・消防団の巡回見回り ・交通安全教室や詐欺防止について講習やディスカッション	安全・安心 ・土砂災害警戒区域、災害時の情報共有、呼びかけ方法の確立（情報共有の場がない） ・高齢者への情報提供スピード化 ・災害時の要支援者が一目でわかるよう、家の前に色別で表示してあれば、誰でも声掛けできる ・災害時の要支援マップを毎年更新し地区民全世帯で共有 ・避難袋の配布 ・ハザードマップの確認 ・SNSの利用 ・災害時に歩行困難な方をどう救護するかが対策として不十分である ・（高齢者宅などの）除雪チームの編成 ・除雪車の講習会を受け、運転できる人を増やす ・避難訓練の継続 ・広域（地区）の避難訓練の実施 ・鍵かけの声かけをする ・有害鳥獣電気柵の草刈り
交流 ・高齢者等に外で会おうと声を掛ける ・雑談も時間があればする ・あいさつ、ゴミ出し時の声かけ ・春や秋の祭、納涼祭、敬老会など ・野菜のお裾分けと会話 ・食改の行事である料理教室（親子・男性・その他）の参加を促している ・季節の物や食べ物を差し入れる ・体育大会において高齢者の競技を作り、各町内で参加してもらう声掛けをしてもらっている ・外国人への積極的な声掛けや相談相手になる ・本人宅へ行って顔見て話す	交流 ・あいさつ、声掛け続けていく ・百歳体操→呼びかけをいろんな世代に声をかける！ ・80歳以上の交流の場 ・コロナが終息に向かい団体の活動を活発にすること（各種団体の交流） ・返事がないことがあっても根気よくあいさつと目配りをする ・出来るだけ地区の行事やサロンに参加してもらい、忘れていそうな人にはチラシを持参して声をかける ・年代をこえた交流 ・飲み会などをどんどんやる ・ふれあいの場をつくる

・ゴルフ同好会（ゴルフ好きな人は誰でも参加可能） ・老人会での草刈り（3回/年）	・町内で交流する機会を増やす（サロン・町内行事） ・祭りの参加率を上げる ・役員同士の交流を盛んにする ・参加しやすい方策、役員中心の声掛け ・町内での定期的に公民館を開放する ・公民館を開放し、高齢者の気軽に寄れる場所とする ・柱になるもの（例：舟川の桜）があると一つにまとまるかもしれない ・外国人世帯の子育て支援
生活基盤 ・空き家をパトロール、除草、薬剤散布 ・SDGs地域を目指したリサイクル活動 ・町内での資源ごみの回収時に高齢者宅に取りに行っている ・おたよりを発行し、地域情報を知らせる ・朝日町のノックアルへの参加	生活基盤 ・空き家対策 ・声がけでゴミが出せているかを聞く ・再生資源ごみの回収（ひとり暮らし） ・ノックアルの柔軟な対応 ・町内会長の負担軽減
定住・地域の担い手 ・役員は責任感のある人をお願いし、次期を打診している ・役職の苦労ばかりでなく、楽しさ、面白さを話し、行事の参加を促す ・移住者の方にも町内の役を担ってもらっている ・児童クラブで交流活動をして、そこで次の担い手を見つけている ・民生委員児童委員になったことで顔見知りになれ、交流が生まれた ・女性の活動参加を進めている	定住・地域の担い手 ・文書作成等の軽減を図るため、パソコンの応援体制を取る ・高齢者のパソコン教室をする ・行事に参加してもらう（体験参加） ・女性（婦人会）の解体により、女性の活躍の場がない ・女性にも積極的にリーダー要請する ・40代～50代中心の組織が必要 ・子どもが生まれた世帯や、子どもがいる世帯には必ず声をかけ、親に地域の担い手を意識してもらう ・若い世帯に役をやってもらうための順番を決めておく ・現役の人（勤めている人）が参加できるような仕組みにする

現状と課題

各地区によって実情が違うため、ひとまとめにするのは難しいところですが、それぞれの地区で多岐にわたる課題があり、その課題に向かい解決方法を模索し、体制整備を進めようとしている状況が見えます。

高齢者の見守り、声掛け、サロンへの参加については全地域で浸透していきいていると思われます。高齢者や子育て世帯に対し、支援してあげたい気持ちはあるものの、肩書としての役割には重責が伴うとの考えから難色を示されますが、少しのお手伝いであれば可能という気持ちがあることが伝わりました。

今回の地域福祉懇談会で出されたご意見は、「これから必要な活動」として、現在やっている取り組みの拡充のほか、新たに地域でできることを考え、地域の福祉とともに地域の活性化をも目指し、数年後を見据えての意見も多く見られました。その際の担い手をどうするかが課題としてあります。

自分や家族、地域で解決できることもあれば、朝日町社協等や行政の共助、公助の力が必要な課題もあります。大切なのは、自分でできることの自助、お互いの支え合いの互助、社会保険制度などの共助、行政による公助、それぞれ連携して取り組み、解決の糸口を見出すことであると考えます。



(2) 住民アンケートの調査の実施について

(1) 調査の目的

第2期朝日町地域福祉計画、第5次朝日町地域福祉活動計画を一体的に策定するにあたり、次代の朝日町の地域福祉の中核を担う子どもたちや子育て世代の意識を、地域の活動や福祉活動、福祉教育への理解と参加などとの関わりなども踏まえながら把握し、地域や子育て支援に対する課題など計画に反映する。また、町内の障害者関係団体の現状を踏まえながら、地域福祉に対する課題、活動状況・課題について把握し、計画に反映するために実施する。

(2) 調査設計と回収状況

■調査の設計

調査書	地域福祉に関する 中学生アンケート調査	地域福祉に関する障害者団体アンケート調査	子ども・子育てニーズ調査 (住民・子ども課)	地域福祉に関する 住民アンケート調査 (社会福祉協議会)
調査対象者	朝日中学校 2学年生徒	町内障害者 2団体	町内就学前児童の 保護者 町内小学生の保護者	令和5年8月1日に 朝日町に在住して いる20～70歳代の住民
調査方法	調査票による対象者記入方式			
配布回収方法	中学校へ 依頼し生徒へ配布後、 生徒から中学校が回収	各団体長へ 依頼し役場へ提出	・小学生：小学校から 保護者へ配布後、郵便 回収 ・就学前児童：保育所 から保護者へ配布後、 保育所で回収。未入所 の場合は郵便にて配 布、回収	無作為抽出により、 郵送にて配布、回収
調査の期間	令和5年9月13日配布 令和5年10月2日回収		10月5日～10月20日	9月11日～9月29日

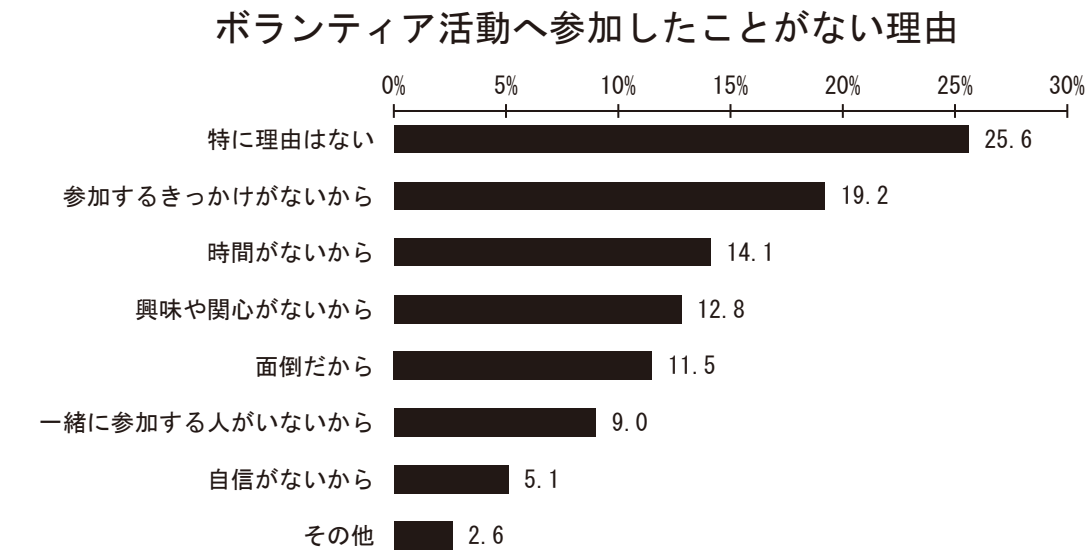
■調査の有効回答数

	地域福祉に関する 中学生アンケート調査	地域福祉に関する 障害者団体アンケート調査	子ども・子育て ニーズ調査 (住民子ども課)	地域福祉に関する 住民アンケート調査
配布数	80人	2団体	小学生 266人 就学前児童 195人	500人
有効回答数	74人	2団体	小学生 161人 就学前児童 150人	233人
回答率(%)	92.5%	100.0%	小学生 60.5% 就学前児童 76.9%	46.6%

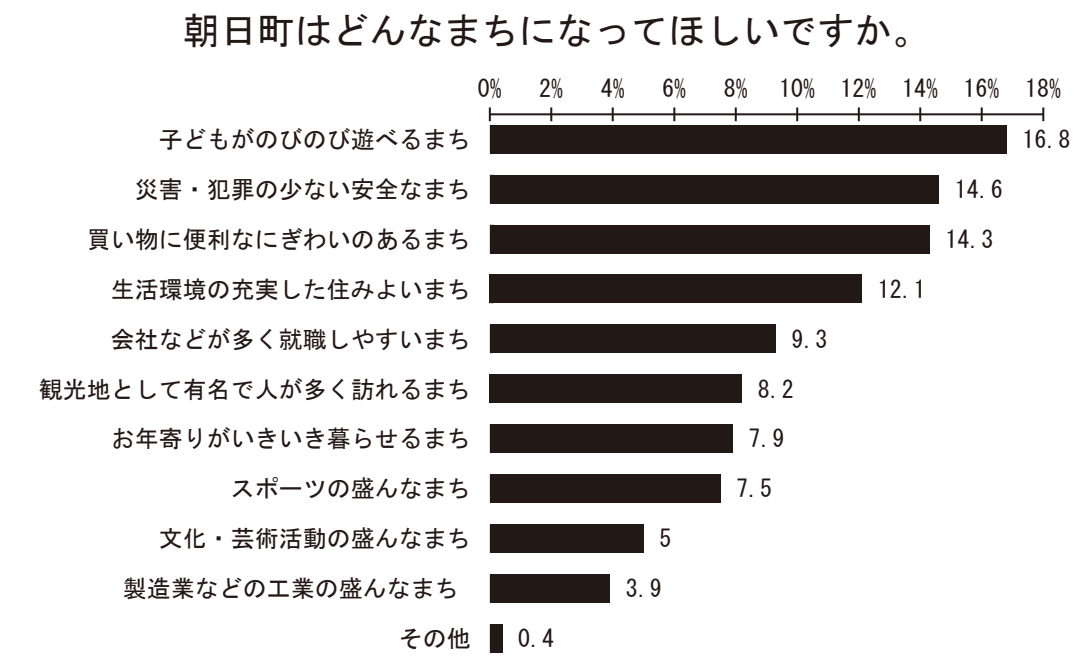
(3) 調査結果（抜粋）

地域福祉に関する中学生アンケート

① ボランティア活動に参加したことがない理由については、「特に理由はない」が25.6%と最も多く、次いで「参加するきっかけがないから」が19.2%、「時間がないから」が14.1%という結果となっています。



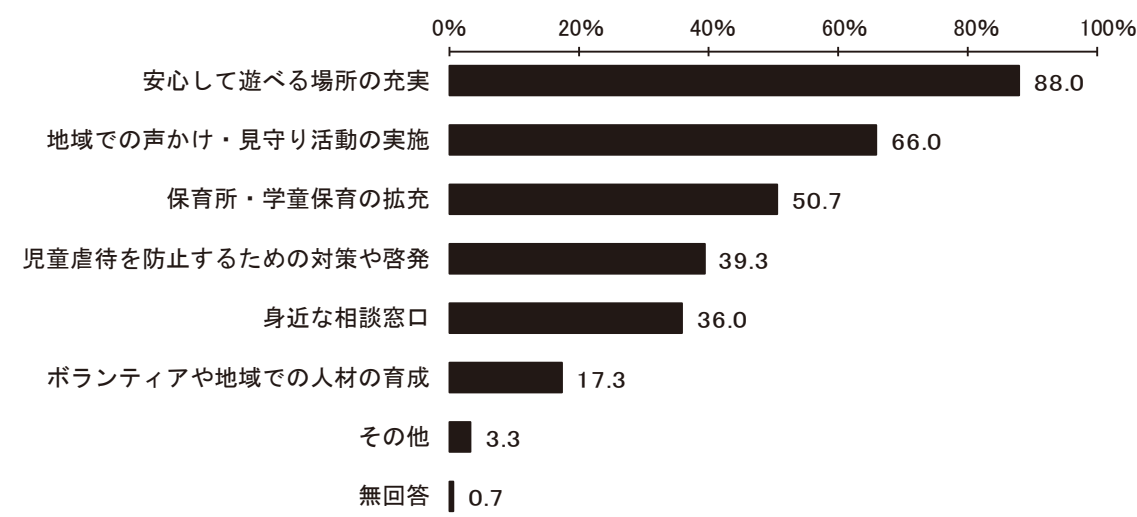
② 朝日町はどんなまちになってほしいかについては、「子どもがのびのび遊べるまち」が16.8%と最も多く、次いで「災害・犯罪の少ない安全なまち」が14.6%、「買い物に便利にぎわいのあるまち」が14.3%の順となっています。



子育て支援・地域に関するアンケート

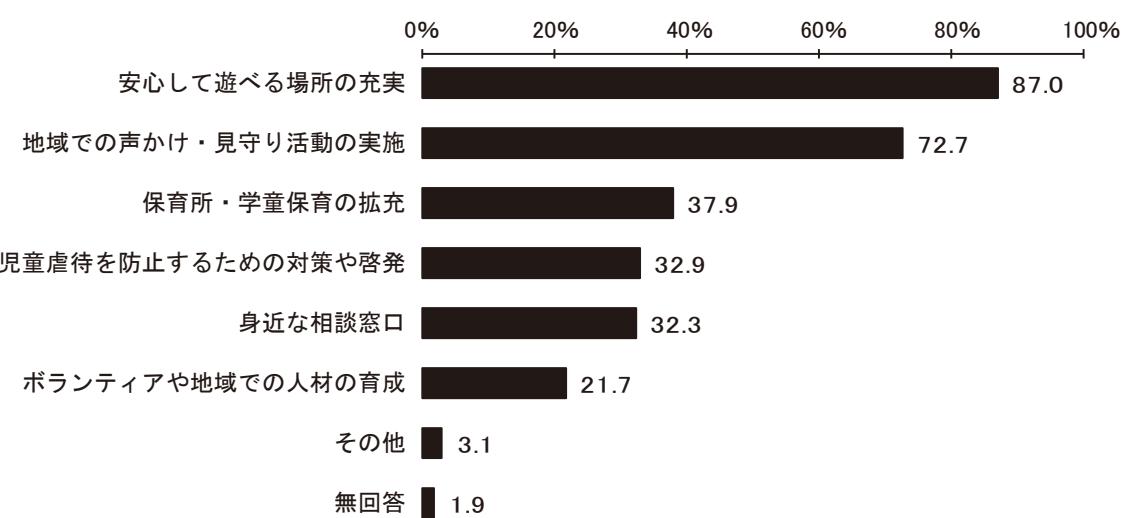
③ 地域の取組みで子どもが健やかに育つために必要なこと（就学前児童保護者）については、「安心して遊べる場所の充実」の割合が88.0%で最も多く、次いで「地域での声かけ・見守り活動の実施」（66.0%）、「保育所・学童保育の拡充」（50.7%）などの順となっています。

地域の取組みで子どもが健やかに育つために必要なこと【複数回答】

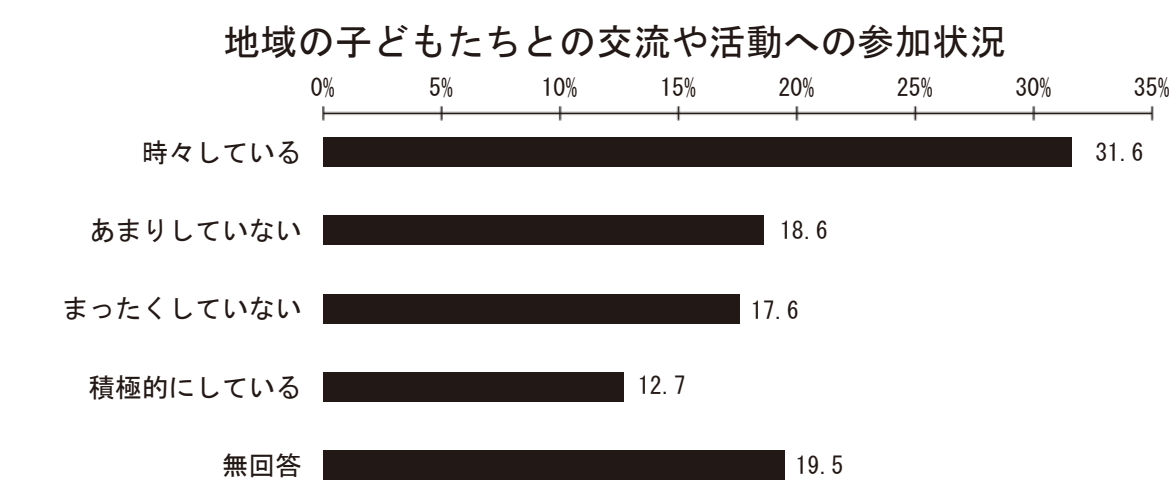


地域の取組みで子どもが健やかに育つために必要なこと（小学生保護者）については、「安心して遊べる場所の充実」の割合が87.0%で最も多く、次いで「地域での声かけ・見守り活動の実施」72.7%、「保育所・学童保育の拡充」37.9%の順となっています。

地域の取組みで子どもが健やかに育つために必要なこと【複数回答】



- ④ 地域の子どもたちとの交流や活動への参加状況については、「積極的にしている」と「時々している」を合わせた“参加している”の割合は44.3%で、同調査内での『地域の祭りやイベント』『地域で子どもを持つ保護者同士で情報交換』『地域の子どもたちのスポーツ・文化活動など』の順で多くなっています。



地域福祉に関する障害者団体アンケート

地域の問題点や課題については、「世代間の交流が少ない」が2団体ともに選択しており、その他「地域の活動が不活発」「地域の中での気軽に集まれる場が少ない」など、前回アンケートと同様に地域との交流に関しての選択が多くありました。「大規模な風水害や地震時の避難と安否確認等、防災対策に不安がある」も前回同様に選択されています。また、地域で安心して暮らし続けるために必要であることについては、「支援が必要な人への支援」が2団体とも選択されていました。

団体を継続していくために必要なこととして、「会員づくり」「会員相互の信頼関係」と回答がありました。

地域福祉に関する住民アンケート

地区での役割については、「自治振興会・町内役員」が27.1%と最も多く、「関わっていない」が38.7%であり、約6割の方が何かしらの役を担っている状況が見えます。

悩みや不安については、「自分や家族の将来のこと」が23.8%と最も多く、全体で何らかの悩みを抱えている方が87.6%おり、相談する相手としては、「家族・親族」が26.5%と最も多く、次いで「近所の知人、友人」22.4%、「福祉・介護サービス事業所」が8.6%の順でした。

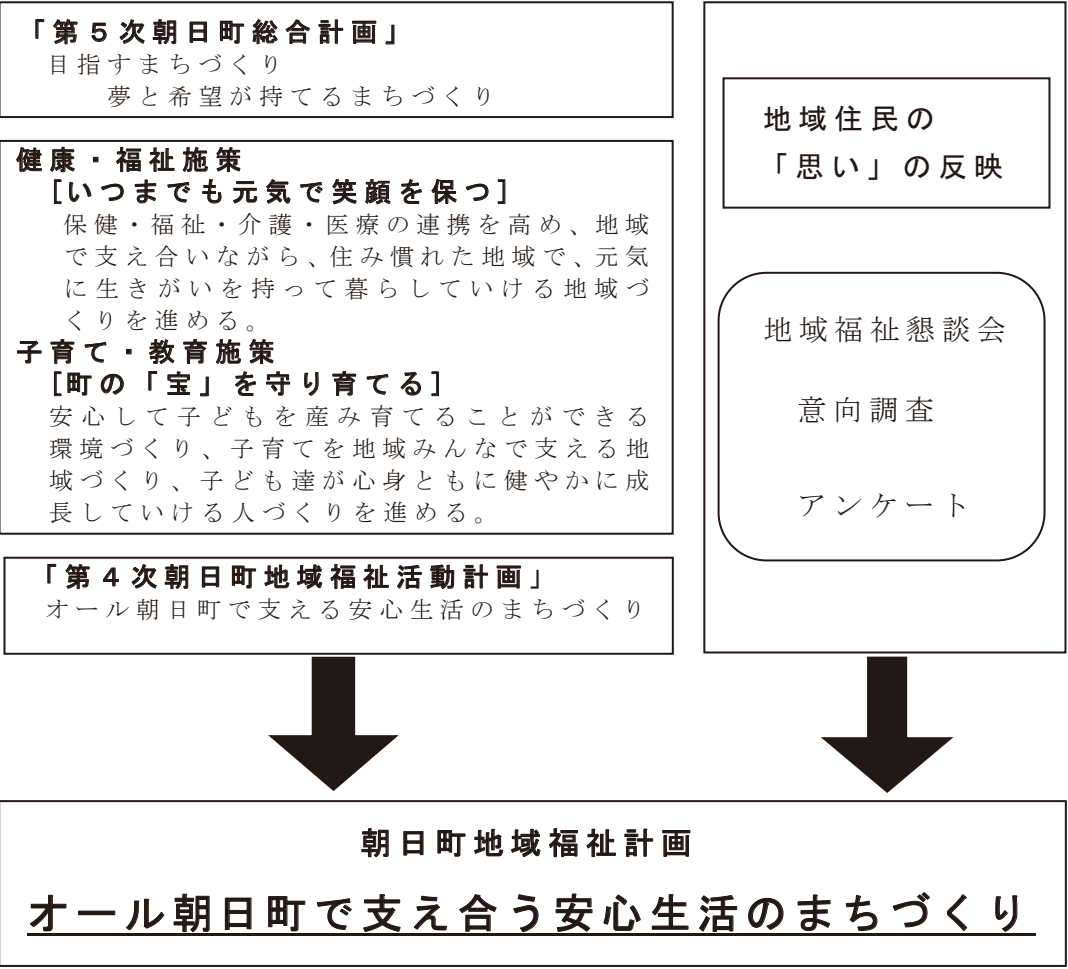
第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、朝日町の状況や課題を踏まえ、朝日町の上位計画である「第5次朝日町総合計画」の柱である『健康・福祉』において、「いつまでも元気で笑顔を保つ」を目標に、保健・福祉・介護・医療の連携を高め、地域で支え合いながら、住み慣れた地域で、元気に生きがいを持って暮らしていける地域づくりを目指しており、『子育て・教育』においては、「町の「宝」を守り育てる」を目標として、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、子育てを地域みんなで支える地域づくり、子ども達が心身ともに健やかに成長していける人づくりを、町民・地域・民間・行政が一体となって取り組むこととしております。

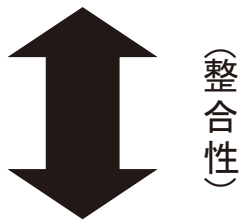
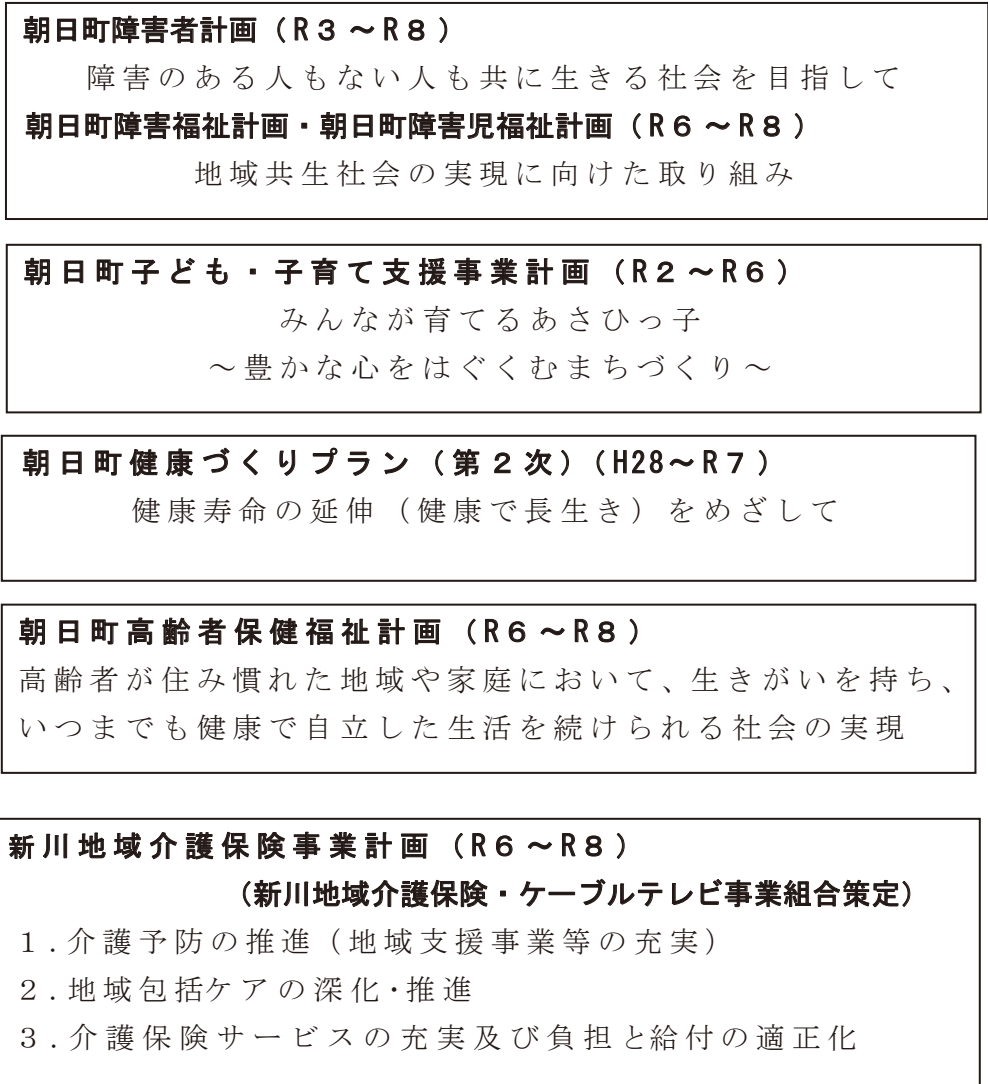
本計画の基本理念は、支えあいの地域づくりの理念として前計画から掲げている「オール朝日町で支える安心生活のまちづくり」を“オール朝日町で支え合う”と改め、推進することとします。

(1) 基本理念の検討

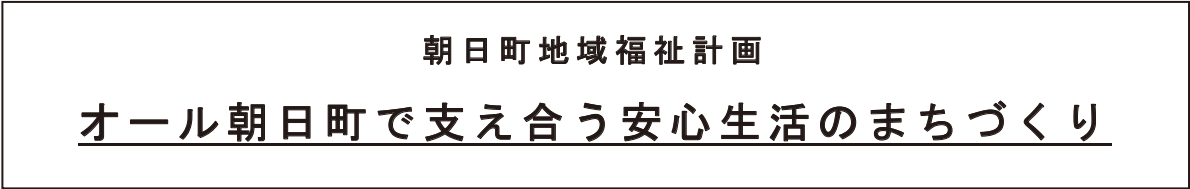


2 理念の検証

計画は保健福祉分野に係る個別計画と整合性を図りながら、これらを地域において横断的、総合的に推進する計画です。そのため、すでに策定されている計画との整合性が求められます。そこで、各個別計画の基本理念、基本方針との検証を行いました。



（整合性）



3 計画の基本的視点

朝日町の上位計画である「第5次朝日町総合計画」において「夢と希望が持てるまちづくり朝日町」を将来像として掲げ、その実現に向けた健康・福祉分野の基本目標を「いつまでも元気で笑顔を保つ」としています。

本計画においても、この基本目標の実現を目指していますが、人口減少と少子高齢化が進展している中、拡大する福祉ニーズに対しすべてを公的なサービスで対応するのは厳しい状況となっており、多岐にわたる福祉サービスの選択はもとより、町民が自らの意思によって問題解決を図るための努力がこれまで以上に必要となってきています。

また同時に、既存の制度やサービスの対象外で個人や家族でも解決できない問題に対し、地域の様々な関係者がお互いに協力し合いながら、一人ひとりの生活を支えるしくみを強化していくことが求められています。

町民の誰もが、ふだんの暮らしを幸せに送ることができるよう、生活しづらい方や生活に様々な困難を抱えている方も住み慣れた地域において「安心して暮らし続けることができる地域」を目指し、町民自らが家族や地域の人とのつながりや絆を大事にし、行動することはとても大切なことです。

朝日町地域福祉計画では、地域において築いてきているつながりをより大切にしたい助け合いや支え合いを深め、年齢、性別、国籍、障害の有無、家族の形態など多様な中でみんなが自立し、互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる、地域が一丸となってみんなが安心して暮らし続けることができる地域社会となれるよう、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

オール朝日町で支え合う安心生活のまちづくり

4 基本目標

基本理念を踏まえ、次の3つの基本目標を掲げ、具体的な取り組みを推進します。

基本目標1 地域を元気にするひとづくり

地域で暮らす一人ひとりが主役となって、それぞれの希望や能力に応じて、生きがいを感じながら元気に活躍できる機会を拡大し、健康と交流を促すとともに、その人に見合った自立した生活ができるよう支援を充実します。

地域に密着した福祉活動の中心的役割を担う町社会福祉協議会の活動を支援するとともに、地域や企業、NPO法人などのボランティア活動と連携し、地域を支える人材の育成を推進します。

基本目標 2 安心して暮らす地域づくり

高齢者や障害者、子育て家庭を含めた地域住民が孤立することなく、相互に理解と協力をもって支え合う地域社会が形成されるとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における福祉活動の支援を充実し、地域との連携・協働を推進します。

個人や家族、地域の助け合い、支え合いでは解決できない問題に対しては、公的な福祉サービスや民間が提供するサービスが活用できるよう、福祉サービス基盤の整備を推進します。

さらにD X（デジタルトランスフォーメーション）を導入し、福祉の向上に努めます。

基本目標 3 地域で支え合うしくみづくり

あらゆる住民が気軽に相談できる相談体制の充実、相談機能の強化を図るとともに関係機関と連携し、住民が必要とするサービスにつなげることができるよう、わかりやすい情報提供に努めます。包括的な相談体制及び重層的支援体制整備を推進します。

「地域を元気にするひとづくり」「安心して暮らす地域づくり」を支えるために、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を図り、高齢者等の地域生活を支援するための取り組みを推進します。

また、「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、高齢者だけでなく生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築による地域共生社会を目指します。

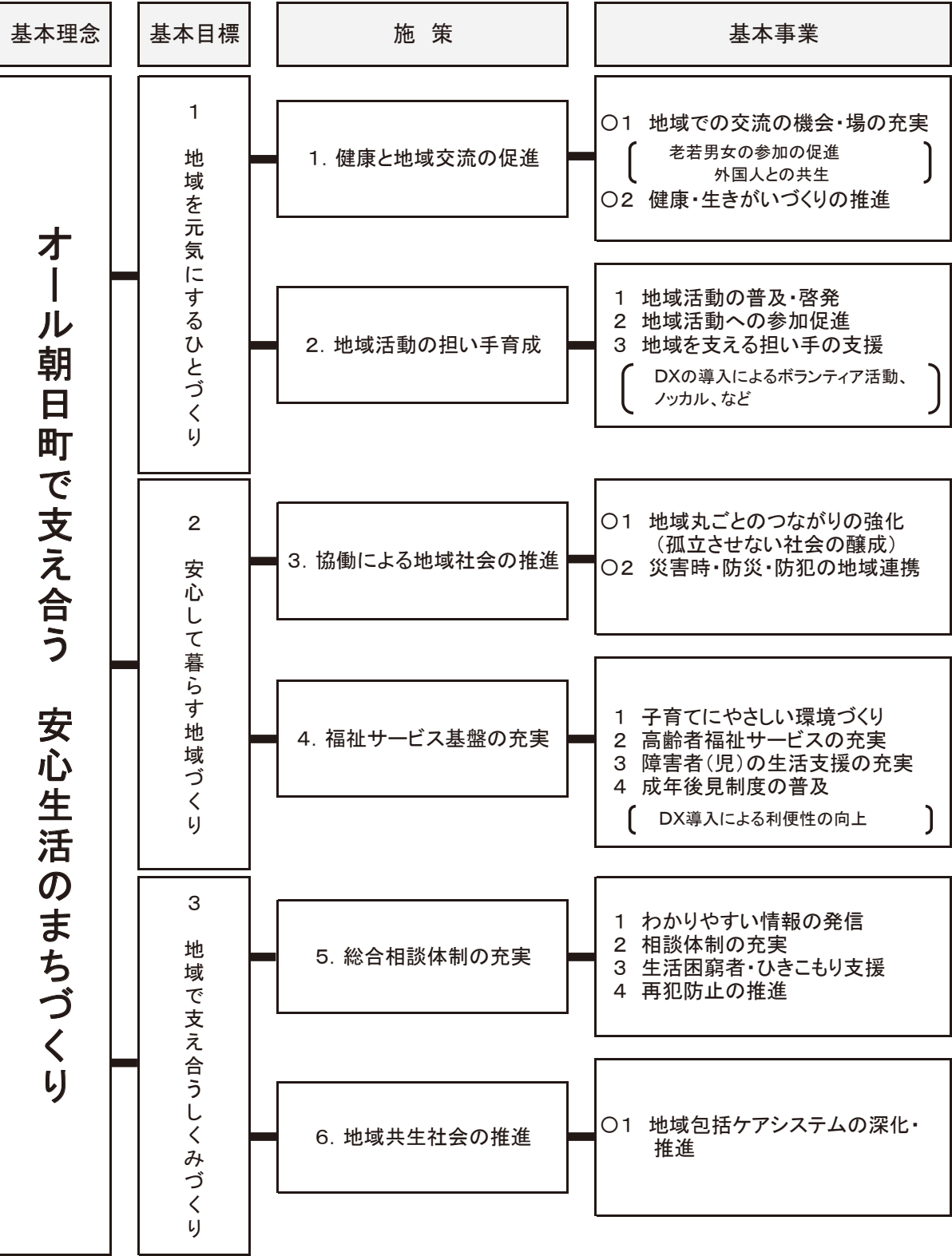
5 重点取組

- 地域での交流の機会・場の充実・・・誰もが参加できる、参画したくなる事業の提供
- 健康・生きがいづくりの推進・・・・・・健康長寿を目指す健康意識の向上、元気な高齢者（アクティブシニア）の活躍の場の拡大
- 地域丸ごとのつながりの強化・・・・・・みんなでつながるネットワークづくり、重層的支援体制の整備
- 災害時・防災・防犯の地域連携・・・地域防災力の強化、要支援者避難行動の確立
- 地域包括ケアシステムの深化・推進・・・医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に確保され、誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らし続ける地域社会の実現

6 計画の体系図

施策の体系

基本理念及び基本目標の実現のため、それぞれの基本目標の柱となる具体的な6つの施策を定め、次のとおりの体系とします。 ※○印の基本事業については、重点的な取り組みの事業を示します。



第4章 施策と基本事業

施策と基本事業を推進する実施主体を「町民一人ひとり」、「地域（事業者含む）」、「朝日町社会福祉協議会」、「行政」に区分し、それぞれの取り組み内容や期待される姿を示しました。

1 基本目標 地域を元気にするひとづくり

(1) 施策1 健康と地域交流の促進

● 基本事業1 地域での交流の機会・場の充実【重点取組①】
【現状と課題】

誰もが安心して暮らし続けるには、人と人との絆や交流を深め、お互いに支え合い、助け合う地域をつくっていく必要があります。そのためには、近所付き合いや地域での交流活動、高齢者、障害者（児）、子ども、外国人など地域で暮らす誰もが気軽に参加することができる、多様な居場所づくりを進めるとともに、住民自らが我が事と捉えて地域活動に積極的に参加することが求められています。

施策の方向性

地域での支え合いや協力する関係づくりを進めるため、気軽に交流できる場の創設や、現在、朝日町社会福祉協議会が積極的に取り組んでいる、ふれあいいきいきサロン活動の拡充を図り、各種団体の交流と住民同士のつながりやふれあいを推進します。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○近隣住民に積極的にあいさつや声かけを行います。 ○地域の行事や催事に積極的に参加し、地域の様々な世代の人との交流を図ります。 ○住んでいる地域の生活課題などに関心を持ちます。
★地 域	○地域主体で気軽に参加、参画できる行事やイベントを開催し、交流の機会や場を増やし、住民が地区でつながるきっかけをつくりま す。 ○地域の課題解決のためにできることを考えます。
★朝日町社会福祉協議会	●ふれあいいきいきサロン事業の推進を図ります。 ●各地区社会福祉協議会やボランティアグループと地域活動を支援する取り組みを進めます。
★ 行 政	●ふれあいいきいきサロン事業等の集いの場の支援を強化します。 ●地域のつながり、交流の支援をします。 ●各地域で行っている行事やイベントなどに関する情報を収集して、町の広報紙やホームページ、SNSで発信し周知します。

● 基本事業2 健康・生きがいの推進 【重点取組②】
【現状と課題】

超高齢社会の状況下において、高齢者の割合が増加し、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯が増加している状況にあります。そうした中、住民がいつまでも自立した生活を送ることができるよう、「健康寿命」の延伸を図る必要があります。また、高齢化による地域での担い手の不足により、地域力が弱体化し、防災などの安全・安心の確保や高齢者などの見守り、子育て世帯への支援が十分に対応できなくなる可能性があります。

施策の方向性

長く社会との関わりを持ち続けるためには、健康でいきいきとした暮らしを送ることが重要です。一人ひとりが自らの健康管理に努めるとともに、家庭や地域、保健医療機関、福祉団体との連携を図りながら、朝日町健康づくりプランを推進します。

また、団塊の世代をはじめとする元気な高齢者（アクティブシニア）が地域社会の新しい担い手となって、地域社会の再生に積極的に取り組むことを推進します。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○健康への関心を高め、積極的に健康づくりに努めます。 ○将来の活動の場づくりについて考え、再就労や経験を活かしたボランティア活動や地域への参画など、社会とのつながりを持続するよう努めます。
★地 域	○地域住民を対象とした様々な行事などへの参加を促進します。 ○いきいき百歳体操等、地域でできる活動を促進します。
★朝日町社会福祉協議会	●地域住民を対象とした、健康・生きがいのサロンなどの充実を図ります。
★ 行 政	●地域ぐるみで健康を支え、心身だけでなく社会的にも健全で生活の質の高い暮らしを支援します。 ●アクティブシニアが活躍するための支援を行います。 ●芸術、文化、歴史等、幅広い分野で意欲的に学習できる環境を整備し、生涯学習を支援します。 ●シルバー人材センターの周知や積極的な活用を行います。 ●介護予防事業の充実を図ります。 ●介護予防教室など、アクティブシニアが運営する体制づくりに努めます。 ●町民一人ひとりが自らの健康づくりに関心を持ち実践できるよう、望ましい生活習慣や健康に関する情報を発信していきます。 ●健康づくり・国民健康保険・高齢者医療・介護予防の各部署、関係機関が連携を図り、健康づくりを支援していきます。 ●町民が主体となって、自身の健康状態を知るきっかけづくり住み慣れた地域で長く社会参加できるような体制整備を行っていきます。

★ 行 政	●町民の健康に関する様々な情報や課題を関係機関で共有・協議し、全世代における健康づくりに反映させていきます。
-------	--

（2）**施策2 地域活動の担い手育成**

● **基本事業1 地域活動の普及・啓発**

【現状と課題】

地域福祉懇談会の意見や、各種アンケートから、地域福祉に対する意識の高まりを感じることができる一方、支援をするきっかけや機会が不足していると考えられます。

福祉情報の発信に工夫を凝らし、地域福祉に関わる情報を全町民に届ける必要があります。地域福祉を推進していくうえで他人を思いやり、お互いを支え合おうとする、地域福祉意識のさらなる醸成を図る必要があります。

施策の方向性

地域活動を推進していく上で重要である町民の地域福祉への理解と関心を高めるために、普及・啓発に努め、また、家庭・地域・学校・事業者等における福祉教育の推進や、ボランティア活動など地域福祉活動への参加に結び付く体験や学びの機会づくりを推進し、支援します。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○生涯を通じ、地域福祉への関心・理解を高め、自分のニーズにあった講座等に積極的に参加します。 ○町の広報紙やホームページ、SNS及び地域で発行される広報誌など地域福祉に関する情報を収集します。 ○地域福祉に関する自らの意欲や関心などを発信し、活動の輪を広げます。 ○地域や学校の奉仕活動に家族ぐるみで参加します。 ○家庭や福祉について話し合う機会を持ち、思いやりの心を育むよう努めます。 ○仕事や趣味等で培ってきた技術や特技を地域活動に役立てます。
★地 域	○地域の保育所、学校、福祉施設、事業所等と連携した地域活動を行い、異世代や障害者（児）との交流を推進します。 ○行事イベントでは、高齢者や障害者、小さな子ども連れなど、誰もが参加しやすいよう配慮します。
★朝日町社会福祉協議会	●地域活動の先進的な取り組み事例等を紹介し、先進的活動が他の地域へも広がるように情報発信を行います。 ●地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、いきいき連合会、地域ボランティア等と連携・協力し、地域福祉の啓発活動に取り組みます。 ●地域福祉懇談会に、子育て世代の方の参加を促すなど、若い世代の福祉活動参加を促進します。

★朝日町社会福祉協議会	●福祉教育を通じ、地域の課題について、積極的に理解を深めていきます。
★ 行 政	●町の広報紙やホームページ、SNSを活用し、地域福祉に関わる活動をはじめとする地域福祉の普及啓発と参加したくなる情報発信に努めます。 ●行政出前講座や講習会などを積極的に行い、地域住民へ地域福祉に関わる活動の重要性や成果、やりがい等の普及啓発に努めます。

● **基本事業2 地域活動への参加促進**

【現状と課題】

ボランティア活動などの地域福祉にかかわる活動は地域活動を推進していくうえで、重要な役割を果たしており、朝日町でも高齢者や障害者（児）への支援、子育て家庭への支援、健康づくり、地域づくり等々、さまざまな分野でその力が発揮されています。

ボランティア参加者の高齢化、固定化が課題となっており、今後は、年齢、性別、個人、企業に関わらず参加することが求められています。

施策の方向性

地域活動の推進にあたっては、地域福祉の意義や必要性についての町民の理解と協力が不可欠です。町民が地域情報を得やすい広報体制を構築し周知に努め、町民の地域活動への参加、参画の促進をします。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○地域や学校でのボランティア活動に参加します。 ○地域の中で、自らの知識や経験、自由な時間などを活用します。 ○ボランティア養成講座等に積極的に参加します。 ○ボランティア活動の体験を伝え仲間を増やします。 ○地域福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加します。 ○もちもたネットやノッカルなど、住民同士の助け合い事業に関心をもちます。
★地 域	○誰でも参加しやすいボランティアの仕組みづくりやボランティアの協力を広く住民に呼びかけます。 ○地域で活動している個人・ボランティア団体等との連携の場をつくり、情報共有や交流促進に取り組みます。 ○地域活動に関心のある人や専門的な知識、技術を持っている人を発掘し、活動に参加してもらいます。 ○地域の中で住民が活動できる場や機会をつくります。
★朝日町社会福祉協議会	●ボランティアについての周知を図り、誰でも気軽に始められるきっかけづくりを行います。 ●ボランティア団体の活動内容やイベント・講座の情報発信の充実と

★朝日町社会福祉協議会	地域・ボランティア団体との連携の場づくりなどボランティアセンターの内容の充実を図ります。 ●ボランティアが安心して活動が続けることができるよう、相談・支援を行います。 ●様々なボランティアなどの地域活動に関する情報などを収集し、活動内容に合った情報を提供します。
★ 行 政	●朝日町社会福祉協議会と連携し、SNS、DXを利用した新たなボランティア活動の仕組みづくりに取り組み、住民が参加しやすい環境づくりに努めます。 ●町の広報紙及びホームページ、SNSを活用し、ボランティアなど地域活動の重要性と活動の周知に努めます。 ●ボランティアなどの地域活動を長期間続けている人への顕彰を行います。 ●LoCoPi あさひまち、もちもたネット、ノッカルなど、デジタルを利用した活動について、わかりやすく広報、周知します。

●基本事業3 地域を支える担い手の支援

【現状と課題】

地域福祉推進の担い手として、民生委員児童委員は要の存在であり、地域の福祉に大きな役割を果たしています。一方で、地域福祉課題の複合多様化、支援を必要とする人の増加、度重なる福祉制度の改正などの要因により、民生委員児童委員活動の負担感が増大しています。

朝日町の民生委員児童委員は、各地域から推薦され活動していますが、今後の高齢社会の進行に伴って、民生委員児童委員のなり手を確保することが難しくなることが想定されます。同様に民生委員児童委員を支援する福祉サポーターの人材確保も難しくなることが想定されます。

施策の方向性

民生委員児童委員と町内会等の地域団体との日常的な活動交流や、地域住民への民生委員児童委員活動の周知など、活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、民生委員児童委員の活動をサポートする体制の強化を図ります。

同様に民生委員児童委員を支援する福祉サポーターの人材確保は不可欠であり、地域における活動の中心となる担い手の育成が求められています。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○民生委員児童委員及び福祉サポーターの役割について理解し、その活動に積極的に協力します。
★地 域	○民生委員児童委員と町内会など地域内の関係団体の連携・協力関係を深めます。 ○地域の広報紙などで民生委員児童委員活動を紹介します。

★地 域	○民生委員児童委員の活動をサポートする、福祉サポーター等との連携や情報交換の機会をつくります。
★朝日町社会福祉協議会	●朝日町民生委員児童委員協議会の事務局として、活動の支援と委員の資質向上に向けた研修会の開催に努めます。 ●潜在する人材の活用に努め、地域福祉活動に携わる担い手として支援します。
★行 政	●地域での主な担い手である地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉サポーターの意見交換会や講座を実施し、地域活動を支援します。 ●地域福祉関係団体（地域での主な担い手である地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉サポーター）と地域福祉についての情報共有に努めます。 ●地域の福祉の対応困難ケースについて、専門関係団体、町関係課等との連絡調整を行い、解決に向け迅速に取り組みます。 ●福祉団体の活性化に向けた支援を行います。

2 基本目標 安心して暮らす地域づくり

(1) 施策3 協働による地域社会の推進

●基本事業1 地域丸ごとのつながりの強化 【重点取組③】

【現状と課題】

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、さらに8050世帯、ひきこもり、子育て世帯等が孤立している現状があります。家族の形態が大きく変容する中で、コロナ禍も相まって、地域における支え合い機能の低下が懸念されます。

誰もが安心して暮らし続けるためには、人と人との絆を強め、交流を深め、お互いに支え合い助け合う地域のつながりの強化が必要です。

また、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、障害者などへの生活支援を必要とする人が増加し、日常生活の困りごとが地域的生活課題として顕著になってきています。

施策の方向性

地域での地区社会福祉協議会、民生委員児童委員の活動において、連携・強化を深め、また自助、互助による地域住民相互の支えあいや助けあいの取り組みを推進します。

ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、障害者などの生活支援については、公的サービスですべて対応することに限界があることから、地域での多様な実施主体の参加による地域住民主体の支え合い助け合い活動であるケアネット活動を推進し、見守り活動を強化し、住民主体の生活支援の提供に努めます。

また、認知症高齢者などを見守り支えるために、地域や警察、消防との連携、各種事業とのネットワークの構築に努めます。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○自らができることから地域課題の解決に取り組むよう努めます。 ○地域のボランティア活動等に関心を持ち、理解に努めます。 ○身近に支援が必要な人がいれば、声掛けや見守りなどを行い、支援につなげます。 ○近所に移動が困難な人がいたら、買い物などの際に声をかけるなど、できる範囲で支援します。 ○認知症に対する正しい知識と理解を深め、ＳＯＳネットワーク等に協力します。
★地域	○地域の生活課題を認識し、より多くの住民と共有します。 ○他地域との交流を盛んにし、情報やアイディアを取り込みます。 ○行政、福祉団体等との交流を行い、地域貢献に努めます。 ○地域住民の日頃から顔の見える関係づくりや、支援を必要とする人の把握・支援体制づくりを地域ぐるみで進めます。 ○地域全体で子どもや高齢者を見守り、心配や不安を感じたときは、専門機関や関係機関へつなぐなどの支援をします。 ○地域、事業者、学校等地域ぐるみで福祉課題の解決を目指します。
★朝日町社会福祉協議会	●地域におけるケアネット活動を推進します。 ●お互いに顔がみえる地域づくり推進に努め、住民が主体となる福祉活動の支援を行います。 ●地域における生活ニーズと地域住民のボランティア活動のニーズに関する情報をマッチングし、地域で解決できる仕組みづくりに取り組みます。 ●地区社会福祉協議会との協働により基盤づくりに努めます。 ●見守りや声掛け、日頃の金銭管理のサポートにおいて商店や新聞販売店、金融機関等の新たな社会資源とのネットワークづくりに努めます。
★行政	●朝日町社会福祉協議会が取り組む地域で解決できる仕組みづくりについて支援し、連携を図り、推進します。 ●地域におけるケアネット活動の推進を支援します。 ●協働の取り組みが広がるよう、住民への理解促進を図ります。 ●地域の多様な担い手が互いに協力し合えるネットワークづくりを支援します。 ●認知症高齢者の行方がわからなくなった場合の保護する体制(徘徊高齢者ＳＯＳネットワーク)、見守りシールの周知を図ります。 ●望まない孤独・孤立を防止する体制づくりに努めます。

●基本事業2 災害時・防災・防犯の地域連携 【重点取組④】
【現状と課題】

突発的な自然災害の経験から、地域を中心とした防災意識がより強化されていますが、地域住民や関係機関などとの連携による避難行動要支援者支援体制や高齢者、障害者等の非常時や緊急時などに備えた地域の体制づくりが必要です。

また、地域福祉懇談会における住民の意見から、災害時の対応の不安や、地域の防犯対策の必要性を感じているとの意見が多くあげられています。

施策の方向性

災害時に備え、朝日町地域防災計画に基づき、各地区の自主防災組織を中心とした、避難行動要支援者支援体制の整備を図り、高齢者や障害者など支援が必要な方への地域ぐるみの支援体制づくりを推進するとともに、地域コミュニティの醸成に努めます。

また、地域の安全は、地域で守るという考えのもと、「自助」、「互助」による地域住民相互の支え合い、助け合いによる防犯体制の整備も必要です。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○災害時の連絡体制、避難方法、避難場所を確認しておきます。 ○地域の防災訓練や自主防災組織の活動に参加します。 ○災害・防犯に対する意識を高めます。 ○日頃からのあいさつで隣近所とつながります。
★地域	○災害時の避難の際、隣近所で声をかけ合います。 ○避難行動要支援者の方にとって避難の際、隣近所の協力は不可欠であるため、普段の付き合いの中で相互理解を深めます。 ○災害時に地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう、地域で実践的な防災訓練を実施します。 ○地域で災害・防犯の意識を高め、見守りや声かけに取り組みます。
★朝日町社会福祉協議会	●災害救援ボランティア本部の機能の充実に努めます。 ●日頃からの見守りや災害時に備えた支え合いマップの推進と充実に取り組みます。 ●災害に関する啓発に努めます。
★行政	●高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱な人等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象としたスペースの確保に努めます。また福祉施設と連携を図り、避難所において要支援者が適切な支援を受けることができるよう体制の整備に努めます。 ●避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員児童委員、朝日町社会福祉協議会、自主防災組織、消防機関、警察等と情報を共有することにより災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。

★行	政	●避難行動要支援者名簿登録者の個別避難計画作成に関係機関とも連携し、引き続き努めます。 ●ひとり暮らし高齢者や障害者等が、緊急時に関係機関等に即時に通報できるよう、緊急通報・連絡体制を整備、充実します。 ●高齢者や障害者など支援を必要とする人に、災害時にも情報が届くよう配慮した情報発信を行います。 ●高齢者の消費者被害対策に努めます。 ●地域での見守りに関する協定など、事業者等との連携により、ひとり暮らし高齢者などの生活の安全を見守る仕組みを充実します。
----	---	---

(2) 施策4 福祉サービス基盤の充実

●基本事業1 子育てにやさしい環境づくり

【現状と課題】

急速な少子化の進行、家庭・地域を取りまく様々な状況に対応するため、多様なサービスの提供が求められます。

様々な子育てに対する課題を抱える住民に対し、その課題に応じた適切なサービス利用のための、相談体制・情報提供の充実と地域における様々な社会支援を活用した支援体制を構築する必要があります。

施策の方向性

地域住民と共に、安心・安全な環境を整え、子どもたちが健やかに成長できるよう、行政や関係機関と連携・協力して、子育てにやさしい環境づくりを推進します。

また、朝日町子ども・子育て支援事業計画を推進し、必要とする公的サービスを円滑に提供します。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○子育ての悩みを家族等で共有します。 ○子どもや子育て世代が抱える悩みや地域で見守る子育て支援についての理解を深めます。
★地域	○家庭を支える最も身近な場として、近所で互いに助け合い、子育て家庭を地域で支えるという風土を築いていきます。 ○地域主催の催事やサロン活動など地域での子どもの居場所づくりと子育て世代の孤立防止に努めます。 ○児童クラブ、子育てサークル、ボランティア団体等で子育てを支援する行事や活動を行います。
★朝日町社会福祉協議会	●子育て世代の交流と学びの場づくりを推進します。 ●ケアネット（見守り）活動等を通じて、子どもや子育て世代の孤立防止の取り組みを行います。

★行	政	●健やかに生まれ育つことができる子育て支援サービスの充実に努めます。 ●延長保育や休日保育、病児病後児保育など、ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。 ●子育てに関する相談支援体制や情報提供のさらなる充実を図ります。 ●障害のある子どもを持つ家庭や要支援家庭などに対し必要な支援を行い、安心して子育てができる環境を整備します。 ●子どもの虐待やヤングケアラーの早期発見、防止・支援に努めます。 ●子育て支援施策にD Xを推進していきます。
----	---	--

●基本事業2 高齢者福祉サービスの充実

【現状と課題】

現在の超高齢社会の状況下において、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が増加傾向にあり、住み慣れた地域で自分らしくいつまでも暮らし続けるためには多様なサービスの提供が求められます。

それぞれの課題を抱える町民に対し、その課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を図るほか、地域における様々な社会支援を活用した支援体制を構築する必要があります。

判断能力が不十分なために、財産の管理や日常生活で生じる契約などの法律行為を自分で行うことが困難な高齢者の権利を守るため、成年後見制度や朝日町社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を実施しています。高齢者虐待や認知症高齢者など、地域で様々な課題を有し、困難な状況に陥っている人々の存在を認識することが強く求められており、一層の権利擁護事業を推進していくことが必要です。

施策の方向性

朝日町高齢者保健福祉計画、新川地域介護・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業計画を推進し、必要とする介護保険サービスや町が実施する福祉サービスを円滑に提供し、また地域で必要とされる福祉サービスが、住民によるもの、各種団体などによるもの、行政や関係機関によるものが連携・協力しながら効率的に提供されるよう、努めます。

また判断能力が低下した高齢者の権利が擁護されるよう、成年後見制度を含めた幅広い支援や対応ができる体制の整備を図り、虐待防止、虐待に対する適切な支援について、関係機関と連携して虐待の実態把握や虐待防止のための啓発活動に努めます。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○介護保険サービスや町の福祉サービスの情報や内容を把握します。 ○権利擁護に関わる制度や事業について、理解を深めます。 ○認知症に関する正しい知識と理解を深めます。

★地域	○介護保険サービスや町の福祉サービスの内容を把握して、必要とする地域住民の利用につなげます。 ○権利擁護に関わる制度や事業について、地域で行う研修などにより、理解を深めます。
★朝日町社会福祉協議会	●福祉サービスの利用援助や日頃の金銭管理等をサポートする事業を行い、福祉サービスが利用しやすい環境づくりに努めます。 ●相談支援体制の充実を図ります。 ●訪問型サービスの充実
★行政	●多様な機関、団体、事業所との連携により、ニーズに即したサービスの充実に努めます。 ●介護予防・重度化防止を推進します。 ●高齢者虐待防止や成年後見制度などの実施による権利擁護事業を推進します。 ●認知症支援施策を推進し、地域への理解と協力を求めます。 ●介護人材の確保に向け、普及・啓発、育成を図ります。

●基本事業3 障害者（児）の生活支援の充実

【現状と課題】

近年の社会経済環境の変化や生活課題の多様化による、障害者（児）など、支援を必要としている方への支援体制の充実や、障害のある人への虐待防止や権利を守るため、一層の権利擁護を推進していくことが必要です。

また、支援が必要な方が自立した生活を送るためには、適性と能力に応じた就労など、経済的な基盤を確保することが不可欠であり、就労の機会確保の支援、また障害者などに対する理解を深めてもらう必要があります。

それぞれの課題を抱える町民に対し、その課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を図るほか、地域における様々な社会支援を活用した支援体制を構築する必要があります。

施策の方向性

朝日町障害者計画・朝日町障害福祉計画・朝日町障害児福祉計画を推進し、必要とする公的サービスを円滑に提供し、また地域で必要とされる福祉サービスが、住民によるもの、各種団体などによるもの、行政や関係機関によるものが連携・協力しながら効率的に提供されるよう努めます。

障害者の権利が擁護されるよう、成年後見制度を含めた幅広い支援や対応ができる体制の整備を図り、虐待防止、虐待に対する適切な支援について、関係機関と連携して虐待の実態把握や虐待防止のための啓発活動に努めます。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○障害についての正しい知識と理解に努めます。

★町民一人ひとり	○障害のある人への合理的配慮の理解を深め、日常生活で実践します。
★地域	○障害の有無に関わらず、誰もが地域活動に参加できるよう努めます。 ○支援が必要な世帯がある場合、行政等に情報提供を行います。 ○障害のある人の就労を推進します。
★朝日町社会福祉協議会	●障害者（児）へのケアネット活動を通じて、地域とのつながりを持てるよう取り組みます。 ●行政、地域、関係機関との連携により就労支援等へつなぐ相談体制づくりや、生活福祉資金の貸付等による支援に努めます。 ●小中学校、地域との福祉教育の学びの機会を通じて、障害者理解を深める活動を行います。
★行政	●行政、関係団体、団体、民間企業、事業所との連携により、ニーズに即したサービスの充実に努めます。 ●障害に対する理解を深めるよう周知に取り組みます。 ●地域と連携し、障害者（児）への支援強化に努めます。 ●職場体験や就労支援事業を通じ、関係行政機関などと連携し、一般企業への障害者雇用を推進します。 ●障害者（児）虐待防止や成年後見制度の実施などの権利擁護事業を推進します。

●基本事業4 成年後見制度の普及

【現状と課題】

判断能力が不十分なために財産管理や日常生活に生じる契約などの法律行為を自分で行うことが困難な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の権利を守るために成年後見制度や社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業は重要な手段であるにも関わらず、これまで十分に利用されていない現状があり、利用促進に向けて中核機関の設置や権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していくことが必要です。

施策の方向性

本計画に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項の規定に基づく「朝日町成年後見制度利用促進基本計画」を盛り込み、中核機関として朝日町成年後見支援センターを設置し、成年後見制度について理解を深めることができるように広報活動に努め、成年後見制度を必要とするすべての者が適切に利用することができるように努めます。また、朝日町成年後見支援センター運営委員会を整備し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化に努めます。

加えて、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画で優先して取り組む事項である（1）任意後見制度利用促進、（2）担い手の確保・育成等の推進、（3）町長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進にも努めます。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○権利擁護に関わる制度や事業について、理解を深めます。 ○権利擁護に関する支援が必要になったときに成年後見支援センターに相談をします。
★地域	○権利擁護に関わる制度や事業について地域で行う研修などにより、理解を深めます。 ○団体活動を通じ、権利擁護等の支援の必要な者を発見したときには、成年後見支援センターにつなげます。
★朝日町社会福祉協議会	●認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等に対して、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行う日常生活自立支援事業について、周知と利用の促進を図ります。 ●日常生活自立支援事業が適切に利用できるように支援します。 ●日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を支援します。 ●成年後見支援センター運営委員会へ参加し、関係機関との連携を深めていきます。
★行政	●認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等が住み慣れた地域で、安心して生活することができるように、適切に成年後見制度を利用し、その権利を養護することができるように努めます。 ●地域包括支援センター内に成年後見支援センターを設置し、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援の4つの機能を実施していきます。 ●成年後見支援センターや成年後見制度（法定後見制度、任意後見制度）に関するチラシを作成、配布します。また、町HPによる町長申立てや成年後見制度利用支援事業の掲載、出前講座や地域で研修会等を実施して広く周知・広報を行います。 ●成年後見制度に関する相談や家庭裁判所への成年後見等審判開始の申立て手続きの支援等を行います。 ●家庭裁判所への後見人等候補者を選定する受任者調整を行います。 ●権利擁護支援チームの形成及びバックアップを行います。 ●他市町と連携をして、市民後見人養成講座等の開催を検討し、担い手の確保・育成等に努めます。 ●町長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進にも努めます。 ●年2回成年後見支援センター運営委員会を実施し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化に努めます。

3 基本目標 地域で支え合うしくみづくり

（1）施策5 総合相談支援体制の充実

●基本事業1 わかりやすい情報の発信

【現状と課題】

町民の誰もが福祉の制度やサービスを必要なときに適切に利用するためには、その情報が入手しやすく、わかりやすい形で提供されることが必要です。

施策の方向性

いつでも、誰でも気軽に相談できる窓口が身近なところにあることにより、多くの問題解決が図られることから、行政や地域の相談体制及び窓口の周知と整備に努めます。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○広報紙や町SNS等からの情報発信に対して日頃から注視するよう努めます。
★地域	○収集した情報を地域内で共有し、福祉サービスの情報蓄積に努めます。 ○福祉サービスの情報収集に努め、サービスを必要とする利用者への情報提供に活用します。 ○地域で対応が困難な事例については、必要に応じて役場や関係機関へつなぎます。
★朝日町社会福祉協議会	●様々な媒体を通じて福祉サービスや地域福祉活動についての的確でわかりやすい情報発信を行います。
★行政	●広報紙やケーブルテレビ、ホームページ、SNSなどを通じて、福祉サービスについての的確で分かりやすい情報発信を行います。 ●福祉サービスを利用する町民が、できるだけ自らの選択で適切なサービスを受けることができるよう、サービス内容や利用要件、サービス提供事業者等に関する情報をわかりやすく提供します。 ●広報媒体ごとに高齢者や障害者などの利用者に配慮した情報提供手段の充実に努めます。

●基本事業2 相談体制の充実

【現状と課題】

地域福祉懇談会での意見や障害者団体へのアンケートの結果によると、支援が必要な人へ確実に支援が行き届くようにする体制づくりを望む声があり、利用しやすい相談支援体制の整備と窓口の拡充が求められています。

また、近年の社会情勢の変化や生活課題の多様化による、8050問題、ひきこもり、DV、ヤングケアラーなど、困難な課題の支援を必要とする方への相談体制の充実も求められています。

施策の方向性

相談者の状況に応じて幅広くニーズに対応できるよう、身近な相談窓口から専門相談機関まで相談体制を整備し、生活支援とあわせて体制の整備を図ります。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○困ったことがあるときは、地域の民生委員児童委員など、一人で抱えずに身近な相談支援機関に相談します。
★地 域	○地域で対応が困難な事例については、必要に応じて役所や関係機関へつなぎます。
★朝日町社会福祉協議会	●総合相談（法律、行政、人権、一般相談）事業を実施し、相談窓口の周知に努めます。 ●相談支援を行う専門スタッフの育成を図ります。 ●相談を受け止め、困難な課題については役場や関係機関へつなげる相談体制づくりに取り組みます。 ●町内社会福祉法人の連携を深め、公益活動に関する取り組みを進めます。
★行 政	●各種相談窓口が住民の方にとってより利用しやすいものとなるよう関係課等との連携に努めます。 ●地域に根ざした身近な相談窓口として、民生委員児童委員による相談の充実を図ります。 ●複雑化、複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制の充実を図ります。 ●子育てに関する相談体制を充実します。 ●困難な問題を抱える女性への支援としての、相談の体制を整備します。 ●地域包括支援センターなどにおける高齢者に関する相談体制を充実します。

●基本事業3 生活困窮者・ひきこもり支援

【現状と課題】

コロナ禍の影響と、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発する物価高騰により、住民の家計は大きな打撃を受けました。生活困窮の相談は増加し、生活保護受給には至らない世帯への支援が急務となっていたところに、国の施策により各種給付金が支給されたところ です。給付金は一時的なものであることから、生活を安定的に送るためには、生活を見直し、可能な場合は就労することが最善策です。

また近年、社会と関わることをせず、ひきこもり状態から困窮となる傾向があることから、ひきこもり支援も急務となっています。

施策の方向性

困窮者の状況に応じて、専門機関へつなぎます。生活困窮の状態を早期に把握し、スムーズに必要な支援につなげられるよう、地域と関係機関との連携を強化します。ひきこもり当事者に対する支援体制の充実を図ります。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○生活困窮者やひきこもり者を理解し、支援につながるよう行政につなぎます。 ○生活が困窮し、支援が必要になったときには社会福祉協議会や行政に相談をします。
★地 域	○生活困窮者やひきこもりを理解し、地域活動の参加を促します。 ○事業者は生活困窮者やひきこもり当事者の就業することを推進します。
★朝日町社会福祉協議会	●生活資金の貸付を行うとともに、金銭管理を含めた生活の立て直しを支援します。 ●フードドライブで受け付けた食料品の支給と併せて、就労につながるよう専門機関につなぎます。 ●行政や東部生活支援センターと情報共有して、就労支援をします。 ●ひきこもり当事者及び家族の相談支援を行います。
★行 政	●社会福祉協議会と生活困窮世帯やひきこもりに関する情報を共有して自立支援を行います。 ●新川厚生センター等と緊密な連携して、必要な支援につなげます。 ●ひきこもりの早期の情報把握を行い、スムーズに必要な支援につなげられるよう、地域や関係機関との連携を強化します。

●基本事業4 再犯防止の推進

【現状と課題】

罪を犯した人等の中には、安定した仕事や住居がないなど、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えています。安全で安心に暮らせる社会を実現するには、その人が社会で孤立することなく、社会復帰に向け、地域社会が支えていくことで再犯を防止することが必要です。

施策の方向性

犯罪をした人等の社会復帰のためには、その人の自らの努力を促すだけでなく、その人が社会において孤立することのないよう、町民の理解を深め、関係団体と協力して犯罪や非行のない明るい地域社会を築いていくため、広報・啓発活動に努めます。

また、罪を犯した人等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、行政サービスや福祉サービスを必要としている人に対し、適正、適切なサービスの提供ができるよう努めます。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○再犯防止についての正しい知識と理解に努めます。
★地域	○再犯防止についての正しい知識と理解に努めます。 ○地域全体で罪を犯した人等を孤立することのないよう見守ります。 ○事業者は罪を犯した人等の就業支援を推進します。
★朝日町社会福祉協議会	●保護司会との連携強化を図るとともに、行政とともにその周知啓発を支援します。
★行政	●社会を明るくする運動強化月間において、再犯防止についての広報・周知を行い、町民の再犯防止に関する理解促進を図ります。 ●福祉的な支援が必要な人が、出所後に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるよう、関係機関・団体と連携を図ります。

（2）施策6 地域共生社会の推進

●基本事業1 地域包括ケアシステムの深化・推進【重点取組⑤】

【現状と課題】

少子高齢化、核家族やひとり世帯など、地域には多種多様な福祉課題が山積しています。これらの課題を解決するためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保できる「地域包括ケアシステム」の考え方を普遍化し、子ども、高齢者、障害者などすべての人々が「我が事・丸ごと」で地域、暮らし、生きがいを共に高め合える地域共生社会の実現が求められています。

施策の方向性

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく生活するための多様な選択ができるようにするため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に確保され、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援の実現に努めます。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域住民、ボランティア、NPOなど地域の多様な担い手と協力・連携し、子ども、高齢者、障害者などのすべての人々の生活支援、また高齢者の介護予防につなげます。

多様性を認め合い、誰もが主役となって役割を担う地域社会の形成を目指します。

実施主体	○期待される姿・●取組内容
★町民一人ひとり	○地域包括ケアシステムに関心を持ち、共生社会の必要性を理解します。 ○多様性を認め合い、誰も排除しない地域づくりに協力します。 ○自分ができることで役割を持ちます。

★地域	○地域力を生かして、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会、ケアネットチームなどの関係者を中心として普段からの見守り、助け合いに努めます。 ○医療機関、介護施設、小売業者等は、要介護者が地域で暮らすことができるように支援に努めます。
★朝日町社会福祉協議会	●地域包括ケアシステムの普及啓発を図ります。 ●町や福祉関係機関及び関係団体との連携を図ります。 ●生活支援体制整備事業を推進し、生活支援コーディネーターが地域に出向くことで住民ニーズの把握に努めます。
★行政	●高齢者や障害者(児)などを地域で支える体制づくりを支援します。 ●地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向け、地域の関係団体との連携を図り、協議の場を持ち、課題解決に努めます。 ●生活支援体制整備に向けて、生活支援コーディネーターを支援し、連携強化を図ります。 ●生活支援、介護予防事業を推進します。 ●在宅医療・介護連携推進のため、医師会等関係機関との連携により、在宅医療の実施体制の整備や在宅医療及び訪問看護を担う人材の確保を図ります。 ●多職種連携研修会などの実施により、在宅医療、介護連携を推進するための体制整備を図ります。



4 重点的な取り組み

本計画では、3つの基本目標と16の基本事業を位置付け、地域福祉を計画的かつ効果的に推進していきますが、計画期間に特に力を入れていく重点的な取り組みとして、次のとおり5つの成果目標を掲げています。

（１）地域での交流の機会・場の充実

地域での支え合いや協力する関係づくりを進めるため、近所付き合いや地域での交流活動、高齢者、障害者（児）、子育て親子など誰もが気軽に交流できる場の創設や、現在、町社協が積極的に取り組んでいる、ふれあいいきいきサロン活動の拡充の支援を図り、各種団体の交流と住民同士のつながりやふれあいを推進します。

■ 指標

指標名	令和4年度実績	令和10年度目標
ふれあいいきいきサロン開催回数	679回	800回

（２）健康・生きがいくりの推進

地域を活性化するために、団塊の世代をはじめとする元気な高齢者が地域社会の新しい担い手となって、地域力の再生に積極的に取り組むことを推進します。また、健康寿命延伸に向けた各自の取り組みを推進します。

■ 指標

指標名（実人数）		令和4年度実績	令和10年度目標
一般介護予防教室	介護予防教室	337人	515人
	通いの場 いきいき百歳体操 介護予防ミニサロン	380人	585人

指標名（実人数）	令和4年度実績	令和10年度目標
介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスB、C 訪問型サービスCのみ	73人	290人

（３）地域丸ごとのつながりの強化

地域での地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員の活動において、連携・強化を深め、また自助、互助による地域住民相互の支え合いや助け合いの取り組みを推進します。ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、障害者などへの生活支援については、公的サービス

ですべて対応することに限界があることから、地域での多様な実施主体の参加による地域住民主体の支え合い助け合い活動であるケアネット活動を推進し、見守り活動を強化し、住民主体の生活支援の提供に努めます。

また、認知症高齢者などを見守り支えるために、警察や消防との連携、各種事業とのネットワークの構築に努めていきます。

■ 指標

指標名		令和4年度実績	令和10年度目標
ケアネット事業	ケアネットチーム数	56チーム	70チーム
	ケアネットチーム員数	137名	200名
	ケアネット活動件数	12,808件	17,500件

（４）災害時・防災・防犯の地域連携

朝日町地域防災計画に基づき、地域コミュニティの醸成に努め、各地区の自主防災組織を中心とした、避難行動要支援者支援体制の整備を図り、高齢者や障害者など支援が必要な方への地域ぐるみの体制づくりを推進します。

■ 指標

指標名	令和4年度実績	令和10年度目標
災害時避難行動要支援者名簿における個別計画策定率	24.2%	80%

（５）地域包括ケアシステムの深化・推進

誰もがその人らしく生活するための多様な選択ができるようにするため、地域住民による支え合いと公的支援が連携し、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援の実現に努めます。

■ 指標

指標名	令和4年度実績	令和10年度目標
認知症サポーター養成講座 受講者数	69人	75人
家族介護者支援（介護者交流会）	1回	2回
認知症カフェ（参加者延べ人数）	86人	120人
生活支援コーディネーター	2人	3人

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

（1）町の主体的な計画の周知

本計画を策定するにあたり、各地区の福祉懇談会やアンケート調査などにおいて、住民、各種団体などから、数多くの方々の声を聞きました。

今後、本計画の推進においては、地域住民の協力、行動が重要となります。そのため、より多くの住民に本計画を知ってもらう必要があることから、町ホームページなどへの掲載や、地域福祉に関する会合の開催など、あらゆる機会を通じて、町が率先して本計画の公表、周知に努めます。

（2）庁内関係部署、朝日町社会福祉協議会との連携

地域福祉の推進には、保健・医療・福祉分野のみならず、教育や生活環境、社会資本（インフラ）の整備など、様々な分野との連携が必要になります。包括的支援体制を整備し、庁内の総合的かつ横断的に、関係部局との連携・共有に努めます。

また、町と朝日町社会福祉協議会が適切な役割分担のもと、連携・協働して事業実施を行います。

（3）地域における関係機関、団体等との連携

地域福祉の推進にあたっては、地区自治振興会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業関係者、地域住民等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

このため、各主体に対して、地域福祉に関する情報を発信するとともに、地域における連携・協働の取り組みを促進し、効果的な地域福祉の推進を図ります。

2 計画の進行管理

（1）進行管理体制

本計画の推進にあたっては、計画を立て（PLAN）、実行（DO）、その進捗状況を定期的に点検・評価した上で（CHECK）、その後の取組みを改善する（ACTION）、一連のPDCAサイクルに努めます。

また、学識経験者や福祉関係者、住民で構成される「朝日町地域福祉計画推進委員会」において、客観的な評価と進行管理に努めます。

資料編

第2期朝日町地域福祉計画策定のスケジュール

期 日	内 容	備 考
令和5年6月28日	事務局検討会	
7月4日	第1回策定委員会・策定委員会作業部会 策定委員長、副委員長の選出 現計画の評価検証（取り組み状況） ニーズ調査について	
8月29日	第2回策定委員会作業部会 作業部会部会長、副部会長の選出 ニーズ調査について	
11月28日	第3回策定委員会作業部会 現計画の評価と課題 ニーズ調査結果 （地域福祉懇談会、アンケート結果） 基本理念、基本目標の素案検討	
令和6年1月30日	第2回策定委員会 ニーズ調査結果 （地域福祉懇談会、アンケート結果） 基本理念、基本目標、施策、計画体系検討	
2月13日	第4回策定委員会作業部会 計画（案）の検討	
2月29日	第3回策定委員会 計画（案）の検討 計画の審議、策定	
3月7日～3月21日	パブリックコメント実施	

朝日町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和62年法律第45号)第107条の規定に基づく朝日町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、朝日町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域福祉計画の策定に関すること。

(2) 地域福祉計画の策定に必要な調査研究に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、16人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 福祉事業・団体の関係者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長になる。

2 委員長は、必要があるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(アドバイザー)

第7条 委員会に、地域福祉計画の策定に関し必要な助言、指導等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、社会福祉に関する専門的な知識、技術及び識見ある者から、町長が委嘱する。

3 アドバイザーの任期は、地域福祉計画の策定が終了するまでとする。

(経費)

第8条 委員会に要する経費は、町の予算の範囲内で賄うものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年6月8日から施行する。

第2期朝日町地域福祉計画 策定委員名簿

No.	役職	氏 名	所 属	区 分
1	委員長	野 田 秀 孝	富山大学 教育学部 准教授	学識経験を有する者
2	副委員長	草 原 庄 一	朝日町自治振興会連絡協議会 会長	福祉事業・団体の関係者
3	委員	竹 内 進	社会福祉法人朝日町社会福祉協議会 会長	福祉事業・団体の関係者
4	委員	佐 田 みどり	朝日町民生委員児童委員協議会 会長	福祉事業・団体の関係者
5	委員	加 藤 好 進	朝日町身体障害者協会 会長	福祉事業・団体の関係者
6	委員	清 水 明 夫	社会福祉法人有磯会 特別養護老人ホーム有磯苑 施設長	福祉事業・団体の関係者
7	委員	清 水 明 子	社会福祉法人にいかわ苑 施設長代理	福祉事業・団体の関係者
8	委員	勝 田 忠 温	朝日町いきいき連合会 会長	福祉事業・団体の関係者
9	委員	安 達 万 紀 子	朝日町女性団体連絡協議会 会長	福祉事業・団体の関係者
10	委員	勝 田 幸 子	朝日町食生活改善推進連絡協議会 会長	福祉事業・団体の関係者
11	委員	東 山 考 一	あさひ総合病院 院長	医療機関関係者
12	委員	梅 澤 健 一	朝日町小中学校長会 会長	教育関係者
13	委員	加 藤 優 志	朝日町住民・子ども課 課長	関係行政機関の職員
14	委員	小 川 洋 道	朝日町健康課 参事・課長	関係行政機関の職員
【アドバイザー】				
15	アドバイザー	大 畑 正 理	社会福祉法人富山県社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア振興課 課長補佐	学識経験を有する者

【用語集】

【あ】

いきいき百歳体操

住民主体で行う自主的な通いの場の一つ。地域の方が集まる身近な場所で、調節可能なおもりを手首や足首につけて、DVD の映像に合わせて、ゆっくりと手足を動かす筋力運動の体操です。

【か】

介護予防事業

地域包括支援センターが主体となって参加を呼びかけ、健康づくり教室等を開催しています。

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを目的とする事業のこと。

ボランティア等住民主体で行う体操・運動等の自主的な通いの場（週1回以上）を提供するための通所型サービスB、生活機能を改善するためのプログラムを3～6ヶ月の短期間で行うものを通所型サービスC。体力の改善等に向けて医療専門職が訪問して3～6ヶ月間の短期間で行う相談指導等を訪問型サービスCといたします。

ケアネット

朝日町社会福祉協議会が町内会を単位として、健康や生活に不安のある人、介護・子育てに悩んでいる人、孤立している人などを、地域の住民が2～3人のチームをつくって、できる範囲で支援しています。

健康寿命

一生涯のうち、健康で自立して生活できる期間のことです。

権利擁護

高齢者や障害者など自分の権利を表明することが困難な人の代わりに、代理人が権利を表明したり、人権等の権利の保護を行うことです。

【さ】

重層的支援体制整備事業

相談支援、参加支援、地域支援を一体的に実施し、地域の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備をする事業

生活困窮者

現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、仕事や住まい等を支援することで自立が見込まれる人をいいます。

生活支援

高齢者などが住み慣れてた地域で自分らし

い暮らしを続けるために必要とする見守り、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援などをいいます。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、地域において、サービスを必要とする人（利用者）に生活支援サービスが提供できるように、調整を行う役割を担う人です。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由により財産管理（通帳の管理や各種支払いなど）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や入院・入所の契約締結など）などの法律行為をひとりで決めることが困難な方が、不利益を生じないように、家庭裁判所により選任された支援者が法的に保護し、本人の意思を尊重して、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援をする制度です。

【た】

地域活動

地域での、町内会や学校、ボランティア活動を行います。

地域共生社会

生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互の役割を持ち、支え合い、住民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会をいいます。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制をいいます。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、高齢者の保健・福祉の向上、権利擁護、介護予防マネジメントなど総合的な支援を行う公正・中立な機関で、さらに今後は、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の充実」、「生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化」を図り、地域包括ケアシステムの構築においての中核機関となります。

出前講座

町職員が町民、団体からの依頼によって指定の会議に出向き、事業説明等の講座を開設しています。

【な】

ノッカル

住民の日常的な自家用車移動を活用し、同じ

方向へ出かけたい人を一緒に乗せる共助型マイカー乗り合い公共交通をいいます。過疎地の移動課題解決モデルとして、2021年10月に運行を開始しました。

【は】

8050問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題で、主に50代前後の引きこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘される問題をいいます。

ひきこもり

様々な原因で長期間自宅などから出ず、自宅外での生活の場がない状態。近年ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明になっています。精神疾患や発達障害などにより周囲との摩擦が生じて引きこもる場合と対人関係の問題などが引き金となり社会参加が難しくなってしまったものがあります。

避難行動要支援者名簿

災害時の避難に際して支援を必要とする方を把握するため、町が災害対策基本法及び町地域防災計画に基づき、作成する名簿です。この名簿は、要配慮者の申出及び自治体が保有する情報に基づき、搭載され、個人情報に関する同意の取得状況に応じ、避難支援等関係者との間で名簿情報が共有されます。

避難行動要支援者個別計画

避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う支援者や避難先等の情報を記載した個別の計画です。

ふれあいいきいきサロン

地元の民生委員児童委員、ボランティアなどの協力により、高齢者が、地区公民館などの身近な場所に集まって余暇活動を楽しむ取り組みです。地域住民同士の会話やレクリエーション活動等を通じ、地域の新たな人間関係づくりや生きがいづくり、情報交換の場となっています。

福祉避難所

避難行動要支援者の障害の程度や心身の健康状態などから考慮して一般の避難所生活が困難と判断した場合に、必要性の高い方から優先的に移送する二次的な避難所のことをいいます。

【ま】

民生委員児童委員

厚生労働大臣から、「民生委員」として委嘱さ

れ、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努めている方々であり、「児童委員」を兼ねています。

地域の人に福祉の制度やサービスの内容をお知らせし、必要なサービスを受けられるように関係行政機関や施設・団体などとの連絡調整をしています。

もちもたネット

町民同士の日常的なお手伝いのマッチング及び町内活動、学びの集いへ予約ができるサービスをいいます。互助の活動を広げる取り組みとして、2024年2月より開始しました。

【や】

ヤングケアラー

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護やケア、身の回りの世話を担っている18歳未満の子どものことです。

【アルファベット】

DV（ドメスティック・バイオレンス）

家庭内暴力とも呼ばれますが、日本では配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力という意味で使用されています。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術によって社会・産業・生活のスタイルが変わる（トランスフォームする）こと。地域社会をデジタル化することで、住民の利便性が高まることが期待されています。

LoCoPi（ロコピ）あさひまち（Local Community Pass&Info）

マイナンバーカードを活用した朝日町で開発された新しいサービスです。マイナンバーカードの読み取りにより、子供やシニアの見守りが行えるほか、町内施設の利用状況を把握することもできます。町内で実施される様々な活動に対してポイントを付与することが可能な仕組みであり、付与されたポイントは町の特産品等が当たる抽選会に活用することができます。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

ライン、フェイスブック、X(旧ツイッター)、インスタグラム、ユーチューブなど、インターネット上で人と人との交流を手助け・促進するためのサービスです。

第5次朝日町地域福祉活動計画

令和6年(2024年)3月

社会福祉法人 朝日町社会福祉協議会

はじめに



社会福祉法人 朝日町社会福祉協議会
会 長 竹 内 進

わが国において少子高齢化が急速に進行しており、高齢者世帯や核家族、単身世帯の増加等による家族関係の様相が変化し、家庭の支え合い意識が低下しています。新型コロナウィルス感染症の影響を受け、地域社会においてもつながりの希薄化、住民同士の関わりが変化しています。また、各種活動の担い手不足が深刻化しており、地域の「互助力」の維持が難しい状況となっています。さらにはコロナ特例による生活福祉資金の貸付や生活困窮者、ひきこもり等の支援を通じたセーフティネット機能の強化や潜在化している地域生活課題に住民や関係者と連携・協働をしながら支援する対策が求められています。

このような状況を踏まえ、朝日町社会福祉協議会では「オール朝日町で支え合う 安心生活のまちづくり～いきいき暮らし 育み合う朝日町～」を基本理念とする第5次朝日町地域福祉活動計画を策定いたしました。

前計画の第4次朝日町地域福祉活動計画の評価や地域福祉懇談会、住民アンケートからの意見聴取を集約した結果、人と人とのつながりを大切にした支え合いや助け合いを深め、人と地域が一体となってつながりを育み合い、みんなが安心して暮らし続けることができる地域共生社会を目指していきます。また町民や地域、行政、ボランティア団体、関係機関や団体などと、連携・協働によるネットワークを基盤とした地域福祉活動を推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました第5次朝日町地域福祉活動計画策定委員会ならびに作業部会の皆様をはじめ、地域福祉懇談会や住民アンケートにおきまして貴重な意見をいただいた皆様、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

第5次朝日町地域福祉活動計画（目次）

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

1

計画策定の考え方

1

2

地域福祉活動計画とは

2

3

計画策定の背景及び趣旨

2

4

地域福祉活動計画の位置づけ

2

5

計画の期間

3

第2章 第4次朝日町地域福祉活動計画の評価と課題

1

第4次朝日町地域福祉活動計画の評価と課題

4

第3章 理念と目標

1

基本理念

9

2

基本目標

10

3

施策の体系

11

4

基本事業と年次計画

12

第4章 施策と基本事業

1

基本目標1 地域を元気にするひとづくり

14

1.1

施策1 健康と地域交流の促進

1.2

施策2 地域活動の担い手育成

2

基本目標2 安心して暮らす地域づくり

17

2.1

施策3 協働による地域社会の推進

2.2

施策4 福祉サービス基盤の充実

3

基本目標3 地域で支えるしくみづくり

20

3.1

施策5 総合相談体制の充実

3.2

施策6 地域共生社会の推進

4

参考指標

25

第5章 地域福祉活動計画を推進する体制

1

計画を推進するための組織図

26

2

計画の進行管理

26

資料編

2.1

第5次朝日町地域福祉活動計画策定経過

2.2

第5次朝日町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

2.3

第5次朝日町地域福祉活動計画策定委員会 策定委員名簿

2.4

第5次朝日町地域福祉活動計画策定委員会 作業部会委員名簿

2.5

参考資料1 令和5年度地域福祉に関する住民アンケート調査の結果

2.6

参考資料2 地域福祉懇談会 生活課題分析集計表

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

1 計画策定の考え方

（1）地域福祉とは

「福祉」という言葉は一般的には、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉など困りごとを抱えた特定の対象者に対するもの、という概念で捉えられることが多いと思われます。しかし、「地域福祉」とは対象を限定せずに、普段の暮らしにおいて、年齢や国籍、障害の有無に関わらず、誰もがその人らしい暮らしを送るための「福祉による地域づくり」のことをいいます。そのため、地域住民の参加・協力だけでなく、行政や社会福祉協議会、事業所等とのより良い関係性のなかで連携・協働していくしくみが必要となります。

（2）自助・互助・共助・公助というしくみ

様々な人が暮らしている地域においては、悩みや困りごとにも多様であり、専門的なサービスを利用しないと解決できないこともあれば、隣近所の気付きや手助けで解決できることもあります。

そこで大切となるのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

これらを有効に組み合わせ、役割分担と連携のもとで、課題解決のしくみづくりを目指していくことが大切です。

- 【自助】

自分でできること（例：介護予防の体操に参加する）
- 【互助】

住民同士の助け合いでできること（例：見守りや声掛け）
- 【共助】

制度化された支え合いのしくみでできること
（例：社会保険制度、介護保険制度等）
- 【公助】

公的な制度でできること（例：行政による相談支援）

（3）朝日町社会福祉協議会とは

町社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とした非営利の民間団体として、組織されています。

社会福祉協議会という組織は、社会福祉を目的とする事業の関係者（自治振興会、福祉関係団体、社会福祉法人、ボランティア団体等）で構成されており、地域の福祉課題を明らかにし、その課題の解決に向けて必要な活動を行う団体です。

また、住民主体の理念に基づき、福祉課題を住民と共に考え、話し合い、地域全体でその課題に取り組むことへの支援を通して、福祉コミュニティづくりを推進する役割をもつ組織でもあります。

そのような組織の特性や役割のもと、朝日町社会福祉協議会（以下、朝日町社協）では、「誰もが笑顔で元気に暮らせるまちづくり」を基本理念に、様々な地域福祉事業に取り組んでいます。

2 地域福祉活動計画とは

朝日町地域福祉活動計画は、朝日町の地域特性を活かし、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）や社会福祉関係者、民間企業等と連携・協働して、地域の生活課題の解決に取り組むための民間の活動・行動計画です。

また、行政が策定する「地域福祉計画」と一体的に策定し、基本理念・基本目標を共有したうえで、住民参加による福祉のまちづくりを進めるためのものとなります。

計画には、住民参加の促進や福祉の環境整備、諸団体との連携など地域福祉の推進に向けた具体的な取り組みを体系的かつ年度ごとに定めています。

3 計画策定の背景及び趣旨

朝日町社協では、平成31年度～令和5年度を計画期間とする「第4次朝日町地域福祉活動計画」の基本理念である「オール朝日町で支える安心生活のまちづくり」に基づき、地域福祉の推進のために活動を展開してきました。

この計画期間において、朝日町の人口は年々減少傾向にあり、令和5年4月現在10,916名、高齢化率は45.1%、年少率は7.5%と少子高齢化の状況はますます深刻化しています。そのような背景において、高齢者単身世帯や日中高齢者世帯の増加、全世代に渡る世帯人員の減少等は、地域におけるつながりの希薄化を招く要因の一つとなっており、福祉課題が多様化しています。

なお、国が示す「地域共生社会」の理念を踏まえ、これまでの縦割りのサービスを超え、地域住民全体を巻き込みながら支援の輪を広げ、分野横断的な取り組みを進めていく必要性が高まっています。

こうした状況のなかで、地域の福祉課題の解決を図り、地域住民の暮らしを支えていくためには、これまで以上に地域や関係機関、行政等が連携・協働しながら取り組みを進めていくことが重要となります。

そこで、本計画では町の策定する「第2期朝日町地域福祉計画」と朝日町社協が策定する「第5次朝日町地域福祉活動計画」を一体的に策定し、時代の要請に応じた地域福祉の実践的計画として策定します。

4 地域福祉活動計画の位置づけ

第5次朝日町地域福祉活動計画は、町の地域福祉計画と一体的に策定し、基本理念・基本目標を共有する地域福祉を推進するための民間の活動・行動計画です。主に、地域住民が携わる自助・互助の推進ならびに、その活動を支援する朝日町社協が担う役割と中・長期的な事業活動も計画に含まれています。

本計画は、当町のまちづくりの最上位計画である「第5次朝日町総合計画」の方向性に基づき策定するとともに、他の福祉関連の行政計画との整合性を図りながら、策定します。

※地域共生社会
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

5 計画の期間

第5次朝日町地域福祉活動計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間です。

この計画期間においては、随時、見直しを行いその時々の変化に対応できるものとします。



第2章 第4次朝日町地域福祉活動計画の評価と課題

1 第4次朝日町地域福祉活動計画の評価と課題

朝日町社協では、10地区の地区社協や富山県社会福祉協議会（以下、富山県社協）の協力をもとに、令和5年度を最終年度とする「第4次朝日町地域福祉活動計画」の推進に取り組んできました。

第4次朝日町地域福祉活動計画（平成31年度から令和5年度）では、第3次朝日町地域福祉活動計画の成果、課題を踏まえ、地域福祉懇談会を通して見えてきた福祉課題の把握から課題解決までを、地域福祉活動に取り組んでいる住民との協議のうえで進めてきました。その第4次朝日町地域福祉活動計画の評価については、第5次朝日町地域福祉活動計画に反映します。

（1）基本目標の評価と課題

基本目標1 地域を元気にするひとづくり

【施策1】健康と地域交流の促進

ふれあいいきいきサロン（以下、サロン）等の住民の交流の場では、地域の実情に合わせて気軽に参加できるメニューづくりや、「サロンと百歳体操との連動」など地域の実情に合わせた交流の場づくりの工夫が広まってきました。その背景としては、住民の方々の参加・交流、健康づくりの意識が高まってきたことがあり、地域の方々が工夫を重ねてきた中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、集いの場の継続が困難になった時期がありました。それは、サロン等を通じて、人が集い交流する機会を作り続けてきた地域にとって、不安と戸惑いを感じた日々でもありました。しかし、活動が制限された状況だからこそ、意識的に人と人との距離を保ちながら行うサロンや、屋外におけるサロンなど、住民の方々の創意工夫が生まれたことはとても大きな成果でもありました。

朝日町社協においても、交流が困難な時期には「お手紙交換事業」を行い、介護予防教室の参加者とボランティアの方々と手紙を通して交流を深める支援も行い、この事業に賛同いただけるボランティア活動者の発掘につながりました。

このような背景を通し、人と交流することの大切さや定期的に集まることの意義が、住民の方々にも浸透してきています。今後も地域の実情や特色に合わせたサロンの定期的な開催をきっかけに、住民の交流や居場所づくりだけでなく、運営に携わるボランティアが参加できる機会を広げていくことが求められます。そのためには、サロンの活動の意義や内容を幅広い世代に理解と共感をいただく必要があります。

【施策2】地域活動の担い手育成

この5年間に於いて、ボランティア活動者の高齢化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大、町内の高等学校の統廃合等により、活動の停滞や解散するボランティアグループも出てきています。しかし、その一方で子育て中のお母さんが主体のボランティアグループや、介護予防や環境保護に関するボランティアグループも新たに発足されており、朝日町内で活動するボランティア活動の内容にも変化が現れてきています。潜在する人材をボランティア活動者として発掘するためにも、その「変化」を住民へ広く周知していく必要があります。

また、地域福祉の要となる民生委員児童委員が改選期において約8割の方が交代となる事態が続いていることや、福祉関係団への新規加入者が極めて少ない現状がある中、福祉教育を推進しその実践者である担い手の裾野を広げていかななくてはなりません。

朝日町社協では、各地区における地域福祉懇談会の定期的な開催や、ケアネット活動を含めた地区社協の活動への支援を通じて、“地域を基盤とした福祉教育”を進めてきました。令和5年度に開催した「地域福祉博士養成講座（福祉教育推進員養成講座）」もその一環です。福祉教育の機能を活かして、受講者の「気づき」に基づく価値観の変容や、人とのつながりの大切さを広げていくことで、地域福祉の意識の醸成を図っています。

施策	基本事業	現状・実績						目標
		数値目標項目	H29(基準)	R1	R2	R3	R4	R5
1 ・健康と地域交流の促進	・住民参加の機会づくり ・住民の居場所づくり ・各地区に合った交流の機会づくり	ふれあいいきいきサロン回数	304回	345回	231回	317回	679回	350回
		(ふれあいいきいきサロン参加者延べ人数)	(3,873人)	(4,668人)	(2,516人)	(3,127人)	(7,642人)	—
		介護予防普及啓発事業（R2まではつらつ健康サロンとして実施）参加実人数	150人	159人	104人	98人	95人	375人
		集いの場 参加実人数（百歳、ミニ、通B）	123人	335人	345人	308人	415人	200人
2 ・地域活動の担い手育成	・ボランティアを含む地域活動の担い手づくり ・ボランティア活動の充実 ・地域を基盤とした福祉教育の充実	ボランティア団体・登録者数	33団体	33団体	32団体	33団体	34団体	35団体
			626名	606名	575名	527名	530名	700名
		ボランティア相談件数	649件	764件	375件	363件	1,193件	700件
		福祉教育サポーター数（R2～R3事業中止 R5で養成）	0名	0名	0名	0名	0名	100名

基本目標2 安心して暮らす地域づくり

【施策3】協働による地域社会の推進

●地域の特色や実情に合った地区社協活動を進めるためには、地域への思いを語り、課題を共有し、役割分担をしながら進めることが重要です。そのため、コロナ禍でも「地域福祉懇談会」を開催し、地域住民の方々との対話を重ねてきました。民生委員児童委員の改選期には、民生委員児童委員活動をはじめとした地域福祉活動への疑問点について答えながら、地域福祉活動の意義や目的についても話し合ってきました。地域福祉懇談会の積み重ねにより、令和5年度には地区社協福祉活動計画の策定に向けて「今後、必要な取り組み」について話し合い、具体的に必要な取り組みが明確になってきています。今後も「地域課題を自分ごとと捉えて行動する方」を増やしていくためにも、各地区の地域福祉活動の指針となる地区社協福祉活動計画を策定し、地域全体で取り組む必要があります。

●令和6年1月の能登半島地震では行政や民生委員児童委員協議会と連携し、安否確認等の情報収集に努めました。命や生活を守るためにも、この地震の教訓を生かして改善していく必要があります。今後も他機関と連携や協働を進め、災害時の支援体制づくりを進める必要があります。

【施策4】福祉サービス基盤の充実

在宅生活を支える住民同士による支え合い活動であるケアネット活動や、車いす移送車・車いすの貸し出し、権利擁護の視点に立った日常生活自立支援事業等を展開してきました。ケアネット活動においては、コロナ禍で交流の機会が減少する中、意識的に人と人との距離を保ちながら見守り活動を行ってまいりました。今後も地域のつながりが希薄化することが予想される中、ケアネット活動のように「しくみ」として住民同士と専門職が関わる支え合い活動が必要不可欠です。日頃からの人と人との関わりを通じて、支え合いの意識がますます広がる必要があります。令和4年度から「とやま生活協働組合」とICTを利用した見守りシステムの実証実験を行っています。新たな団体との協力を得ながら、今後も地域内や町内の様々な団体と協働し地域づくりをします。

●車いす移送車・車いすの貸し出し件数は年々増加しています。ますます在宅で介護する高齢者が増加しニーズが増えることが予想されます。

●日常生活自立支援事業では、8050世帯、身寄りのない方等様々な世帯を対象に、生活支援員の協力を得ながら安心した生活を送れるよう支援しています。今後ますます、当事業の利用者が増加すると見込まれる中、生活支援員の確保や成年後見制度への移行支援について対応していく必要があります。

●子育て支援においては継続的にママヨガサークルやベビーマッサージを行っています。親御さんのリフレッシュの場や仲間づくりの場所となっています。

●令和4年度からは要支援1・2等の高齢者を対象に、介護予防・日常生活支

援総合事業「訪問型サービスA」を開始しました。利用者の生活支援につなげるだけでなく、訪問スタッフの「生きがい・役割」を見出し、お互いの介護予防・健康づくりを進める事業となっています。在宅高齢者が増える中、今後も生活支援のニーズが増えていくことが予想され、訪問スタッフの確保・養成が必要です。

施策	基本事業	現状・実績						目標
		数値目標項目	H29(基準)	R1	R2	R3	R4	R5
3 域・ 社協 働の 推進 の 地	・地区社会福祉協議会の基盤強化と活動の充実 ・災害、防犯に備えられる地域づくり	地区社協福祉活動計画策定数	0地区	0地区	0地区	0地区	0地区	10地区
		(地域福祉懇談会開催数)	未実施	未実施	7地区	未実施	9地区	10地区
4 ・ 福祉サ ービス 基盤の 充実	・ケアネット活動の充実 ・権利擁護の推進 ・ニーズに応じた生活支援サービスの推進、開発	ケアネットチーム数 (年間延べ件数)	51チーム	65チーム	64チーム	49チーム	56チーム	70チーム
		ケアネットチーム員数	147名	188名	192名	165名	137名	200名
		ケアネット活動件数	12,687回	17,386回	17,146回	14,666回	12,808回	17,500回
		日常生活自立支援事業 利用契約者数	5名	5名	7名	8名	9名	10名
		日常生活自立支援事業 生活支援員数	3名	4名	4名	4名	4名	10名
		車いす移送車の貸出件数	145件	161件	96件	132件	169件	180件
		車いすの貸出件数	70件	41件	30件	41件	33件	80件
		ママヨガサークルの開催回数と参加延べ人数	45回	40回556名	中止	5回71名	21回275名	現状維持

基本目標3 地域で支えるしくみづくり

【施策5】総合相談体制の充実

住民が抱える多様な相談を受け止め、解決するしくみづくりとして「福祉総合相談」を進めてきました。地域福祉に関する情報提供については、住民に分かりやすい情報提供に心がけ、ケーブルテレビや SNS 等も活用しながら広報してきました。コロナ禍には、生活福祉資金の特例貸付をきっかけに今まで関わることが少なかった外国人世帯や若い世帯等の相談を受けることが増加しています。生活に困窮される方への貸付・償還だけにとどまらない生活支援の必要性を感じています。その支援の一つとして、フードドライブや食品配布会を通じて相談を受け止めるきっかけを作る工夫も行ってきました。また、新たに設けたひきこもり相談の窓口では、家族や当事者が抱え込んでいる不安や悩みを受け止める機会となっています。

今後も自助・互助の力を活かしつつ、住民の力だけでは解決できない福祉課題については、行政や関係機関等との連携を深めたサービスや対応を強化する必要があります。

【施策6】地域共生社会の推進

「地域共生社会」を推進するために、様々な事業を通じて、地域住民や多職種との交流や学びの場づくりをしてきました。令和4年度からは、これまで行ってきた「みんなこられよ！パークゴルフ大会」を障害者スポーツ体験交流会として実施しています。障害者でも取り組みやすいスポーツを様々な方が体験することを通じて、障害者とも交流を図り共に理解を深めています。

施策	基本事業	現状・実績						目標
		数値目標項目	H29(基準)	R1	R2	R3	R4	R5
5. 総合相談体制の充実	・広報ツールの開発・工夫 ・広報力の強化 ・福祉総合相談の体制再編 ・社会福祉法人の公益活動の推進	●福祉総合相談件数	428件	559件	545件	544件	728件	450件
6. 地域共生社会の推進	・生活支援体制整備事業、ケアネット活動との連携 ・地区社会福祉協議会との連携・協働づくり ・多職種との連携・協働づくり	●地区社協連絡会の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	2回
		●多職種を対象とした個別支援に関する研修会開催回数	0回	0回	0回	0回	0回	1回

第3章 理念と目標

1 基本理念

朝日町の最上位計画である「第5次朝日町総合計画」において「夢と希望が持てるまちづくり 朝日町」を将来像として掲げ、その実現に向けた健康・福祉分野の基本目標を「いつまでも元気で笑顔を保つ」としています。

本計画においても、この基本目標の実現を目指していますが、拡大する福祉ニーズに対しすべてを公的なサービスで対応するのは厳しい状況となっており、町民一人ひとりの健康意識の向上や問題解決を図るための我が事・丸ごとで地域・暮らし・生きがいとともに高めあう努力がこれまで以上に必要となってきています。

また、既存の制度やサービスの対象外で個人や家族でも解決できない問題に対し、地域の様々な関係者がお互いに協力し合いながら、一人ひとりの生活を支え合うしくみを強化していくことが求められています。

町民の誰もが、普段の暮らしを幸せに送ることができるよう、生活しづらさや様々な困難を抱えている方も「安心して暮らし続けることができる地域」を目指し、町民自らが家族や地域の人と人とのつながりや絆を大事にし、行動することはとても大切なことです。

第5次朝日町地域福祉活動計画では、人と人とのつながりを大切にした支え合いや助けあいを深め、人と地域が一体となってつながりを育み合い、みんなが安心して暮らし続けることができる地域共生社会を目指して、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

オール朝日町で支え合う 安心生活のまちづくり
～いきいき暮らし 育み合う朝日町～

2 基本目標

基本理念を踏まえ、次の3つの基本目標を掲げ、具体的な取り組みを推進します。

基本目標1 地域を元気にするひとづくり

地域で暮らす一人ひとりが主役となって、それぞれの希望や能力に応じて、生きがいを感じながら元気に活躍できる機会を拡大し、社会参加を促すとともに、自立した生活ができるよう支援を充実します。

地域に密着した福祉活動の中心的役割を担う朝日町社協の活動を推進するとともに、地域や企業、NPO法人等と連携し、地域を支える人材の育成を推進します。

基本目標2 安心して暮らす地域づくり

高齢者や障害者、子育て世帯を含めた地域住民が相互に理解と協力をもって支え合う地域社会が形成されるとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における福祉活動を充実し、地域との連携・協働を推進します。

個人や家族、地域の支え合いでは解決できない問題に対しては、公的な福祉サービスや民間が提供するサービスが活用できるよう、福祉サービスの調整を図ります。

基本目標3 地域で支え合うしくみづくり

住民が気軽に相談できる相談体制の充実、相談機能の強化を図るとともに関係機関と連携し、住民が必要とするサービスにつなげることができるよう、わかりやすい情報提供に努め、包括的な相談体制の整備を推進します。

「地域を元気にするひとづくり」「安心して暮らす地域づくり」を支えるために、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者等の地域生活を支援するための取り組みをすすめます。

また、地域包括ケアシステムの理念を普遍化し、高齢者だけでなく生活への不安や生きづらさを抱える方への包括的支援体制の構築による「地域共生社会」を目指します。

3 施策の体系

基本理念及び基本目標の実現のため、それぞれの基本目標の柱となる具体的な6つの施策を定め、次のとおりの体系とします。

基本理念	基本目標	施 策	基本事業
オール朝日町で支え合う いきいき暮らし 育み合う朝日町 安心生活のまちづくり	1 地域を元気にするひとづくり	1 健康と地域交流の促進	1 住民参加の機会づくり 2 住民の居場所づくり 3 各地区に合った交流の機会づくり
		2 地域活動の担い手育成	1 ボランティアを含む地域の担い手づくり 2 ボランティア活動の充実 3 地域を基盤とした福祉教育の充実
	2 安心して暮らす地域づくり	3 協働による地域社会の推進	1 地区社協の基盤強化と活動の充実 2 災害・防犯に備えられる地域づくり
		4 福祉サービス基盤の充実	1 ケアネット活動の充実 2 権利擁護の推進 3 ニーズに応じた生活支援サービスの推進・開発
	3 地域で支え合うしくみづくり	5 総合相談体制の充実	1 広報ツールの開発・工夫 2 広報力の強化 3 福祉総合相談の体制再編 4 社会福祉法人の公益活動の推進
		6 地域共生社会の推進	1 生活支援体制整備事業・ケアネット活動との連携 2 地区社協との連携・協働づくり 3 多職種との連携・協働づくり

4 基本事業と年次計画

[illegible]

基本目標	施策	基本事業	方向性	具体的な取り組み (◎重点事業 ◆新規事業 ○継続事業)	年次計画					主な連携団体
					令和7年度 (2024年度)	令和8年度 (2025年度)	令和9年度 (2026年度)	令和10年度 (2027年度)	令和11年度 (2028年度)	
5 総合相談体制の充実		1 広報ツールの開発・工夫	必要な情報が届く 広報のしくみづくり	重点事業	◎充実 実施		地区社会福祉協議会 みらいアレディ フロンティア 町みんなで未来！課、町健康課 等			
		2 広報力の強化		◆実施						
		3 福祉総合相談の体制再編		○継続 実施						
6 地域共生社会の推進		4 社会福祉法人の公益活動の推進	住民が相談しやすい 体制づくり	重点事業	◎充実 実施		心配ごと相談員 市女性委員・人材協議委員会 新川原センター 地区社会福祉協議会 市民生活委員児童委員協議会 社会福祉法人市川ひまわり 社会福祉法人市川ひまわり 市内福祉介護支援事業所 市内福祉サービス事業所 市内福祉サービス事業所 町在宅介護支援センター 町地域包括支援センター 町住民・子ども課 等			
		1 生活支援体制整備事業・ケアネット活動との連携		○継続 実施						
		2 地区社協との連携・協働づくり		◆検討						
6 地域共生社会の推進		3 多職種との連携・協働づくり	地域共生社会の実現に 向けた地域づくり	重点事業	◎充実 実施		地区社会福祉協議会 町内福祉介護支援事業所 町内福祉サービス事業所 町シルバー人材センター 町PNPO法人 町民生活支援センター 町民生活支援センター 町在宅介護支援センター 町地域包括支援センター 等			
		1 生活支援体制整備事業・ケアネット活動との連携		○継続 実施						
		2 地区社協との連携・協働づくり		◆実施						

第4章 施策と基本事業

1 基本目標 1 地域を元気にするひとづくり

施策 1 健康と地域交流の促進

基本事業 1 住民参加の機会づくり

基本事業 2 住民の居場所づくり

基本事業 3 各地区に合った交流の機会づくり

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加により世帯人員が減少しています。同時に、家族や地域での支え合い機能の低下や、人と人とのつながりの希薄化が進んでいるだけでなく、コロナ禍においては人と交流する機会が減少し集うことも困難になりました。これまで続けてきた交流の機会の伝承が途絶えた地域も少なくありません。そんな中、地域福祉懇談会では交流の機会からつながりづくり顔の見える関係づくりをしていきたいといった意見が挙がっていました。改めて交流の機会の重要性を実感し、交流や居場所づくり、運営に携わるボランティアの参加の機会を広げていく必要があります。

慣れ親しんだ地域において、いつまでも元気で安心して生活を送るためには、心身ともに健康であることが求められています。その健康を維持・延伸させるためには、日頃から近所付き合いを大切にし、地域において集う居場所があることや、役割を持って積極的に交流の場を作っていくことが重要です。

そのような居場所が高齢者や障害者、子育て世代等にとって気軽に集うことができる居場所をつくることが、地域における孤立を防ぎ、支え合うことができる地域を醸成することにつながります。

具体的な取り組みの方向性

【わたしたちの健康・生きがいづくり】

住民の方々が社会参加をする機会や気軽に集い交流する場があることで、健康と生きがい・仲間づくりを感じるようになります。

そのように、心身ともに健康でいることで、安心して生活を送ることができるように、具体的な取り組みの方向性を「わたしたちの健康・生きがいづくり」とします。

事業別	具体的な取り組みの内容	主な連携団体
重点事業 (継続事業)	◎〇ふれあいいいききサロンの充実 地区社協と連携し、高齢者に限らず、その地域の誰もが気軽に参加できる「ふれあいいいききサロン」の活動を進め、参加する機会をつくります。	・地区社会福祉協議会 ・ボランティアグループ ・個人ボランティア ・町内福祉施設

重点事業 (継続事業)	そのような居場所は、住民の方々の心の拠り所となると同時に、活躍の場ともなります。地域においていつまでも役割を持ち、生きがいと喜びを感じられる機会をつくります。 ◎〇地区社協活動への支援の充実 各地区の特性に合った地域福祉活動の展開を支援し、その活動の充実に努めます。	・あさひ総合病院 ・町健康課 ・町保健センター ・町在宅介護支援センター ・町地域包括支援センター ・町内居宅介護支援事業所 ・町内福祉サービス事業所 ・町内NPO法人 ・とやま国際センター 等
新規事業	◆外国人との交流づくりの推進 外国人労働者の増加により居住する外国人の増加が想定されます。まずはあいさつから声を掛け合い、互いを知ること、文化の理解から始めることを推進します。	
継続事業	○家族介護者交流会の実施 在宅介護をされる方の孤立を防ぎ、同じ状況にいる仲間との出会いの場をつくり、医療・介護職を交えた家族介護者交流会の機会をつくります。 ○シニア男性の居場所づくりの推進 退職後のシニア男性が気軽に交流できるeスポーツ等の機会をつくります。 ○朝日ふくしフェスティバルの開催 健康と社会参加の機会であるボランティア活動に気軽にふれることができる「朝日ふくしフェスティバル」を開催します。	

施策 2 地域活動の担い手育成

基本事業 1 ボランティアを含む地域の担い手づくり

基本事業 2 ボランティア活動の充実

基本事業 3 地域を基盤とした福祉教育の充実

【現状と課題】

少子高齢化や未婚、晩婚化、大都市への人口流出等による人口減少問題は様々な問題を発生させています。地域においては、秩序ある地域生活を継続するために必要な役員や民生委員児童委員、ボランティア活動者、福祉関係団体等の地域福祉活動に携わる担い手が不足していることは、その人口減少問題が一つの要因となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により現在も福祉施設ではボランティアの受け入れが難しく、ボランティア活動の意識変化が求められています。

これからも安心して地域生活を継続していくためには、地域を愛し、地域を支えていく新たな人材の発掘と育成が重要となっています。

そのためには、潜在している人材を発掘し、地域活動につなげていくことが必要です。

また、発掘した貴重な人材を育成していくためには、「自分の地域を見つめ、

支えていく思い」を育んでいく学びの機会や交流、情報交換する場を地域等でつくることにより、人材を育てる視野を広げていくことにつながります。

具体的な取り組みの方向性

【継続した地域生活を支える人材づくり】

安心できる地域生活を送るためには、その地域を支えていく人材が必要不可欠です。そのためには、これから地域活動に携わっていただける可能性のある方を発掘し、地域の貴重な担い手として育成すること、さらには町全体のボランティア活動の裾野拡大も必要です。

また、この町で生まれ育った子どもたちに、障害者理解やボランティア活動の価値、地域への愛情を醸成する機会をつくることも含め、具体的な取り組みの方向性を「継続した地域生活を支える人材づくり」とします。

事業別	具体的な取り組みの内容	主な連携団体
重点事業 (継続事業)	◎◎地区社協福祉人材リストの充実 支え合いマップづくりを通じた人材の発掘を行い、地区社協の福祉人材リストの充実に努めます。 ◎◎ボランティア活動者の発掘・育成 町ボランティアセンターとして、ボランティア活動に携わる人材を発掘・育成を行い、様々な相談に対して、適切な援助、コーディネートを行い、安心してボランティア活動に携われる環境づくりを行います。 ◎◎潜在する人材の活用 地域活動に興味がある方に地域福祉活動を始めるための活動を支援します。 ◎ボランティア推進校への活動支援・連携 ボランティア推進校の相談援助や活動助成を行い、学校における福祉教育の環境づくりを進めます。	・地区社会福祉協議会 ・町内小中学校、高校 ・町教育委員会 ・町公民館連絡協議会 ・ボランティアグループ ・個人ボランティア ・町民生委員児童委員協議会 ・町いきいき連合会 ・町遺族会 ・町視覚障害者協会 ・町児童クラブ連合会 ・町食生活改善推進連絡協議会 ・町身体障害者協会 ・町ひまわり会 ・認知症サポーター養成講座受講者 等
新規事業	◆地域福祉博士の活動フォローアップ 地域福祉博士の方々同士の交流を図る機会としてフォローアップの会を開催します。地域福祉博士が継続して地域の活動に興味を持てるよう活動支援を行います。 ◆小中学校・地域との協働による福祉教育の推進 小中学校をはじめ地域との福祉教育の学びの機会を通じて障害者の理解や寄付教育等を深める活動を行うことで「共に生きる力」を育みます。 また、社会福祉協議会の地域への活動の理解と合わせて「寄付」活動を推進するため、さまざまな団体への訪問等による広報活動を行っていきます。社協賛助会費や寄付金による自主財源の確保を図るとともに、これらの活動を地域住民全体の社会貢献として機運を高め合	

	える地域づくりをしていきます。	
継続事業	○福祉関係団体への活動支援・連携 町内の福祉関係8団体の相談援助や活動助成を行い、団体活動の更なる充実を連携して進めます。	

2 基本目標2 安心して暮らす地域づくり

施策3 協働による地域社会の推進

基本事業1 地区社協の基盤強化と活動の充実

基本事業2 災害・防犯に備えられる地域づくり

【現状と課題】

8050問題やひきこもり等の福祉課題の多様化、複雑化や支援が必要な方々の増加等により、民生委員児童委員を含む地域福祉活動者の負担感が増えています。限られた地域福祉活動者で地域を支えていくことは、人口減少の影響もあり極めて困難なことが想定されます。

今後は、住民一人ひとりが意識的に地域活動に携わり、自分の地域の福祉課題に理解、共感していくことができる地域づくりがますます求められています。

また、地域福祉懇談会において災害時の支援体制や地域における防犯対策の必要性についての意見が挙がっていました。災害時の支援体制については、災害時要支援者を日頃から気に掛け、支えていく活動が結果的に災害時から高齢者等の支援体制づくりにつながっていくと思います。また、災害後の生活復旧までのボランティア活動を支援する災害救援ボランティアセンターの体制整備も必要になります。

そして、防犯対策の一つとして悪徳商法等の消費者被害を未然に防ぐための意識啓発の機会をつくっていく必要があります。

このような状況を踏まえ、日頃からの支え合い意識や防犯意識を地域で高めていくことで、安心した生活を続けられる地域体制づくりが重要となっており、その体制を地域と行政や朝日町社協、福祉関係機関等との十分な連携と協働により対応していくことが求められます。

具体的な取り組みの方向性

【地域に合った地区社協活動の基盤づくり】

様々な福祉課題を有する地域にとって、その福祉課題を「我が事」として考え、どのように課題を解決していくのかを住民主体で考えていく必要があります。

見守りや声掛け等の支え合い活動や要援護者の把握と支援、人材の発掘、育成等を行政や福祉関係機関と連携して展開する地区社協活動を、その地域の実情と特性に合わせて推進していくことが求められています。そのためには、各地区社協における生活課題や福祉課題に対しては、地域福祉活動の目標、取り

組みを「見える化」していくことで、地域においてその地区社協への活動が理解を広めていく取り組みが必要です。

なお、地域だけで解決が困難な福祉課題に対しては、行政や福祉関係機関等と連携し協働する体制づくりが重要であることから、具体的な取り組みの方向性を「地域に合った地区社協活動の基盤づくり」とします。

事業別	具体的な取り組みの内容	主な連携団体
重点事業 (継続事業)	◎〇地区社協との協働による福祉課題への取り組みづくり（地域福祉懇談会、出前福祉講座、支え合いマップ等） 各地区における福祉課題を共に考え、共に解決するために地域福祉懇談会や出前福祉講座等を開催し、地区社協とのコミュニケーションの機会をつくり、協働して福祉課題へ取り組む機会をつくります。 ◎〇ケアネット活動の普及 地域において、「気になる世帯」への見守り、声掛け等を行う支え合い活動である「ケアネット活動」の普及に努めます。 ◎〇災害救援ボランティアセンターの体制整備 災害時に備え、被災後の住民の多様なニーズに合わせた生活支援を、ボランティア活動で支援できる体制づくりを進めます。	・地区社会福祉協議会 ・町民生委員児童委員協議会 ・福祉サポーター ・ボランティアグループ ・個人ボランティア ・入善警察署 ・富山東消費生活センター ・町内居宅介護支援事業所 ・あさひ総合病院 ・町健康課、総務政策課 ・町在宅介護支援センター ・町地域包括支援センター ・町住民・子ども課 ・新川青年会議所 等
新規事業	◆各地区社協の福祉活動計画策定の推進 地域の福祉課題や地区社協活動の目標、取り組みを「見える化」し、地区社協活動の指針となる「地区社協福祉活動計画」の策定を推進、支援します。	
継続事業	○消費生活相談事業との連携 消費生活相談事業と連携し、消費者被害の予防や対応に努めます。	

施策4 福祉サービス基盤の充実

- 基本事業1 ケアネット活動の充実（※子どもから高齢者、障害者も対象）
- 基本事業2 権利擁護の推進
- 基本事業3 ニーズに応じた生活支援サービスの推進・開発

【現状と課題】

ますます進む少子高齢化社会においては、在宅高齢者の生活支援ニーズの増加や認知症等による判断能力が不十分となり、不安を抱える高齢者世帯が増加すると思われます。

そのような状況に加え、地域では子育てに不安や孤立を抱える世帯や障害を抱える世帯、家族や親族の血縁の支援が届かない世帯等、様々な事業を抱える世帯が地域で暮らす中で、より安心して暮らすことが出来る支援が必要です。

互助においては、その地域で暮らす住民の方々同士で気に掛け合う思いが、地域全体の支え合い意識の醸成につながります。朝日町社協が進めるケアネット活動は、その支え合い意識の裾野を町全体で広げるための一つの地域福祉活動でもあります。

なお、認知症や障害を抱える方がいつまでも地域で安心できる暮らしを営むためには、ご本人の権利擁護の視点は欠かせません。判断能力が不十分な方の財政の管理や契約等の行為について、日常生活自立支援事業やそのつなぎ先でもある成年後見制度の活用がより求められます。

また、介護人材の不足が叫ばれる昨今、利用者本人が希望する介護保険サービスを利用することが今後ますます難しくなると思います。そのような状況において、朝日町社協が実施している介護予防・日常生活支援総合事業「訪問型サービス A 事業」では、元気な高齢者が訪問スタッフとして介護人材の一翼を担い、高齢者の生活介護にかかる家事援助に携わっています。高齢化が進む当町において「高齢者が高齢者を支えるモデル」として、利用者、訪問スタッフ双方の介護予防・つながりづくりへ寄与する効果が期待されます。

具体的な取り組みの方向性

【あらゆる方を対象とした生活支援の充実】

地域における支え合い意識の更なる醸成を図るためには、「気になる世帯」に対しての見守りや声掛け等の支え合い活動がより充実する体制づくりが求められると共に、必要な支援者につなげる視点も必要です。

また、誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくりや、生活困窮者等への支援の充実のため、福祉機関に限らない様々な立場の方々との連携や協働が必要であることから、具体的な取り組みの方向性を「あらゆる方を対象とした生活支援の充実」とします。

事業別	具体的な取り組みの内容	主な連携団体
重点事業 (継続事業)	◎〇ケアネット活動の充実 高齢者に限らず障害者や子育て世帯等の中で「気になる世帯」への見守り、声掛け等を地域で行う「ケアネット活動」の内容の充実に努めます。 ◎〇生活困窮者等への支援の充実（フードドライブ等） 低所得世帯等に対し、生活に必要な資金の貸付と相談を行う生活福祉資金貸付事業の充実に努めます。フードドライブによる相談のきっかけづくりや食料支援を行います。 県東部生活自立支援センター等と連携し、様々な理由により就労が困難な方の相談と支援を行います。 経済的な理由により、大学や短大等への修学が困難な世帯を対象に朝日町社協福祉奨学金を支給します。	・地区社会福祉協議会 ・日常生活自立支援事業生活支援員 ・法テラス ・県弁護士会 ・県司法書士会 ・県行政書士会 ・県社会福祉士会 ・県東部生活自立支援センター ・県ひきこもり地域支援センター ・新川厚生センター ・ママヨガサークル ・商店

重点事業 (継続事業)	◎○外出・移動支援の充実（車いす移送車、車いすの貸出） 高齢者や障害者が安心して通院等の外出ができるように、車いす移送車や車いすの貸出を行います。 ◎○制度の狭間にある福祉課題への取り組み ひきこもり等の制度の狭間にある福祉課題について、早期に発見するために民生委員児童委員等の地域福祉活動者との連携に努めます。	・金融機関 ・新聞販売店 ・町民生委員児童委員協議会 ・福祉サポーター ・町いきいき連合会 ・町教育委員会 ・町健康課 ・町保健センター ・町内保育園 ・町子育て支援センター ・町在宅介護支援センター ・町地域包括支援センター ・朝日町成年後見支援センター 等
新規事業	◎◆訪問型サービス A「訪問型サービスセンターげんき」の充実 利用者の生活支援を通して介護予防につなげると共に、訪問スタッフのやりがいや生きがいを創出しながら、高齢者が高齢者を支えるしくみを充実させていきます。 ◎◆日常生活自立支援事業の充実と成年後見制度との連携 軽度の認知症高齢者や障害者等で福祉サービスの利用手続きや、日頃の金銭管理を自分で行うことが困難な方を支援する日常生活自立支援事業の充実に努めます。 日常生活自立支援事業の利用契約者の理解・判断力の低下に伴い、本事業において対応が困難になる場合は、成年後見制度へつなげます。	
継続事業	○子育て世代の交流と学び場づくり ママヨガサークルやベビーマッサージ教室の活動の充実に努め子育て世代の交流と学びの場をつくります。そして、子育てについての悩みごとなどを気軽に話せる環境づくりに努めます。 ○新たな社会資源とのネットワークづくり（商店、新聞販売店、金融機関等） ケアネット活動において、民生委員児童委員や隣近所等の地域のつながりだけでなく、その対象者が関わる商店や新聞販売店との情報共有を図り、重層的な支援を行います。そのためには、募金箱の設置等を通じて日頃から話しやすい関係づくりを構築します。また、日常生活自立支援事業において金融機関との連携を図ります。	

3 基本目標3 地域で支え合うしくみづくり

施策5 総合相談体制の充実

基本事業1 広報ツールの開発・工夫

基本事業2 広報力の強化

【現状と課題】

情報伝達する媒体は多様化し、人によって様々な情報取得方法が選択されています。SNS などの情報発信等、様々な媒体での情報を発信する必要があります。
住民がより安心した生活を送るためにも、必要な情報がきちんと届くしくみが求められており、既存の広報ツールを見つめ直し、住民の方々により伝わる情報提供の在り方を検討する必要があります。
また、住民に一番身近な地域福祉関係者が携わる地区社協活動においても、住民への広報を適切に行うことにより、地域福祉への理解を深める機会にもつながるとも考えています。

具体的な取り組みの方向性

【必要な情報が届く広報のしくみづくり】

必要な福祉サービスや地域福祉活動の情報が、住民へ適切に届くしくみをつくるためには、新たな広報ツールの開発や工夫、強化を含めた広報手段の見直しが必要であるため、具体的な取り組みの方向性を「必要な情報が届く広報のしくみづくり」とします。

事業別	具体的な取り組みの内容	主な連携団体
重点事業 (継続事業)	◎○ホームページ、ブログの活用と内容の充実 朝日町社協のホームページ、ブログ等を積極的に活用し、内容の充実を図ります。 ◎○ボランティア情報紙「ハートフル通信」の発行と内容の充実 年に2回発行しているボランティア情報紙「ハートフル通信」の内容をより充実した発行を行います。 ◎○ケーブルテレビ、新聞等のマスメディアの活用 ケーブルテレビや新聞等のマスメディアの活用を積極的に行います。	・地区社会福祉協議会 ・みらーれテレビ ・ラジオミュー ・新聞社 ・町みんなで未来！課 ・町健康課 等
新規事業	◆もちもたネットとの連携 朝日町が実施するもちもたネットと連携しながら集いや学びの場の啓発、人材発掘を行います。	
継続事業	○Facebook 等の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用検討 朝日町社協の Facebook ページの活用、ホームページ、ブログと連動したインターネットによる広報に取り組み、よりリアルタイムな情報提供を図ります。 ○地区社協活動の広報・PR活動の推進・支援 地区社協活動の広報について、地区が主体的にできるように広報紙づくり講座の開催や広報に関する相談対応を行い、活動の「見える化」づくりの推進を行います。 ○広報あさひ「ふくしの窓」の発行	

	広報あさひ「ふくしの窓」を毎月発行し、その内容の充実を図ります。	
--	----------------------------------	--

施策5 総合相談体制の充実

基本事業3 福祉総合相談の体制再編

基本事業4 社会福祉法人の公益活動の推進

【現状と課題】

令和5年度に実施した地域福祉アンケートの結果から、抱える悩みや不安を家族や親族、近い友人、知人に相談する方が多いことが挙がっています。

また、障害者団体へのアンケートの結果からは、障害者本人やその家族から利用しやすい相談支援体制の拡充が求められています。

生活福祉資金コロナ特例貸付では、今まで関わりの少なかった外国人世帯や子育て世帯から相談を受けています。貸付の相談を通じて、その世帯の抱える複合的な課題を共に考え、共に解決していく伴走型のフォローアップ支援が必要です。

なお、家族や地域だけでは解決が困難なひきこもりや生活困窮等の相談に関しても、性別や国籍問わず、まずは相談を受け止める関係機関と連携して解決を図る体制づくりがますます求められています。

今後も、ふれあいいきいきサロン等の身近な場所で身近な人に相談できる場づくりや、その相談が専門的な支援を必要とするのであれば、朝日町社協や福祉関係機関へ適切につながる相談体制のしくみが必要となっています。

具体的な取り組みの方向性

【住民が相談しやすい体制づくり】

住民にとって身近な集いの場である「ふれあいいきいきサロン」を活かした相談の場づくりや、相談を受ける民生委員児童委員等の地域福祉活動者から専門的な福祉関係機関へつながり、その相談がしっかり受け止められる土壌をつくる必要があります。

様々な相談を地域の課題として捉え、我が事として受け止め、町全体（丸ごと）で解決を進める体制づくりが求められていることから、具体的な取り組みの方向性を「住民が相談しやすい体制づくり」とします。

事業別	具体的な取り組みの内容	主な連携団体
重点事業 (継続事業)	◎◎生活福祉資金の償還業務を通じた生活支援	・心配ごと相談員
	生活福祉資金コロナ特例貸付の借受人に対して状況把握を行い、生活支援を行います。	・行政相談委員
	◎◎社協の各事業と連動した福祉総合相談体制の再編づくり	・人権擁護委員
	定期的に実施している心配ごと相談等の相談日だけでなく、社協の各事業と連動した相談体制づくりに努めます。	・県弁護士会 ・新川厚生センター ・地区社会福祉協議会 ・町民生委員児童委員協議会

重点事業 (継続事業)	◎◎地域と関係機関をつなぐ相談体制づくり 住民にとって身近な集いの場であるふれあいいきいきサロンを活かして、参加者が悩みや不安を遠慮なく話すことができる相談の場づくりを進めます。そして、認知症やさまざまな困りごとについて早期発見とネットワークの構築づくりに努めます。 地域で対応が困難な相談においては、相談を受けた民生委員児童委員等から朝日町社協や福祉関係機関へ適切につながる相談体制づくりに努めます。	・社会福祉法人有機会 ・社会福祉法人にいかわ苑 ・町内居宅介護支援事業所 ・町内福祉サービス事業所 ・町内NPO法人 ・町健康課 ・町在宅介護支援センター ・町地域包括支援センター ・町住民・子ども課 等
	◆社会福祉法人連絡会（仮称）の設立と具体的な公益活動の展開 町内の社会福祉法人と協働し、社会福祉法人連絡会（仮称）を設立し、具体的な公益活動の展開を図ります。	

施策6 地域共生社会の推進

基本事業1 生活支援体制整備事業・ケアネット活動との連携

基本事業2 地区社協との連携・協働づくり

基本事業3 多職種との連携・協働づくり

【現状と課題】

急速な高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者は今後ますます増加することが予想されます。また、住民が抱える福祉課題は複雑・多様化しており単独のサービスや活動だけでは解決することが困難な状況となっています。

こうしたなか、高齢者に対しては団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)以降ますます求められる、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みが進められています。

さらに、その地域包括ケアシステムの理念を普遍化し、高齢者に限らず子どもや障害者等も含む全ての人々が、「我が事・丸ごと」で自分たちの地域や暮らし、生きがいを共に高め合える「地域共生社会」の実現を目指すことが、今後の地域づくりにおいて極めて重要です。

具体的な取り組みの方向性

【地域共生社会の実現に向けた地域づくり】

高齢者に限らず、その地域に住む全ての人々が、主体的に地域に参加する機会を確保し、一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを進めます。

そのためには、住民による支え合い活動に代表される地区社協活動や行政の福祉サービス、朝日町社協の活動等が適切に連動し、地域を丸ごと支え合うしくみが必要であることから、取り組みの方向性を「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」とします。

事業別	具体的な取り組みの内容	主な連携団体
重点事業 (継続事業)	◎○地域ケア会議への参画 町地域包括支援センターが主催する地域ケア会議に積極的に参加し、多職種との連携・協働できる関係性をつくります。 ◎○地区社協連絡会の定期的な開催 地区社協と意見交換を行う機会を定期的に開催し、地区社協が抱える悩みや今後の方向性や事業展開等を共に考える場づくりを行います。 ◎○ケアネット活動との連携 地域における見守りや声掛け等の支え合い活動である「ケアネット活動」との連携を図り、地域包括ケアシステムの構築を進めます。 ◆生活支援体制整備事業の推進 当町に合った地域包括ケアシステムの深化・推進のために必要な、地域のニーズや社会資源の発掘、ネットワークづくり、課題の話し合いの活性化等に努めます。 なお、生活支援コーディネーターの取り組みとして、貴重な社会資源を発見した際に、「地域のお宝発見シート」を随時作成し、朝日町内で情報共有の推進に努めます。	・地区社会福祉協議会 ・町内居宅介護支援事業所 ・町内福祉サービス事業所 ・町シルバー人材センター ・町内医療機関 ・町内NPO法人 ・町健康課 ・町保健センター ・町在宅介護支援センター ・町地域包括支援センター 等
新規事業	◆事例検討を通じた関係機関等とのスキルアップの機会づくり 事例について地域や関係機関、職場内で検討することで個人や組織のスキルアップする機会にします。	
継続事業	○住民ニーズの把握 (地域福祉懇談会、当事者ヒアリング) 第5次朝日町地域福祉活動計画の中間評価として、地域福祉に関する住民意識調査を実施します。	

4 参考指標

基本目標		施策	基本事業	数値目標項目	令和4年度 (2022年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 目標
基本目標1	1 地域を元気にするひとづくり	1 健康と地域交流の促進	住民参加の機会づくり	ふれあいいきいきサロン回数	679回	800回
			住民の居場所づくり		※各地区において月1回程度の実施を目標	
		2 地域活動の担い手育成	ボランティア活動の充実	ボランティア団体・登録者数	34団体	35団体
				ボランティア相談件数	530名	700名
			地域を基盤とした福祉教育の充実	ボランティア相談件数	1,193件	1,200件
				学校との福祉教育授業数	2回	6回
基本目標2	2 安心して暮らす地域づくり	3 協働による地域社会の推進	ケアネット活動の充実	地区社協福祉活動計画策定数	0地区	10地区
				ケアネットチーム数	56チーム	70チーム
				ケアネットチーム員数	137名	200名
				ケアネット活動件数	12,808件	17,500件
		4 福祉サービス基盤の充実	権利擁護の推進	日常生活自立支援事業利用契約者数	9名	10名
				日常生活自立支援事業生活支援員数	4名	10名
		ニーズに応じた生活支援サービスの推進・開発		車いす移送車の貸出件数	169件	180件
				車いすの貸出件数	33件	80件
				子育てサークルの開催回数(ママヨガサークル・にこまる会)	28回	現状維持
				訪問型サービスセンター利用者数	8名	20名
基本目標3	3 地域で支え合うしくみづくり	5 総合相談体制の充実	福祉総合相談の体制再編	福祉総合相談件数(事務局対応件数を含む)	728件	800件
		6 地域共生社会の推進	地区社協との連携・協働づくり	地区社協連絡会の開催回数	1回	2回

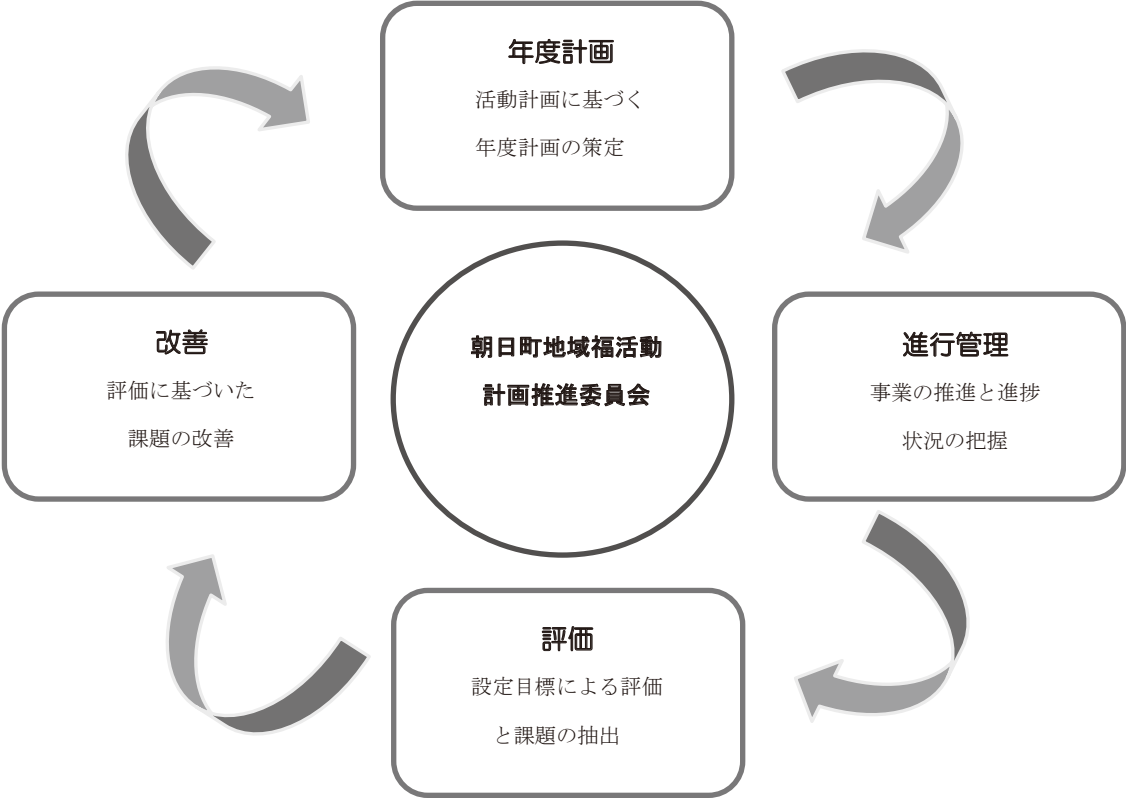
第5章 地域福祉活動計画を推進する体制

1 計画を推進するための組織図

基本理念である「オール朝日町で支え合う安心生活のまちづくり」の実現のために、本計画策定に携わった策定委員からなる「朝日町地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、年に1回程度進捗状況の評価を行います。

2 計画の進行管理

行政計画である「朝日町地域福祉計画」の進捗状況にかかる進行管理との照合を適切に行い、当町における地域福祉の推進に関する総合的検証を行います。
なお、本計画の進行管理においては計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、実行します。



資料編

- ・ 第5次朝日町地域福祉活動計画策定経過
- ・ 第5次朝日町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- ・ 第5次朝日町地域福祉活動計画策定委員会名簿
- ・ 第5次朝日町地域福祉活動計画策定委員会作業部会名簿
- ・ 参考資料 1
令和5年度地域福祉に関する住民アンケート調査の結果
- ・ 参考資料 2
地域福祉懇談会 取り組み集計表

第 5 次朝日町地域福祉活動計画策定経過

期 日	内 容	備 考
令和 5 年 6 月 28 日	事務局検討会	
7 月 4 日	第 1 回策定委員会・策定委員会作業部会 策定委員長、副委員長の選出 現計画の評価検証（取り組み状況） ニーズ調査について	
8 月 29 日	第 2 回策定委員会作業部会 作業部会委員長、副委員長の選出 ニーズ調査について	
11 月 28 日	第 3 回策定委員会作業部会 現計画の評価と課題 ニーズ調査結果 （地域福祉懇談会、アンケート結果） 基本理念、基本目標の素案検討	
令和 6 年 1 月 30 日	第 2 回策定委員会 ニーズ調査結果 （地域福祉懇談会、住民アンケート） 基本理念、基本目標、施策、計画体系検討	
2 月 13 日	第 4 回策定委員会作業部会 計画（案）の検討	
2 月 29 日	第 3 回策定委員会 計画（案）の検討 計画の審議、策定	
3 月 7 日～3 月 22 日	パブリックコメント実施	

第5次朝日町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 朝日町における地域福祉の向上を図るとともに、今後の生活課題、福祉ニーズに対応するために、住民、行政や関係機関・団体との協働により第5次朝日町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という）を策定することを目的に設置する。

（名称）

第2条 委員会の名称は、第5次朝日町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という）と称する。

（組織）

第3条 委員会は18名以内の委員をもって構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、朝日町社会福祉協議会長（以下「会長」という）が委嘱する。

- （1）地域活動団体関係者
- （2）ボランティア団体関係者
- （3）福祉関係機関・団体代表者
- （4）学識経験者
- （5）行政機関関係者
- （6）その他会長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委員会作業終了日までとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 この委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

（作業部会）

第7条 活動計画の策定にあたり必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、作業部会を置く。

2 作業部会は、次に掲げるものをもって組織する。

- （1）朝日町社会福祉協議会職員
- （2）行政機関職員
- （3）その他会長が必要と認める者

3 作業部会には、部会長及び副部会長を置くものとし、部員の互選により選出する。

4 作業部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

（関係者の出席要請）

第8条 委員会または作業部会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務局）

第9条 委員会の事務局は、朝日町社会福祉協議会内に置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めのあるものの他必要な事項は、委員会で決定する。

附則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

第2期朝日町地域福祉計画・第5次朝日町地域福祉活動計画策定委員会 策定委員名簿

No.	役職	氏名	所属	区分
1	委員長	野 田 秀 孝	富山大学 教育学部 准教授	学識経験者
2	副委員長	草 原 庄 一	朝日町自治振興会連絡協議会長	地域活動団体関係者
3	委員	勝 田 忠 温	朝日町いきいき連合会長	福祉関係機関・団体代表
4	委員	佐 田 み どり	朝日町民生委員児童委員協議会長	福祉関係機関・団体代表
5	委員	安 達 万 紀 子	朝日町女性団体連絡協議会	ボランティア団体代表
6	委員	加 藤 好 進	朝日町身体障害者協会長	福祉関係機関・団体代表
7	委員	清 水 明 夫	特別養護老人ホーム有磯苑施設長	福祉関係機関・団体代表
8	委員	清 水 明 子	社会福祉法人にいかわ苑 富山型共生の里あさひ施設長代理	福祉関係機関・団体代表
9	委員	梅 澤 健 一	朝日町小中学校長会長	教育関係代表
10	委員	東 山 考 一	あさひ総合病院長	福祉関係機関・団体代表
11	委員	勝 田 幸 子	朝日町食生活改善推進委員会会長	福祉関係機関・団体代表
12	委員	加 藤 優 志	朝日町住民・子ども課 課長	行政機関代表
13	委員	小 川 洋 道	朝日健康課 参事・課長	行政機関代表
14	委員	竹 内 進	朝日町社会福祉協議会長	福祉関係機関・団体代表

【アドバイザー】

15	アドバイザー	大 畑 正 理	富山県社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア振興課 長補佐	学識経験者
----	--------	---------	----------------------------------	-------

第2期朝日町地域福祉計画・第5次朝日町地域福祉活動計画策定委員会 作業部会名簿

No.	役職	氏名	所属	区分
1	部会長	萩 原 めぐみ	朝日町健康課 係長(高齢福祉係)	行政機関
2	副部会長	島 田 亜由美	朝日町保健センター 係長(保健師)	行政機関(保健)
3	部 員	寺 崎 三 千 代	朝日町健康課 主幹 (地域福祉係)	行政機関
4	部 員	竹 丸 由 希	朝日町健康課 係長 (地域ケア係)	行政機関 (地域包括支援センター)
5	部 員	久 野 木 利 佳	朝日町住民・子ども課 係長(子ども係)	行政機関
6	部 員	吉 松 雪 絵	あさひ総合病院地域医療連携室(精神保健福祉士)	行政機関(医療)
7	部 員	藤 田 雅 之	社会福祉法人有磯会 特別養護老人ホーム 有磯苑 介護支援係長兼生活相談員	福祉施設
8	部 員	小 堀 志 保	社会福祉法人にいかわ苑 富山型共生の里あさひ グループホーム管理者	福祉施設
9	部 員	野 寺 俊 成	社会福祉法人 新川むつみ園 相談支援専門員	福祉施設
10	部 員	大 村 美 樹	一般社団法人 ひので 理事長	福祉施設
11	部 員	中 島 博 子	ケアサポートつむぎ 主任ケアマネジャー	福祉機関
12	部 員	田 畑 力 也	朝日町社会福祉協議会 事務局長	社会福祉協議会
13	部 員	廣 田 和 也	朝日町社会福祉協議会 係長 (福祉活動専門員)	社会福祉協議会
14	部 員	濱 田 有 紀 子	朝日町社会福祉協議会 主任 (福祉活動専門員)	社会福祉協議会
15	部 員	高 野 勇 樹	朝日町社会福祉協議会 主任 (ケアネット活動コーディネーター)	社会福祉協議会
16	部 員	西 永 亜 美	朝日町社会福祉協議会 主事 (ボランティアコーディネーター)	社会福祉協議会

【アドバイザー】

17	策定委員会委員長 (アドバイザー)	野 田 秀 孝	富山大学 教育学部 准教授	学識経験者
18	アドバイザー	大 畑 正 理	富山県社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア振興課 課長補佐	学識経験者

参考資料 1

令和5年度地域福祉に関する住民アンケート調査の結果

(1) 調査の仕様

調査地域	朝日町全域
調査対象	令和5年8月1日現在に朝日町に在住している20歳代～70歳の住民
サンプル数	500人
抽出方法	層化無作為抽出
調査方法	質問紙法（郵送）
調査期間	令和5年9月11日～9月29日

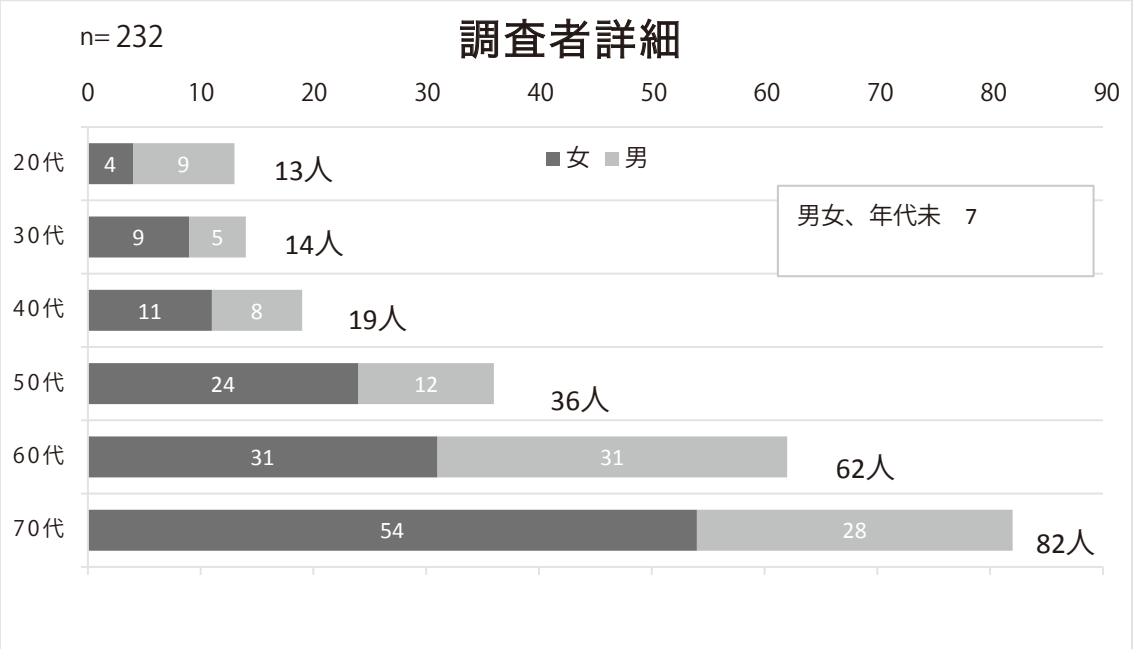
(2) 回収状況

配布数	回収率	男性	女性	未記入
500	233	93	133	7
回収率	46.6%	18.6%	26.6%	1.4%

(3) 年齢別人数

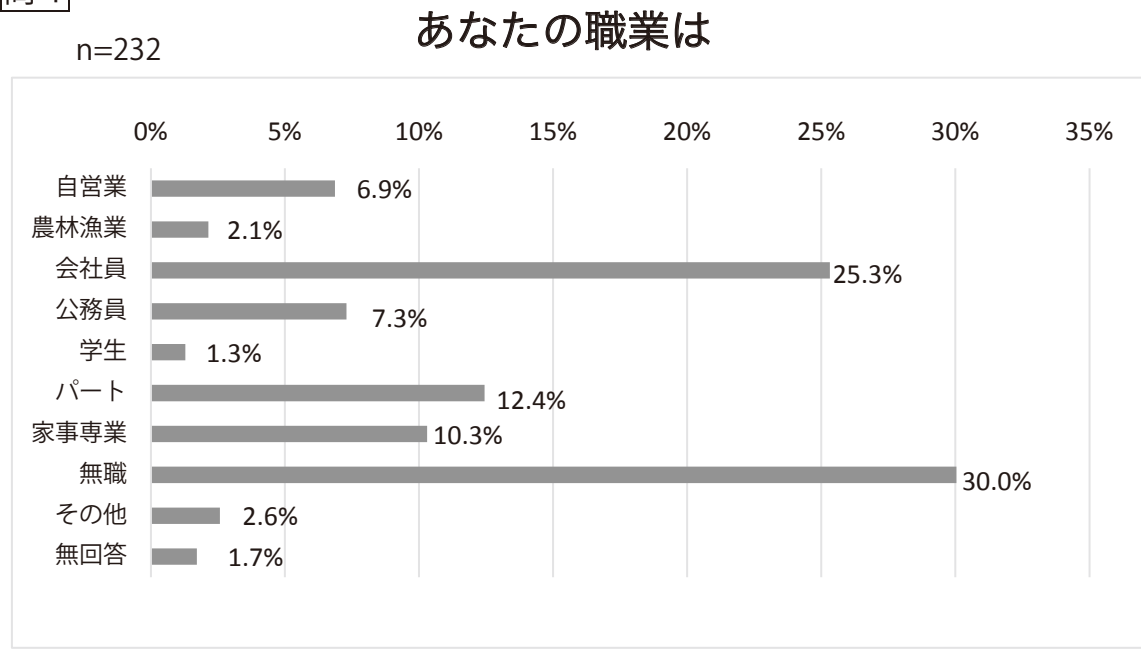
年代	人数	比率（%）
20歳代	13	5.6
30歳代	14	6.0
40歳代	19	8.2
50歳代	36	15.5
60歳代	62	26.6
70歳代	82	35.1
未記入	7	3.0
合計	233	100

問1・問2



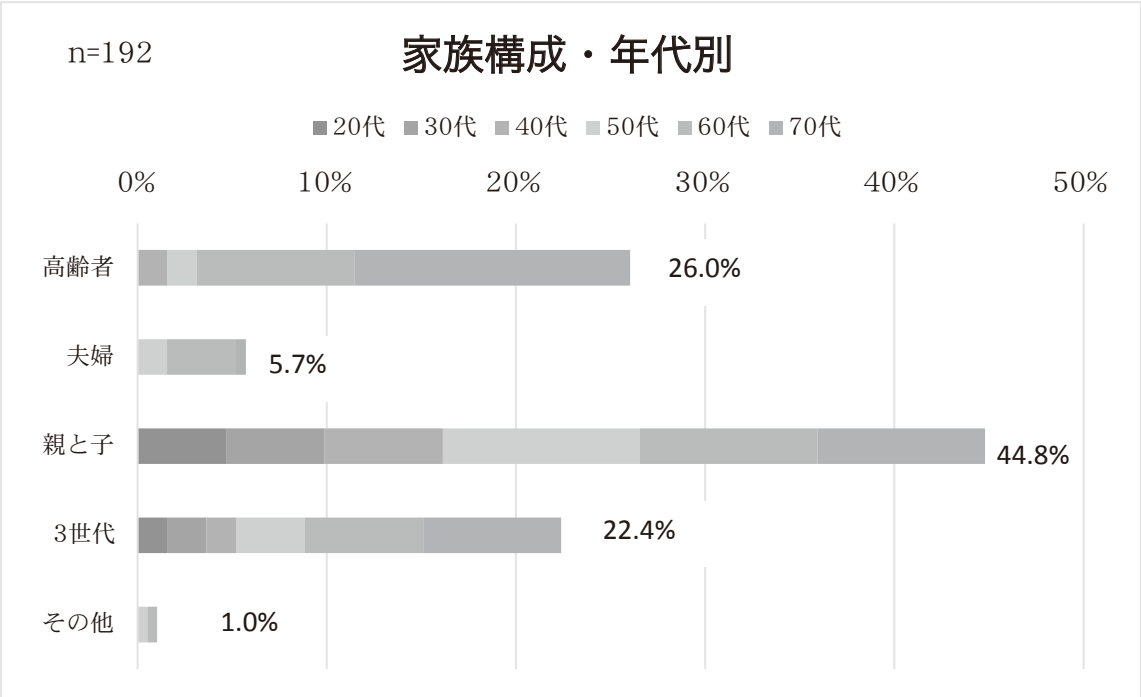
調査対象者は、全体で232名(回収率46%)。20代13名、30代14名、40代19名、50代36名、60代62名、70代82名、未記入者7名。

問4



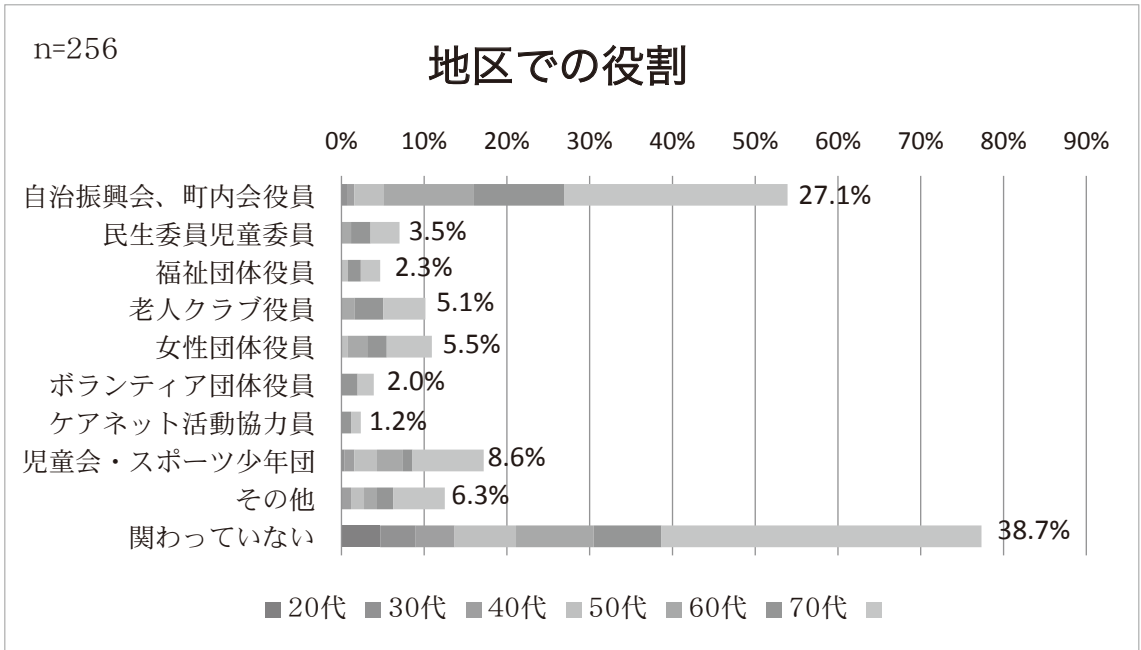
「無職」が最も多く30.0%、ついで「会社員」が25.3%、「パート」12.4%となった。平成28年は「会社員・団体職員」が35.8%、ついで「無職」が20.7%だった。

問5・5-1



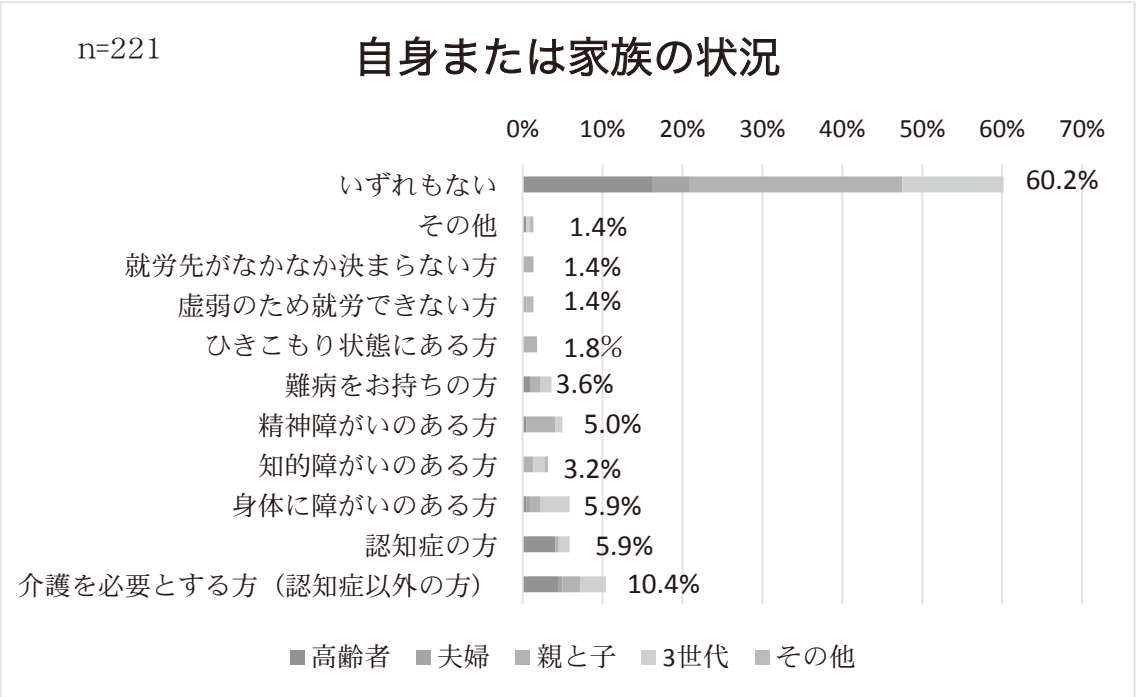
「親と子の世帯」が最も多く44.8%、ついで「高齢者」が26.0%、「3世代」が22.4%となった。平成28年度は、「親と子の世帯」が最も多く41.0%、ついで「親・子・孫の世帯」が29.4%、「高齢者世帯」が17.9%であった。

問6



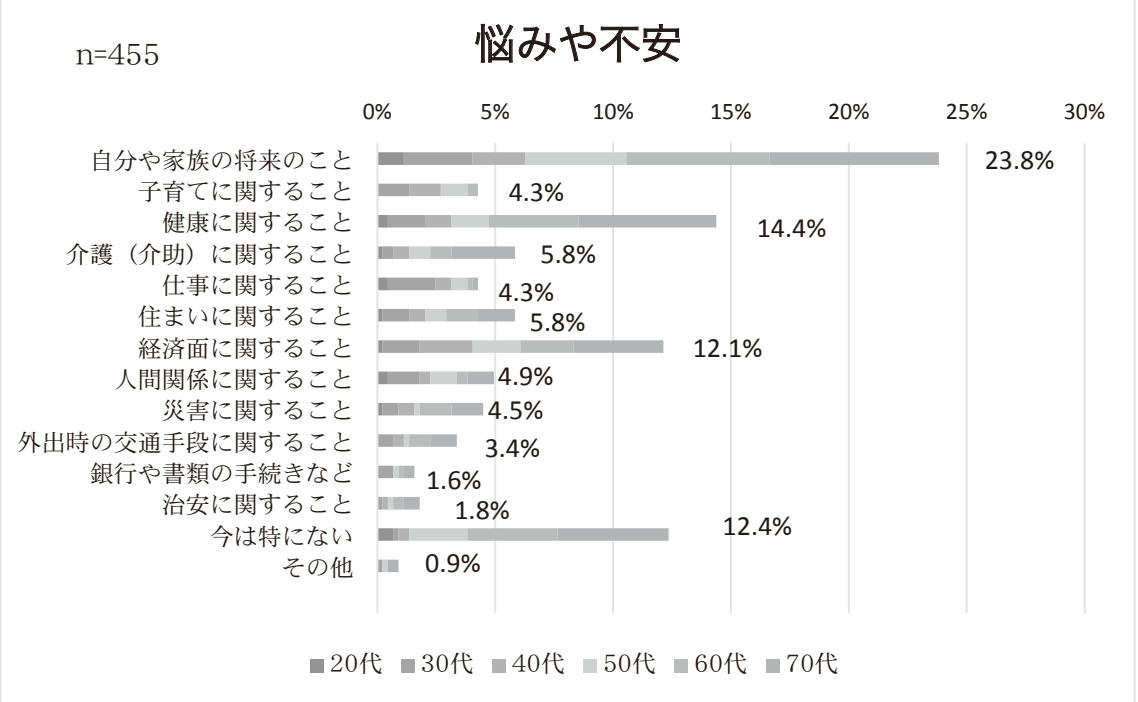
「関わっていない」との回答が38.7%と一番多く、次に「自治振興会、町内会役員」が27.1%となった。平成28年度は、「関わっていない」との回答が32.2%と一番多く、次に「自治振興会、町内会役員」が24.1%だった。

問7



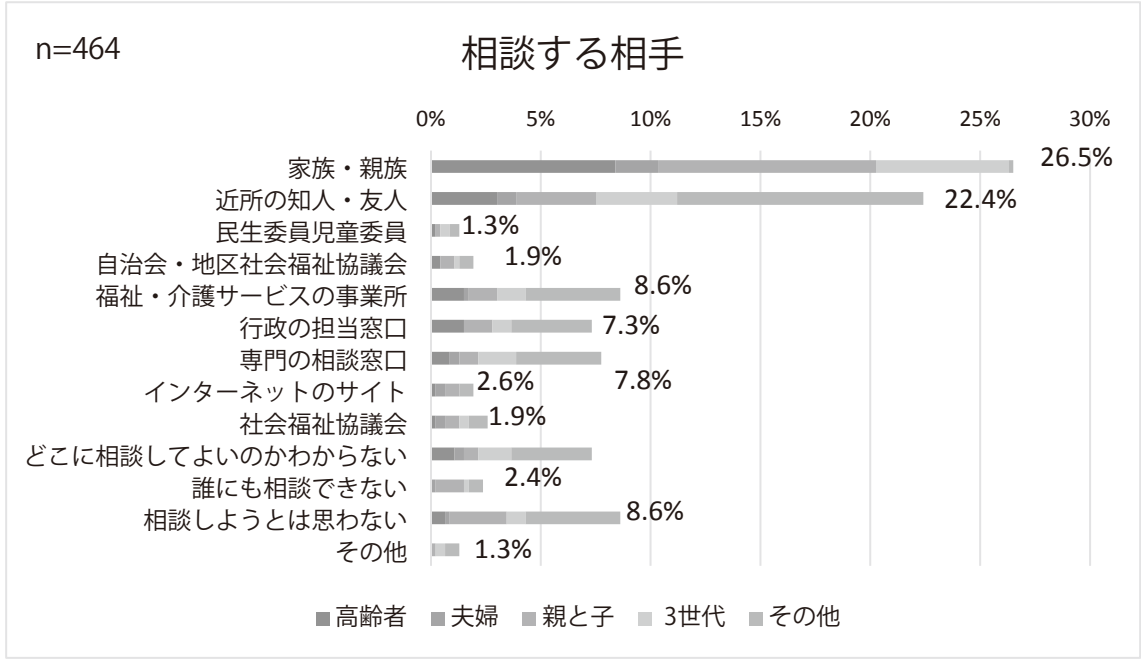
「いずれもない」の回答が60.2%と一番多い結果となった。ついで「介護を必要とする方」が10.4%となった。平成28年度は「介護を必要とする方」が3.5%だった。

問8



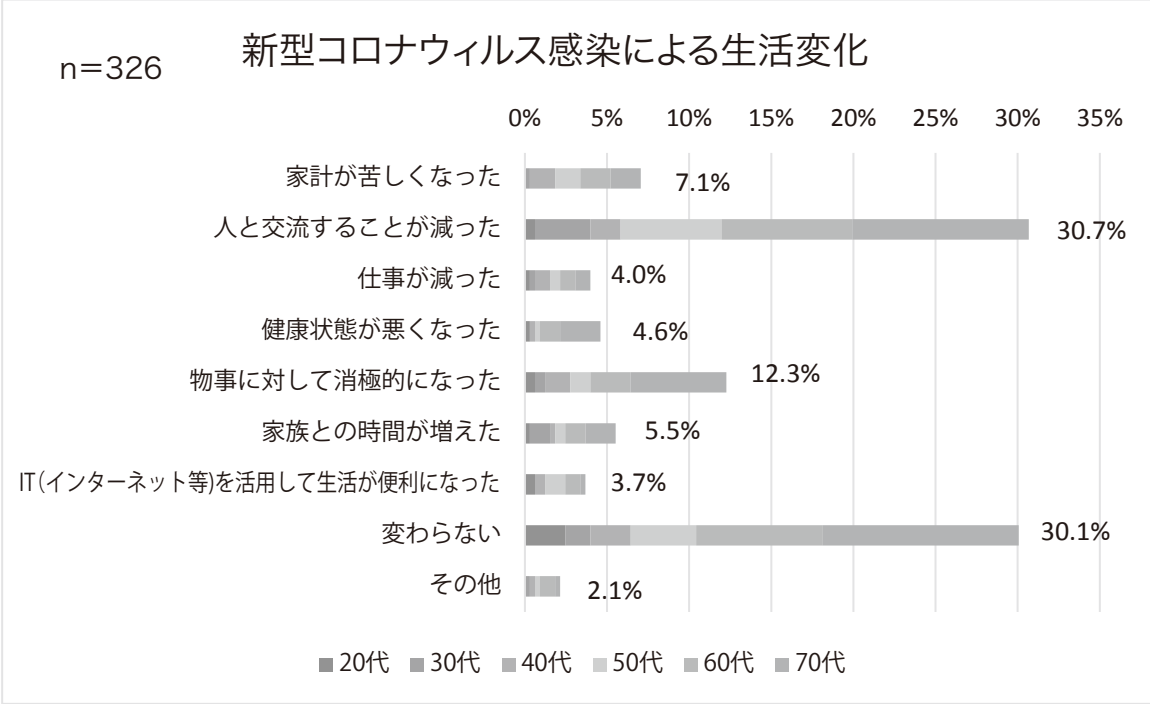
「自分や家族の将来のこと」が23.8%、「健康に関すること」が14.4%、「経済面に関すること」12.1%となった。平成28年度は、「自分や家族の将来のこと」が20.1%、「健康に関すること」が18.1%、「経済面に関すること」10.3%だった。

問8-1



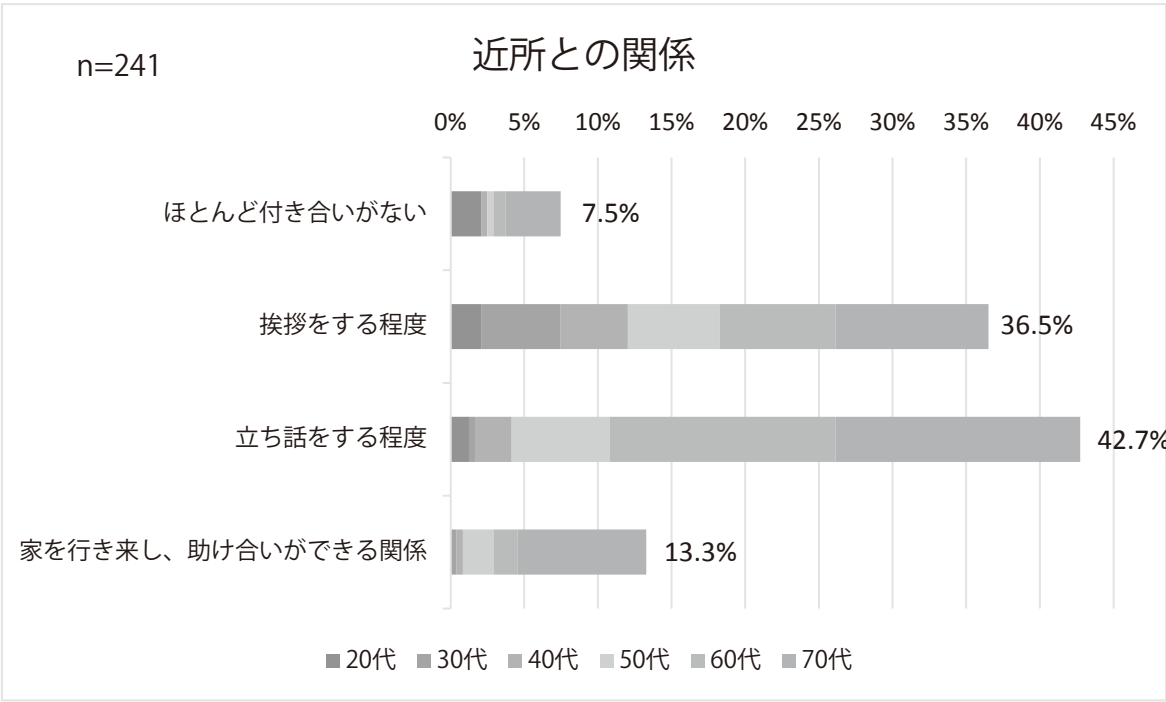
「家族・親族」が一番多く 26.5%、「近所の知人・友人」が 22.4%となった。平成28年度は「家族・親族」が 47.2%、ついで「近所の知人・友人」が 18.8%であった。平成28年度よりも専門機関へ相談する方が増えている。

問9



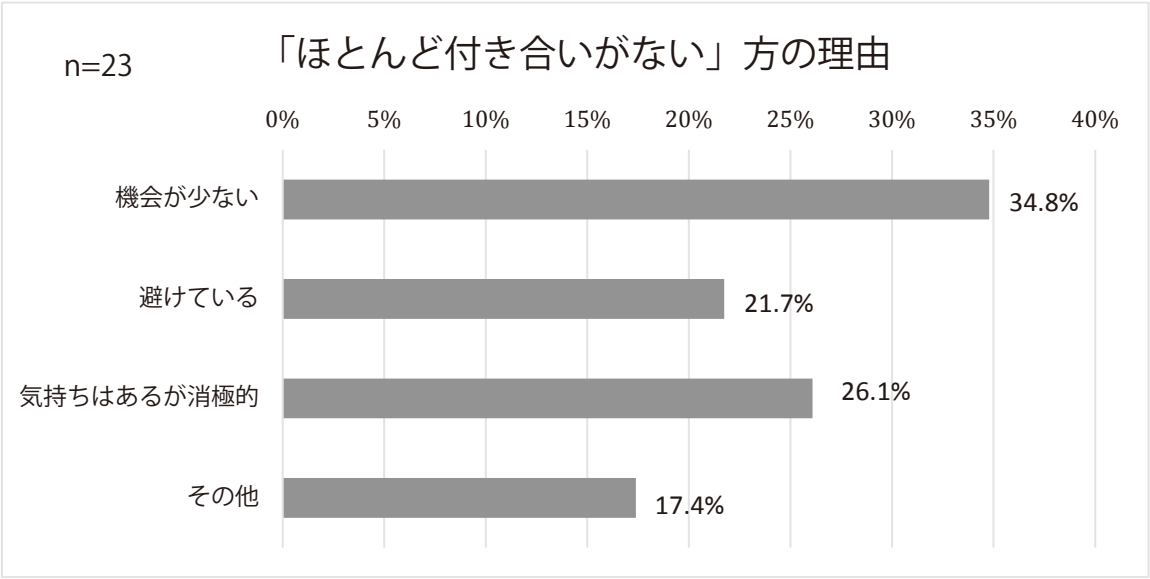
「人と交流することが減った」が一番多く 30.7%、ついで「変わらない」が 30.1%となった。

問10



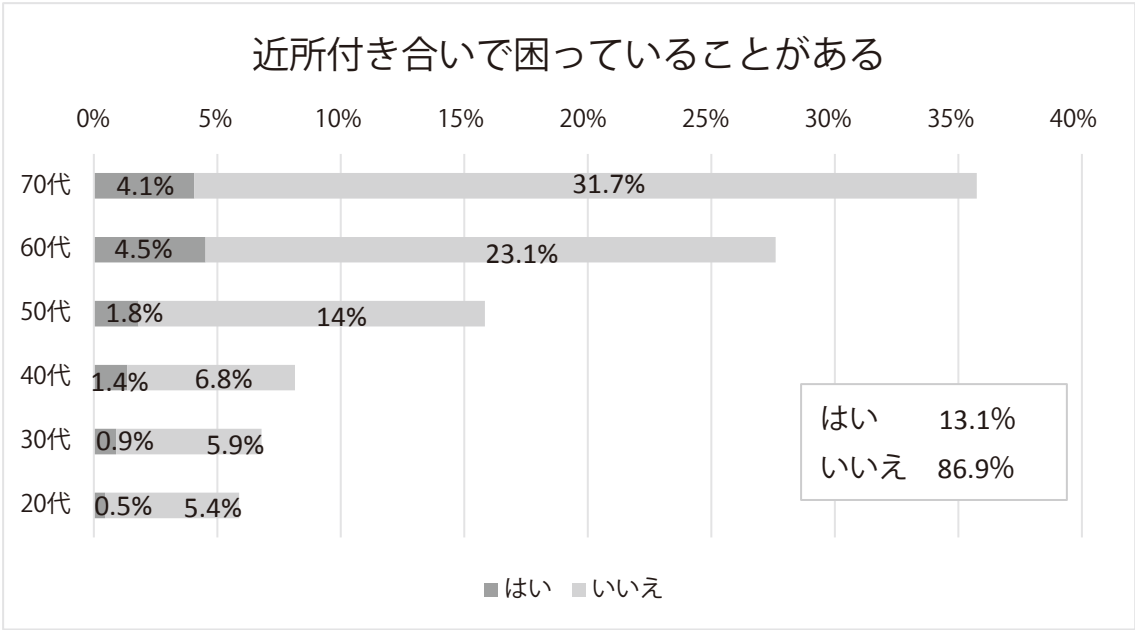
「立ち話をする程度」が 42.7%、「挨拶をする程度」が 36.5%、「家を行き来し、助け合いができる関係」が 13.3%となった。平成28年度では、「立ち話をする程度」が 39.8%、「挨拶をする程度」が 33.2%、「家を行き来し、助け合いができる関係」23.0%だった。

問10-1



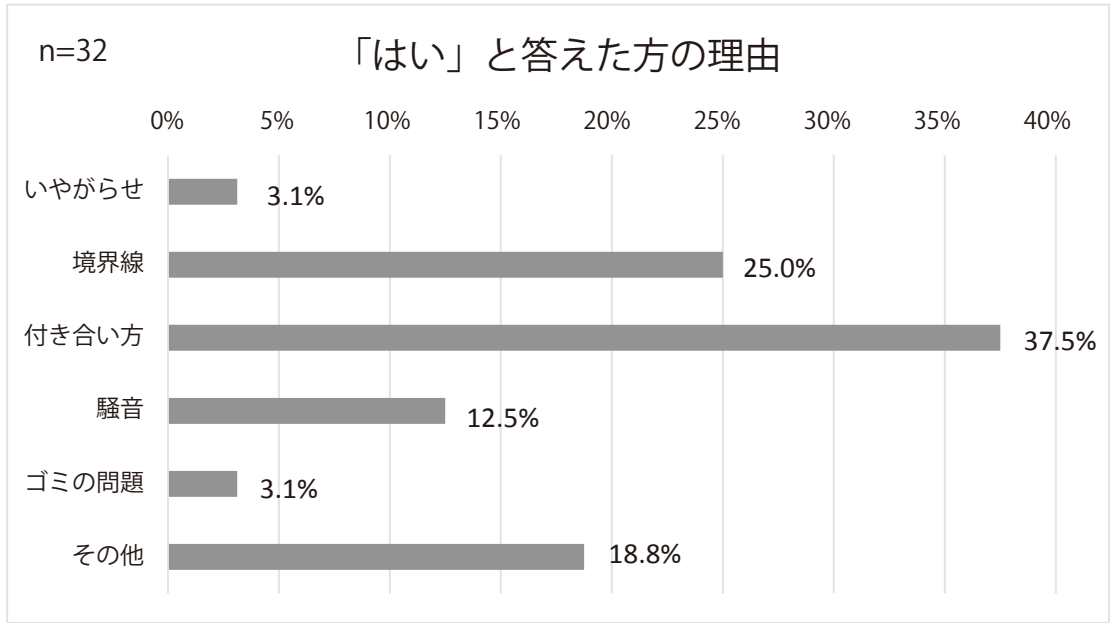
「機会が少ない」が一番多く 34.8%、ついで「気持ちはあるが消極的」が 26.1%となった。平成28年度は「機会が少ない」が 45.0%、避けているが 32.5%だった。

問11



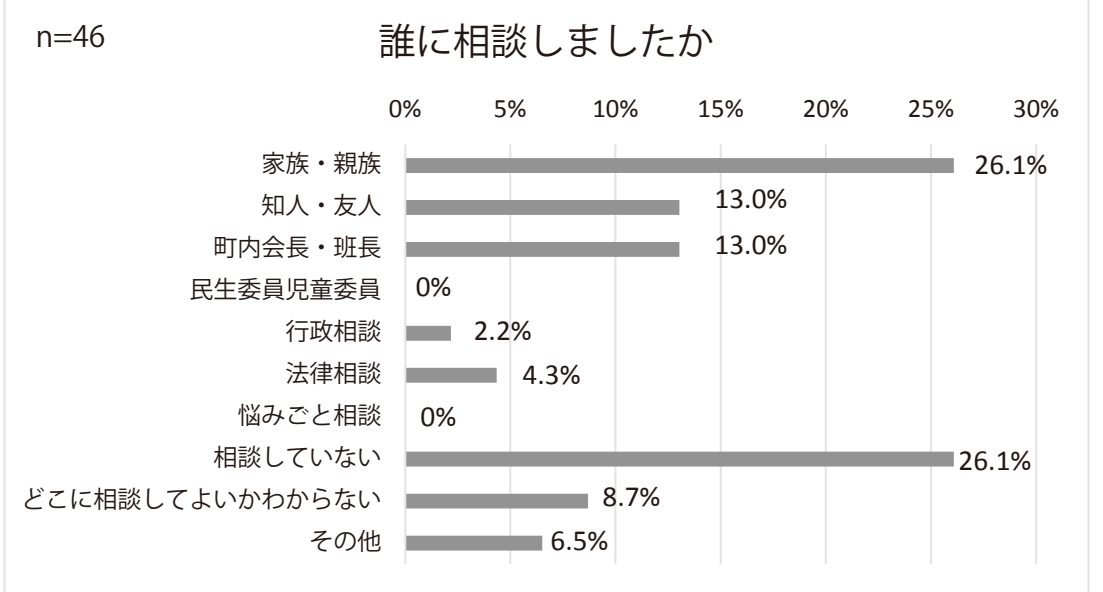
「いいえ」が86.9%でどの世代でも多く占めている。「はい」は13.1%であった。

問11-1



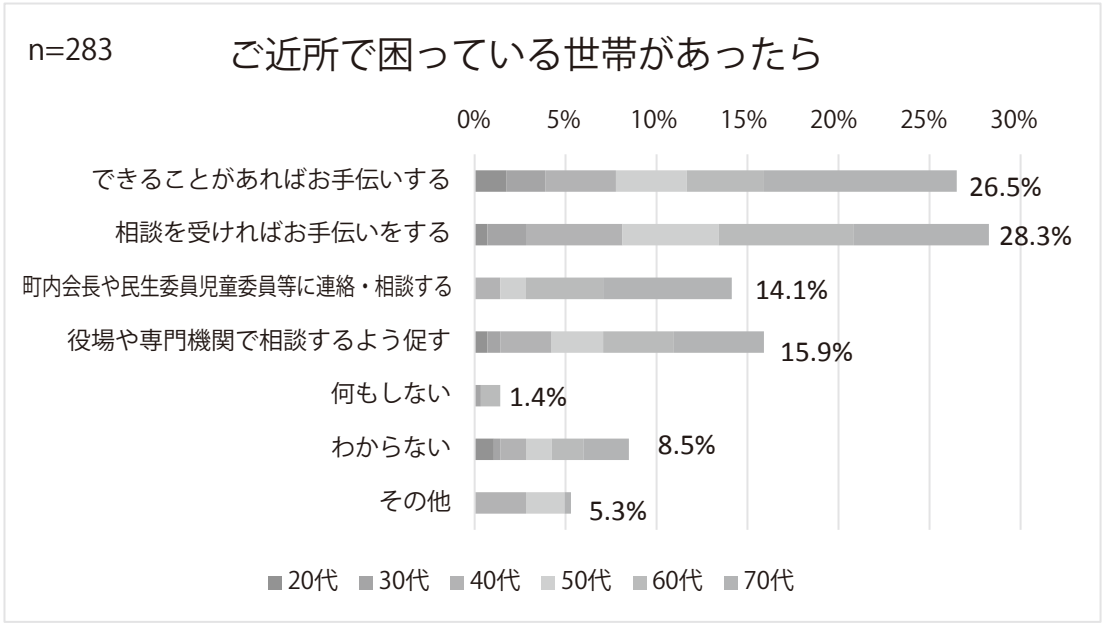
「付き合い方」が37.5%、「境界線」25.0%となっている。

問11-2



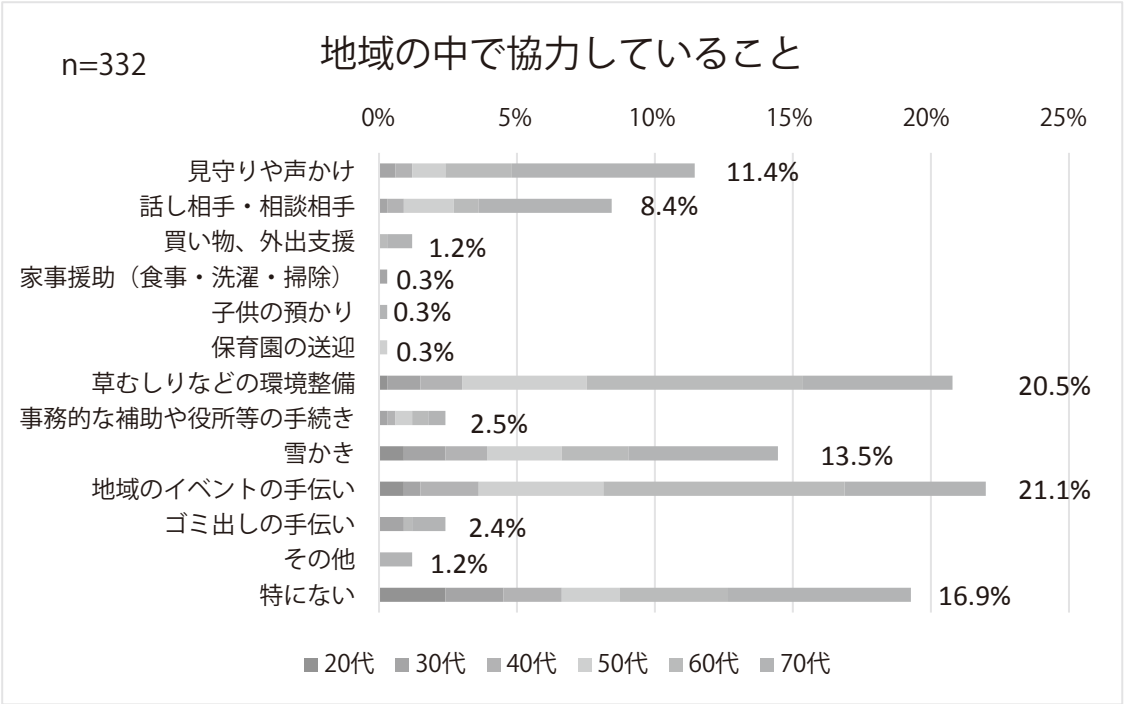
相談相手として「家族・親族」が一番多く26.1%、「相談していない」も26.1%であった。

問12



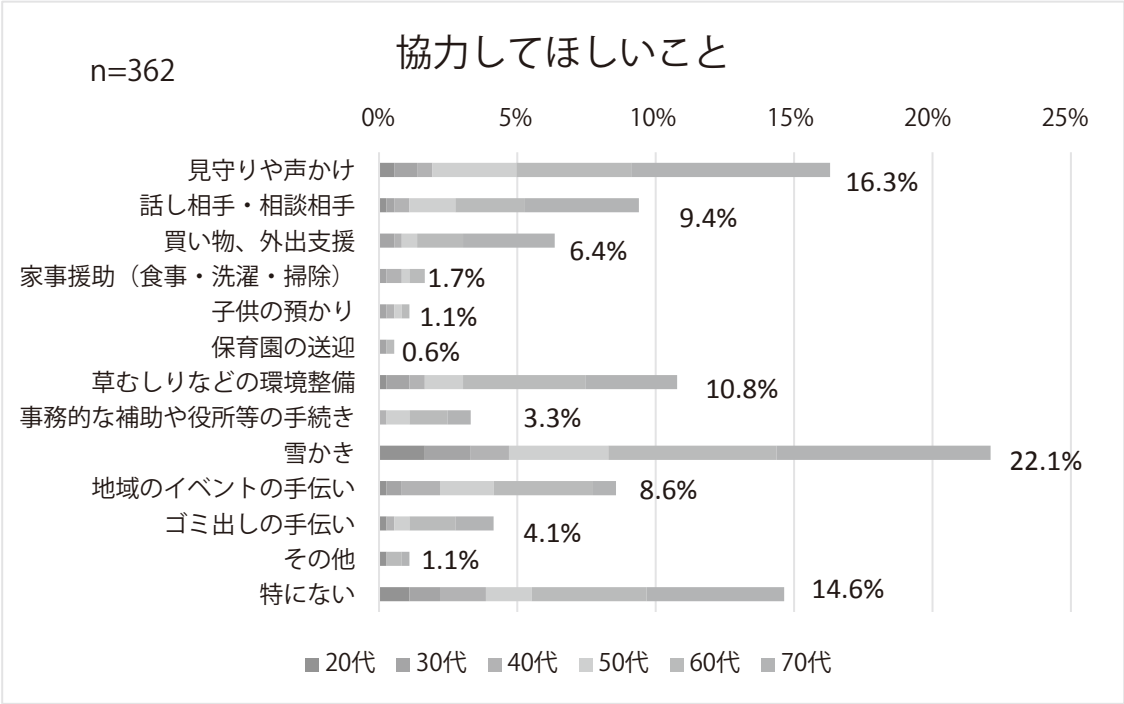
「相談を受ければお手伝いをする」が一番多く28.3%、ついで「できることがあればお手伝いする」が26.5%であった。平成28年度は「できることがあればお手伝いする」が最も多く31.2%、ついで「相談を受ければお手伝いをする」が28.8%であった。

問13



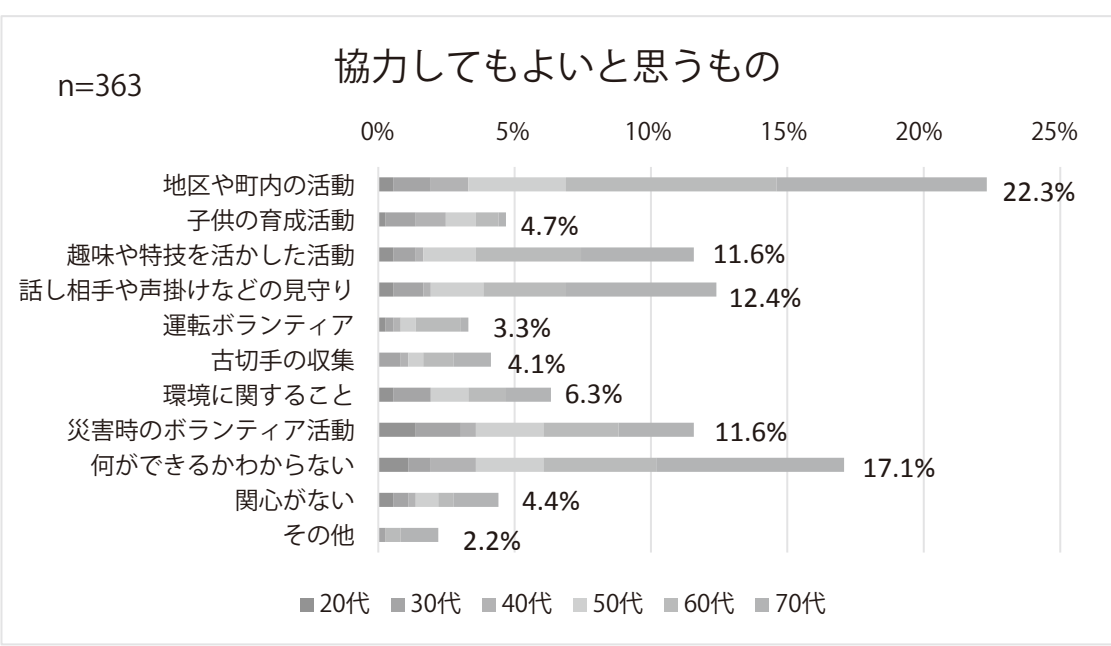
「地域のイベントの手伝い」が一番多く 21.1%、ついで「草むしりなどの環境整備」が 20.5%、「特にない」が 16.9%であった。平成28年度は「地域のイベントの手伝い」が 20.0%、ついで「特にない」が 19.3%だった。

問14



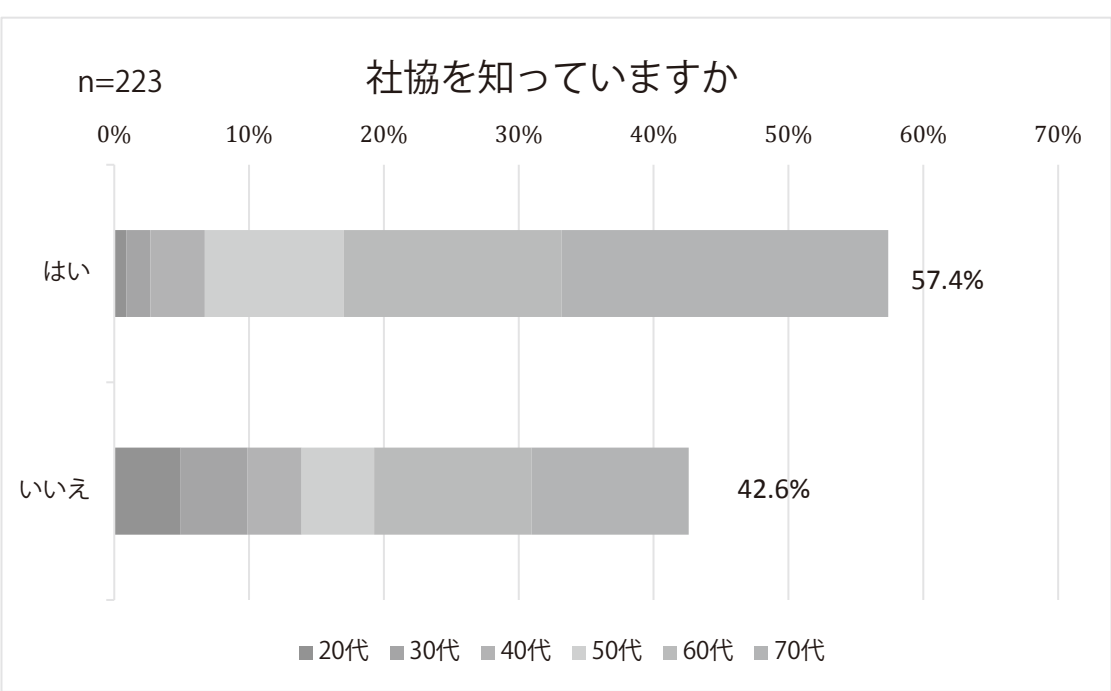
「雪かき」が一番多く 22.1%、ついで「見守りや声かけ」が 16.3%となった。平成28年度は、「雪かき」が 17.8%、ついで「見守りや声かけ」が 17.4%であった。

問15



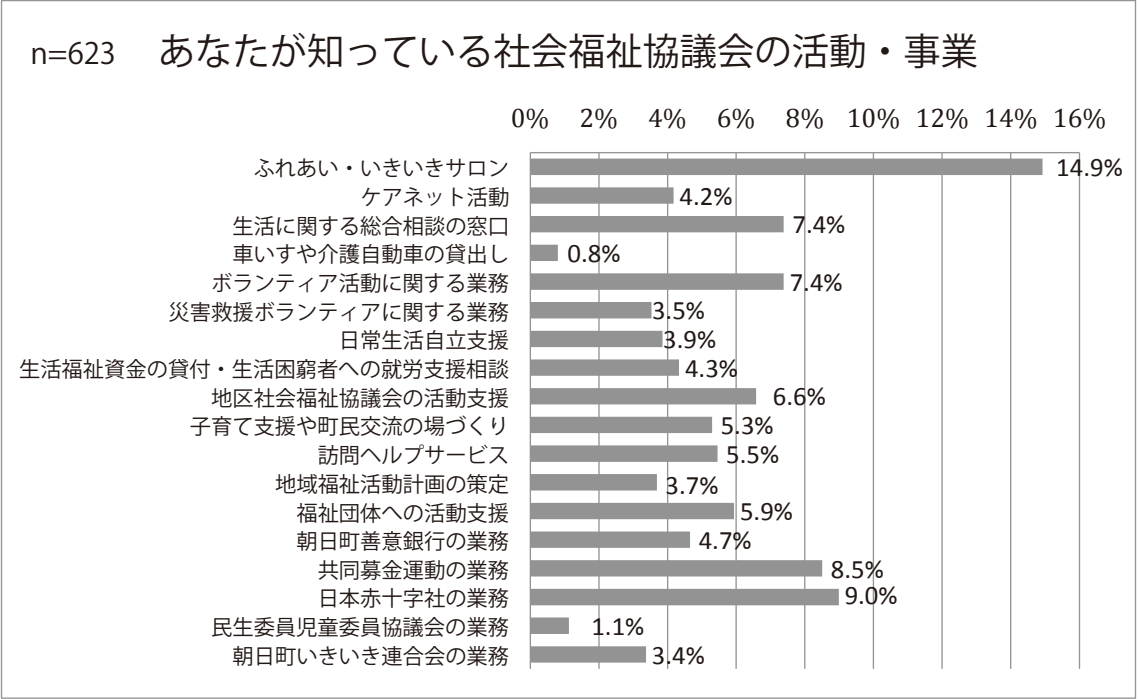
「地区や町内の活動」が一番多く 22.3%、ついで「何ができるかわからない」が 17.1%となった。平成28年度は、「地区や町内の活動」が 25.5%、「見守り」「何ができるかわからない」が 13.4%だった。

問16



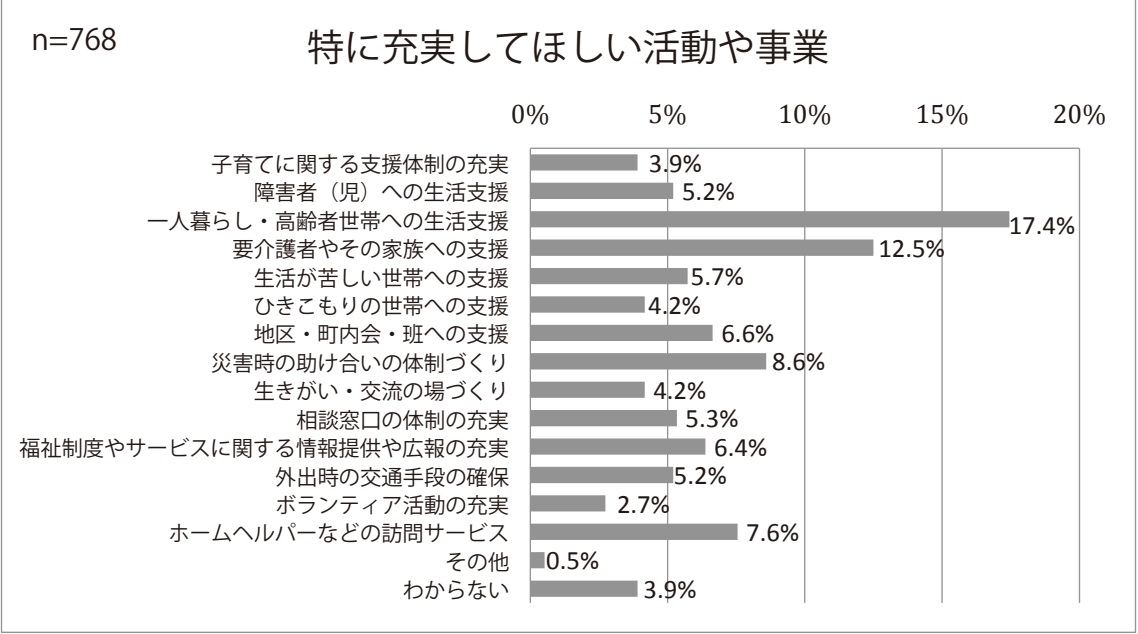
「はい」が 57.4%、「いいえ」は 42.6%。平成28年度は、「活動内容もだいたい知っている」が 26.1%、「活動内容はよく知らない」は 51.3%、「知らない」が 22.6%だった。

問16-1



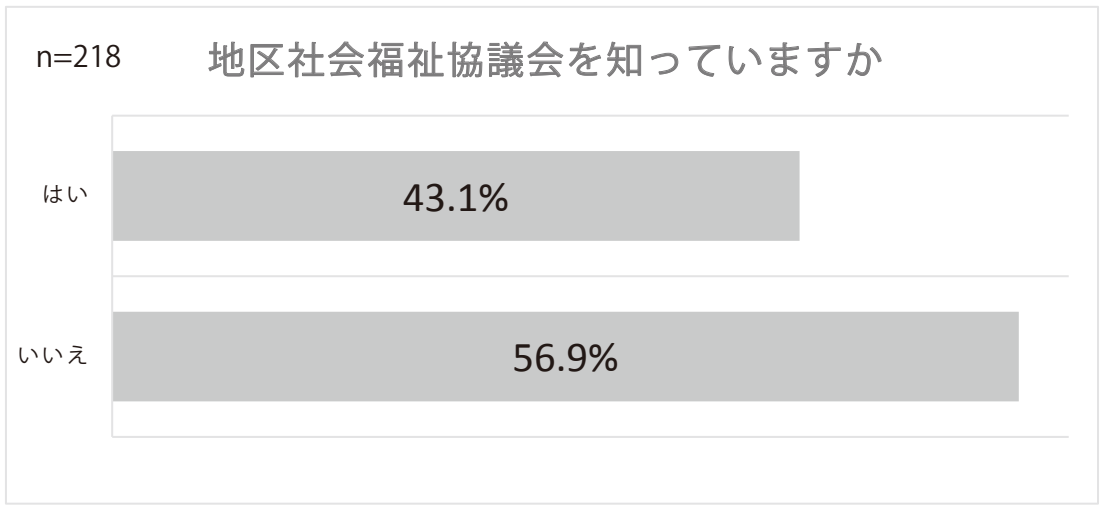
「ふれあい・いきいきサロン」が一番多く 14.9%、ついで「日本赤十字社の業務」が 9.0%、「共同募金運動の業務」8.5%となっている。平成28年度は、「ふれあい・いきいきサロン」が 16.1%、ついで「共同募金運動の業務」8.5%、「民生委員児童委員協議会の業務」が 10.9%であった。

問17



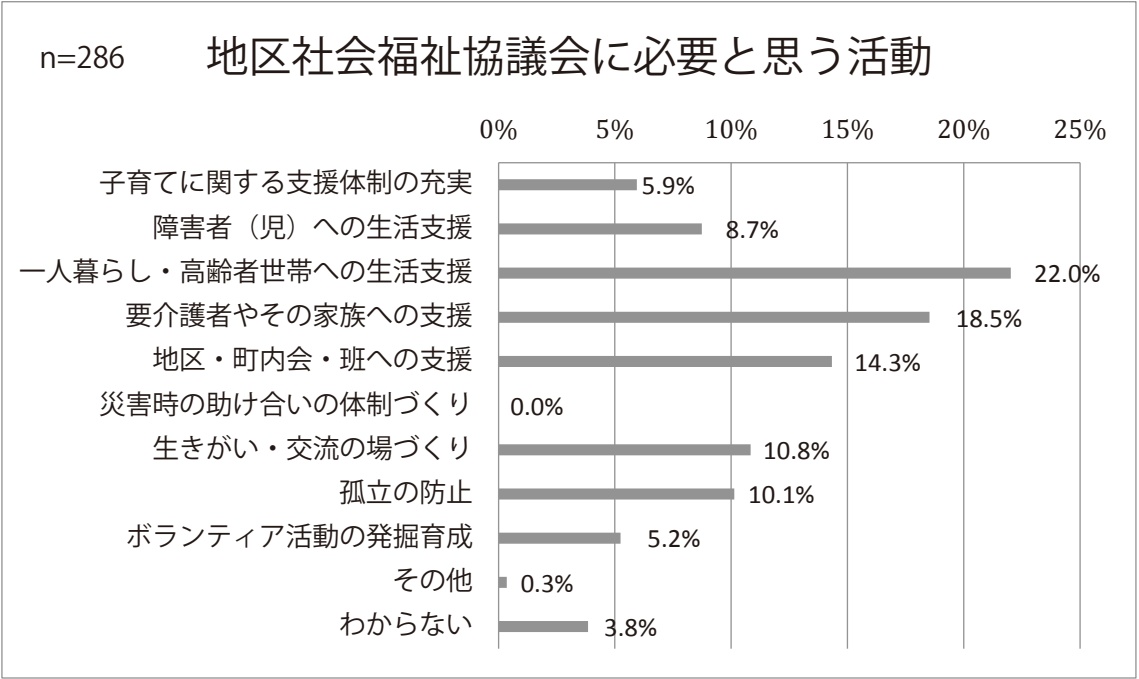
「一人暮らし・高齢者世帯への生活支援」が一番多く 17.4%、ついで「要介護者やその家族への支援」が 12.5%、「災害時の助け合いの体制づくり」8.6%となった。平成28年度は 22.1%、「要介護者家族への支援」が 17.4%、「災害時の助け合いの体制づくり」が 9.1%だった。

問18



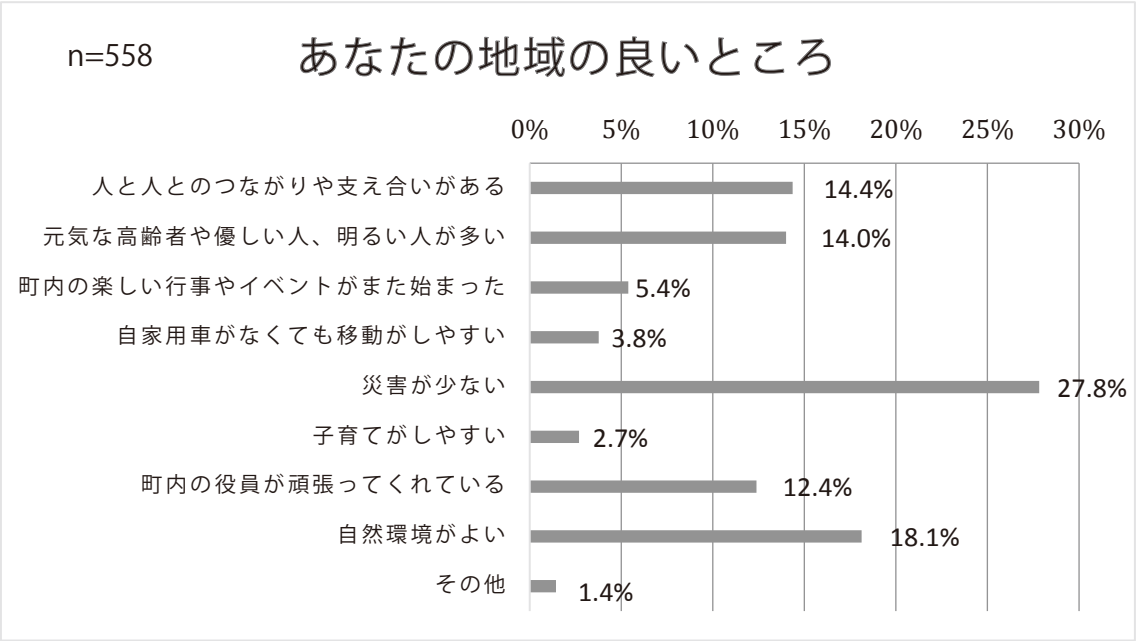
「はい」と答えた方が 43.1%、「いいえ」と答えた方が 56.9%となった。平成28年度は、「はい」が 53.1%、「いいえ」が 46.9%だった。

問18-1



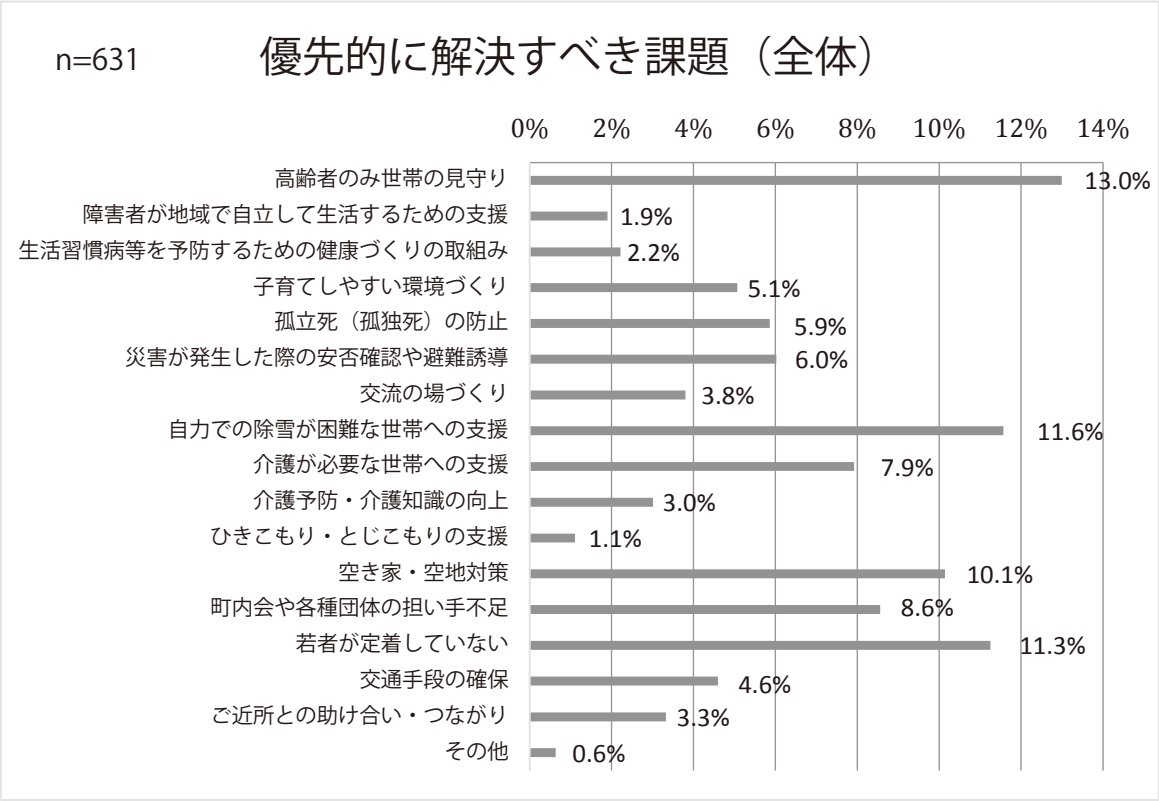
「一人暮らし・高齢者世帯への生活支援」が一番多く 22.0%、ついで「要介護者やその家族への支援」が 18.5%、「地区・町内会・班への支援」14.3%となった。平成28年度は、「一人暮らし・高齢者世帯への生活支援」が 20.3%、ついで「要介護者やその家族への支援」が 16.0%、「災害時の助け合いの体制づくり」が 11.8%だった。

問19

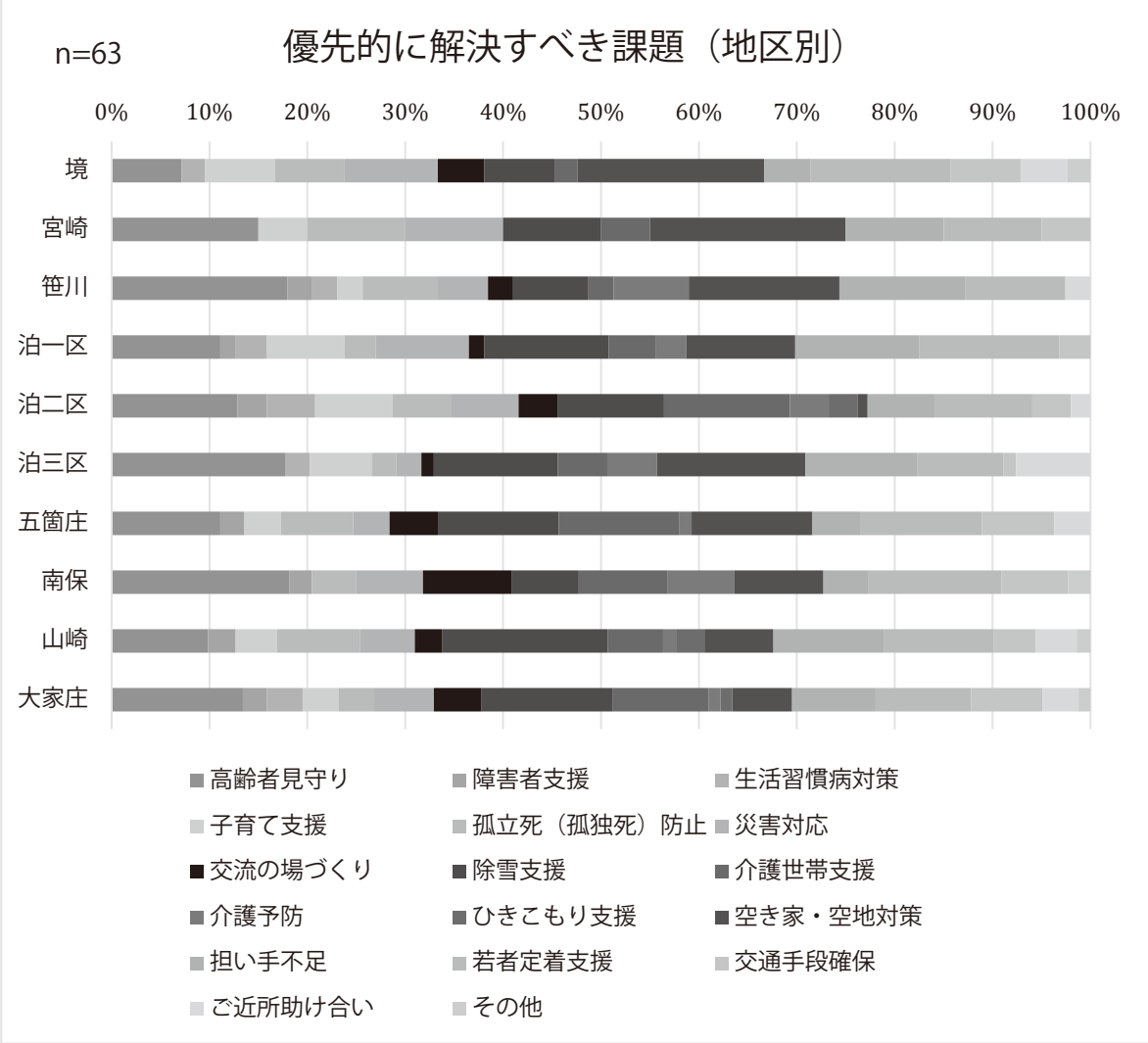


「災害が少ない」が一番多く27.8%、ついで「自然環境がよい」18.1%、「人と人とのつながりや支え合いがある」14.4%、「元気な高齢者や優しい人、明るい人が多い」が14.0%となった。

問20



【地区別】



「高齢者のみ世帯の見守り」が一番多く13.0%、「自力での除雪が困難な世帯への支援」が11.6%、「若者が定着していない」11.3%、「町内会や各種団体の担い手不足」が8.6%となった。平成28年度は、「高齢者のみ世帯の見守り」が14.6%、「空き家・空地対策」11.6%、「若者が定着していない」9.8%、「除雪困難な世帯への支援」と「担い手不足」が各9.3%だった。

参考資料 2

地域福祉懇談会 生活取り組み集計表

地域福祉懇談会の概要

●目的

地域に存在する生活課題を明らかにするとともに、その解決の糸口を見つけ、これから必要な活動について話し合う機会として実施しました。また、第2期朝日町地域福祉計画と第5次朝日町地域福祉活動計画に、皆様のご意見を反映します。

●これまでの地域福祉懇談会の経過・検討内容



平成31年度

- ①生活上の困りごとを挙げ、その困りごとをどこ（自分や家族、地域、社協、行政）が解決していくのか。
- ②地区の「良いところ・強み」は？



令和2年度

- ①優先的に携わっていく必要がある課題は？
- ②どんな活動を行えば課題解決につながるのか。



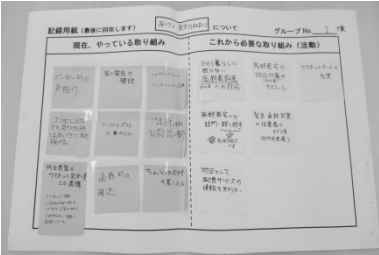
令和4年度

- 民生委員児童委員と朝日町社会福祉協議会の意見交換（地区で福祉活動を進めるにあたり情報交換を行う）
または、
- ①これまでの取り組みを振り返る。
 - ②地区の理想的な姿は？

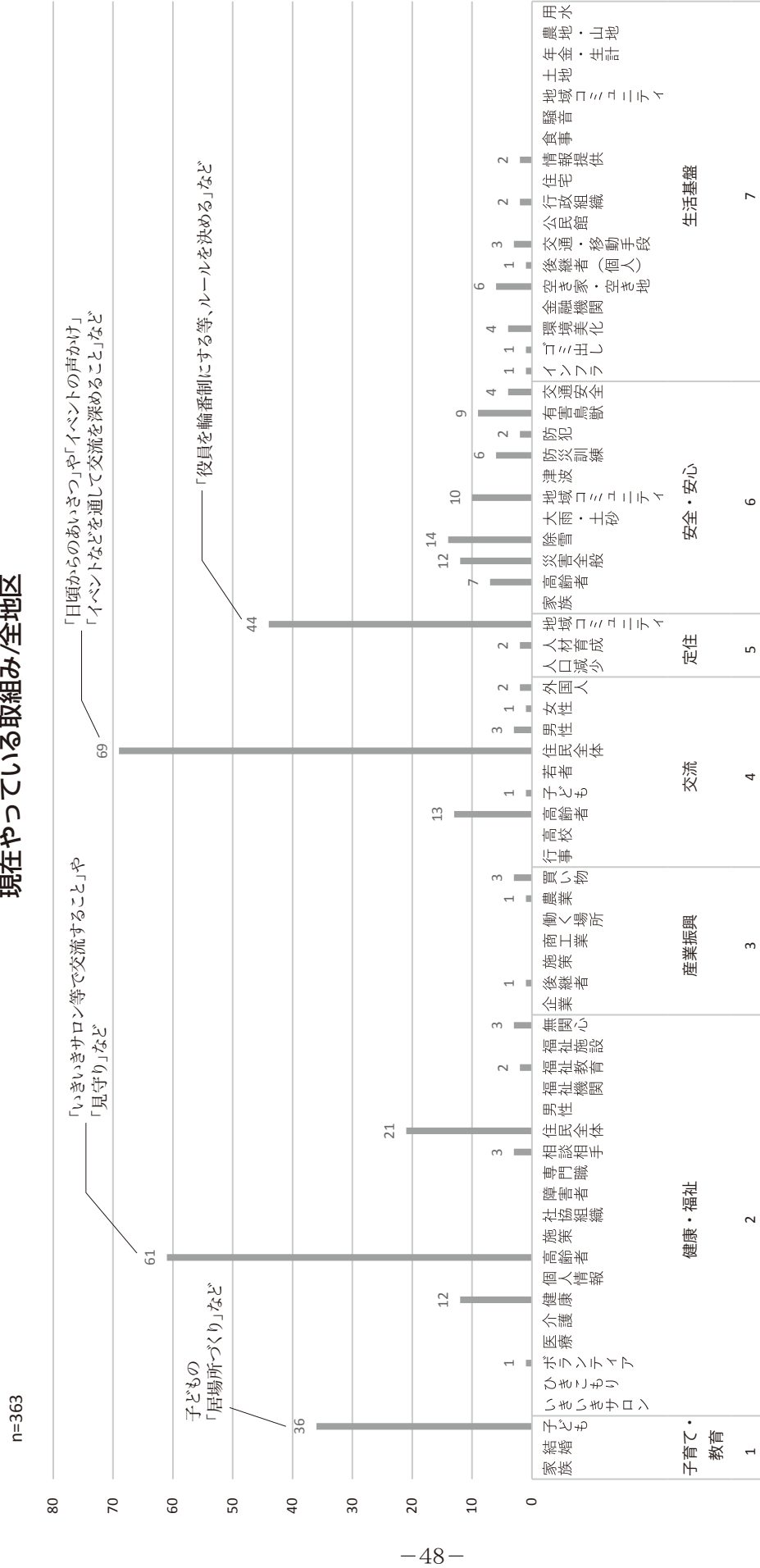
●今回の地域福祉懇談会の検討内容

- ①これまでの地区での活動の振り返り（これまでの地域福祉懇談会での意見を踏まえて）
- ②これから必要な活動について話し合いましょう

現在、やっている取り組み	これから必要な取り組み(活動)
ピンク ピンク ピンク	黄色 黄色 黄色
【進め方】 ①各自、付箋に「現在やっている取り組み」を記入します。 ②付箋に記入したことをグループ内で共有します。（話します） ③みなさまのご意見(付箋)は記入用紙に貼ってください。 ④各自、付箋に「これから必要な取り組み」を記入します。 ⑤付箋に記入したこととをグループ内で共有します。（話します）	



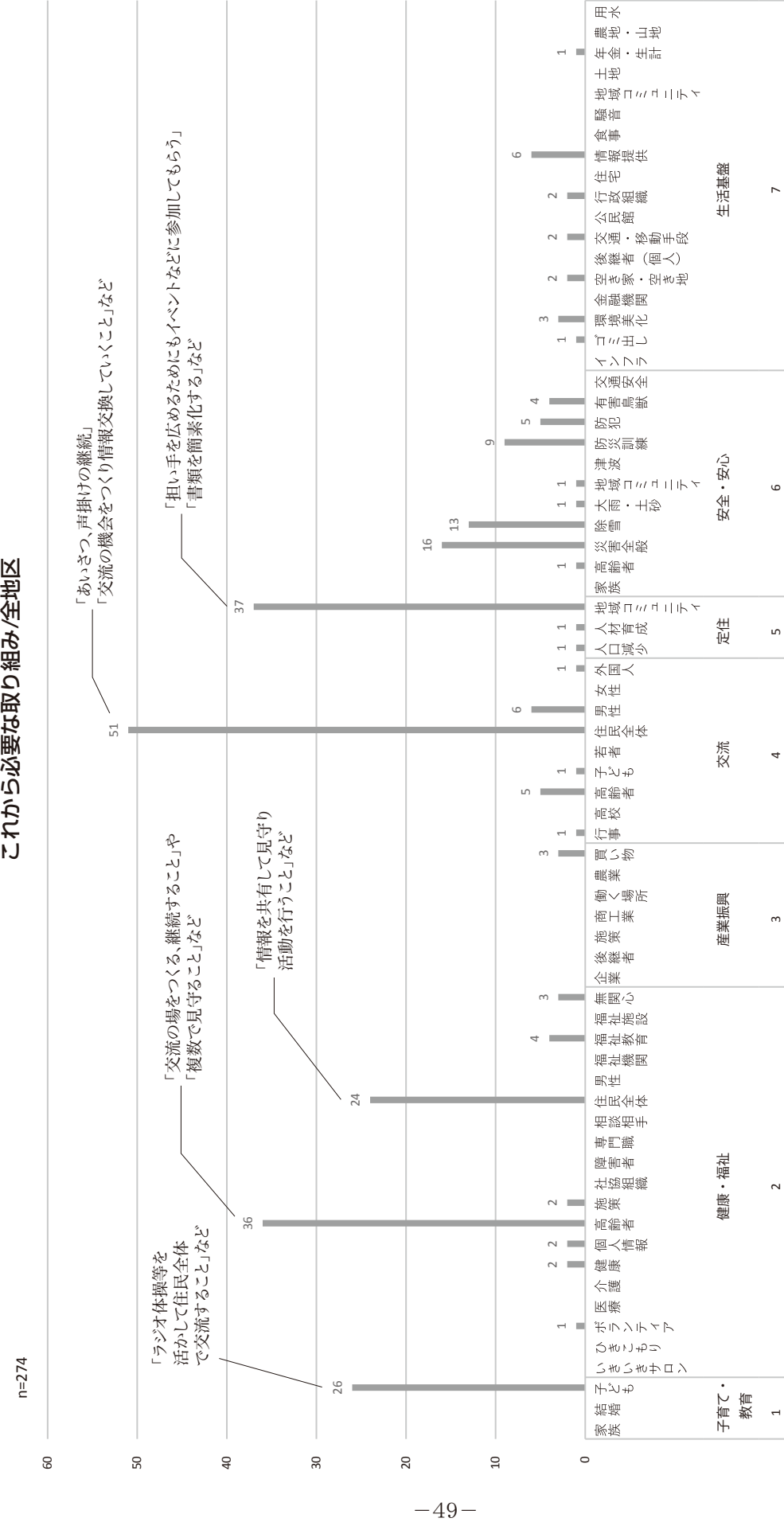
現在やっている取組み/全地区



現在やっている取組みについては、363件の意見をいただき、そのうち、交流に関する「住民全体」の意見が最も多く69件であった。次いで、健康、福祉に関する「高齢者」に関すること、定住に関する「地域コミュニティ」となった。

※平成31年度地域福祉懇談会で意見が挙がった「生活上の困りごと」を基に項目分類しています。

これから必要な取組み/全地区



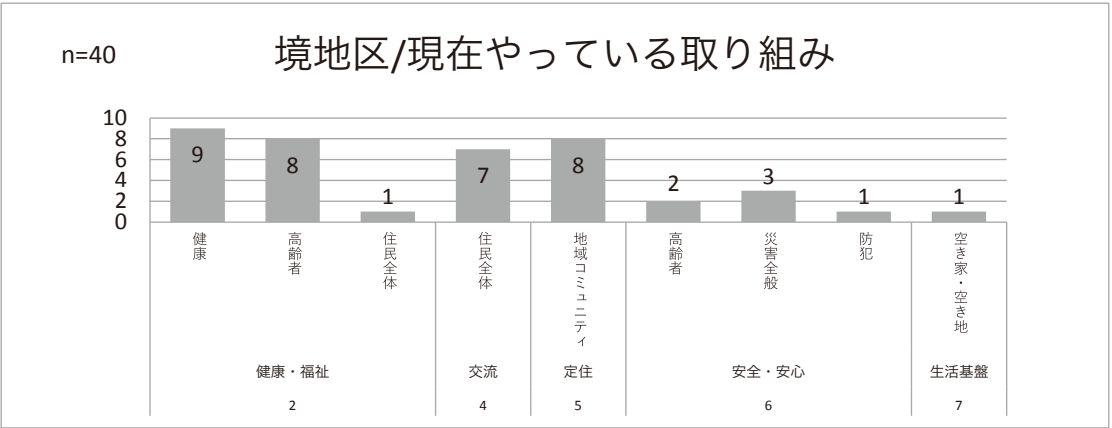
これから必要な取組みについては、274件の意見をいただき、そのうち、交流に関する「住民全体」の意見が最も多く51件であった。次いで、定住に関する「地域コミュニティ」に関すること、健康・福祉に関する「高齢者」となった。

※平成31年度地域福祉懇談会で意見が挙がった「生活上の困りごと」を基に項目分類しています。

境地区

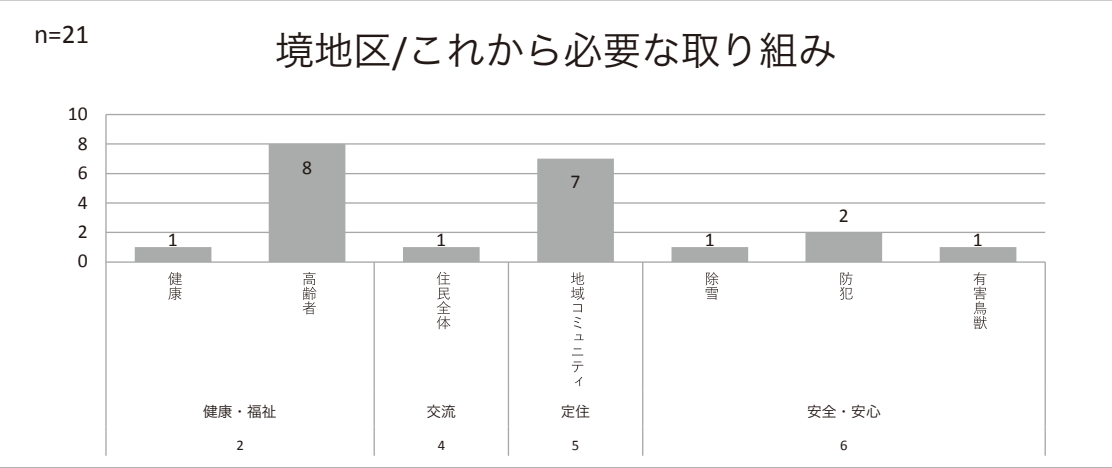
(令和5年4月1日現在)

人口	370人
世帯数	161世帯
年少（0歳～14歳）人口	25人
年少（0歳～14歳）人口率	6.8%
生産人口（15歳～64歳）人口	163人
生産人口（15歳～64歳）人口率	44.0%
老年人口（65歳以上）人口	182人
老年人口（65歳以上）人口率	49.2%



現在やっている取り組みについては、40件の意見をいただき、そのうち、健康・福祉に関する意見が多く18件であった。次いで、交流・定住に関することが多かった。

- 健康・福祉に関する「健康」については、自身が健康のために気を付けていることであり、「高齢者」では、訪問や家の電気が点いているか、ケアネット活動などの見守りであった。
- 交流に関する「住民全体」については、声掛けや井戸端会議などの交流であった。
- 定住に関する「地域コミュニティ」については、担い手の選出の工夫などであった。



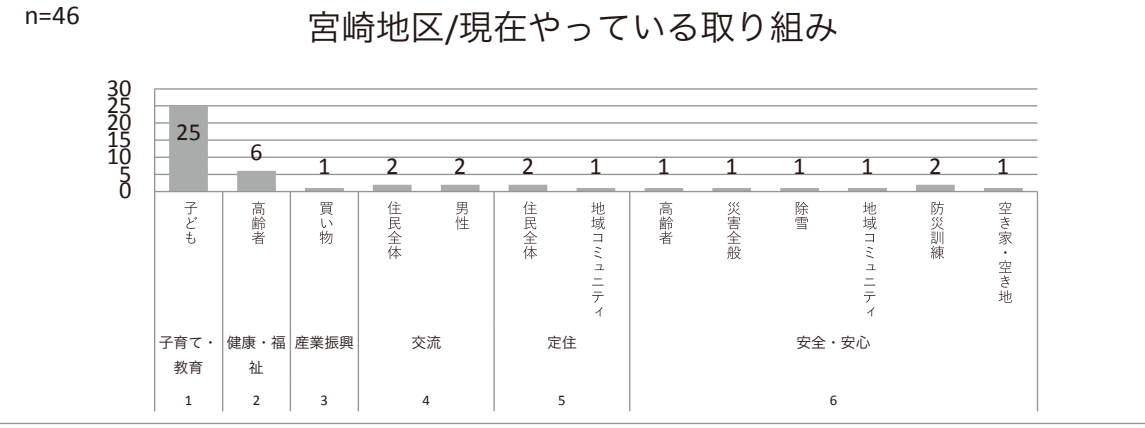
これから必要な取り組みについては、21件の意見をいただき、健康・福祉に関する「高齢者」についてが8件、次いで定住に関する「地域コミュニティ」についてが7件であった。

- 健康・福祉の「高齢者」については、高齢者世帯へのサポートを情報交換、協力しながら見守る必要があるという内容であった。
- 定住の「地域コミュニティ」では、役員の確保や育成の工夫として文章作成の軽減やパソコン教室などの開催、また行事に参加して体験してもらうなどの内容であった。

宮崎地区

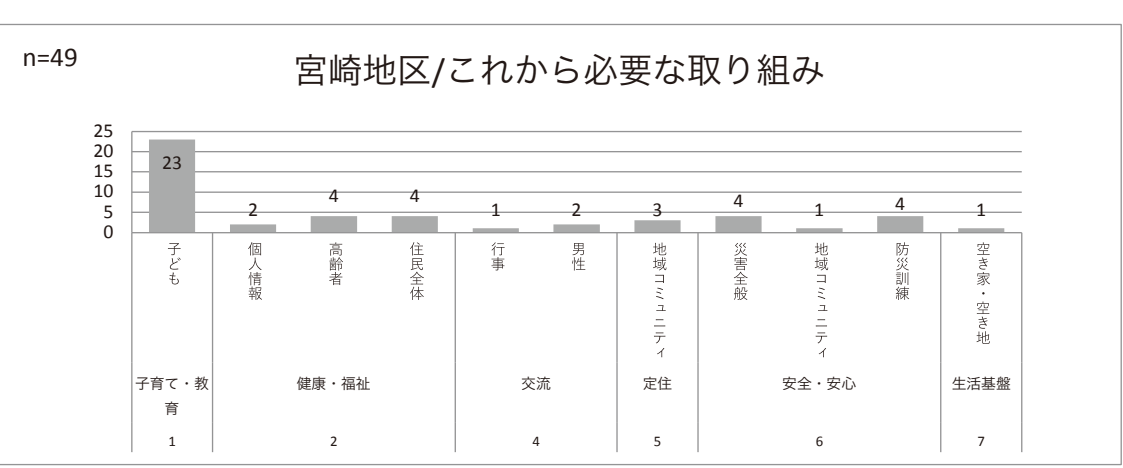
(令和5年4月1日現在)

人口	396人
世帯数	172世帯
年少（0歳～14歳）人口	34人
年少（0歳～14歳）人口率	8.6%
生産人口（15歳～64歳）人口	173人
生産人口（15歳～64歳）人口率	43.7%
老年人口（65歳以上）人口	189人
老年人口（65歳以上）人口率	47.7%



現在やっている取り組みについては、46件の意見をいただき、そのうち子育て・教育に関する意見が多く25件であった。次いで、健康・福祉に関することが多かった。

- 子育て・教育に関する「子ども」では、稚児舞や子どもたちの居場所づくり事業、ラジオ体操などの具体的な取り組みについてであった。
- 健康・福祉に関する「高齢者」では、見守り活動やふれあいいきいきサロン、見守りについての情報交換の場についてであった。



これから必要な取り組みについては、49件の意見をいただき、子育て・教育に関する「子ども」についてが23件と最も多く、次いで安全・安心に関する「災害全般」「防災訓練」が各4件ずつであった。

- 子育て・教育に関する「子ども」については、子どもの居場所づくり事業を継続させるには、ボランティアの確保が必要であり、保護者との連絡体制についても協議が必要であるといった意見であった。
- 安全・安心に関する「災害全般」「防災訓練」については、避難訓練の実施・継続が必要であり、要援護者を避難させる際の目印などについても検討が必要であるといった意見であった。

(令和5年4月1日現在)

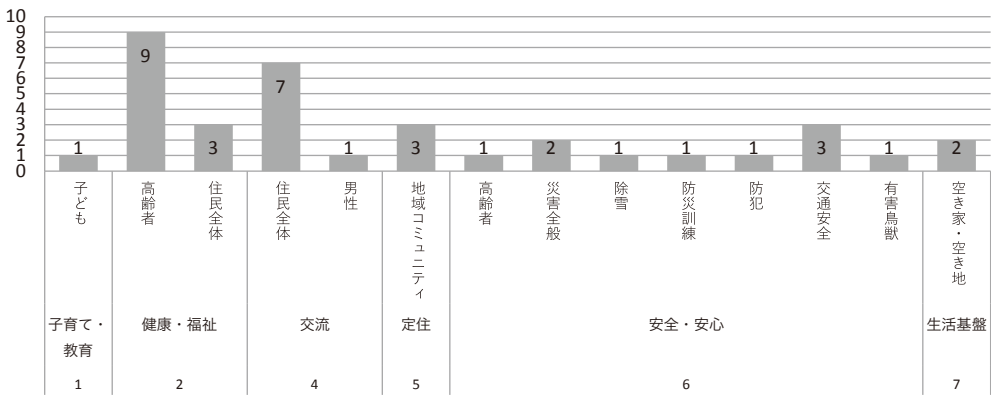
笹川地区

人口	231人
世帯数	104世帯
年少（0歳～14歳）人口	13人
年少（0歳～14歳）人口率	5.6%
生産人口（15歳～64歳）人口	91人
生産人口（15歳～64歳）人口率	39.4%
老年人口（65歳以上）人口	127人
老年人口（65歳以上）人口率	55.0%



n=36

笹川地区/現在やっている取り組み

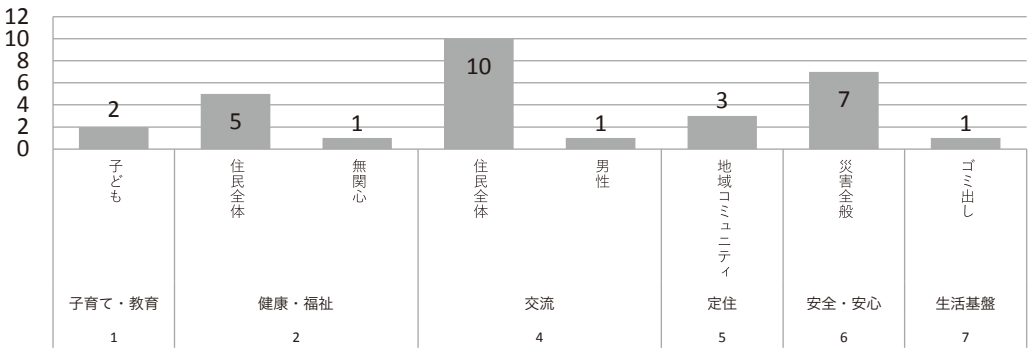


現在やっている取り組みについては、36件の意見をいただき、健康・福祉に関することが12件、交流に関することが8件、安全・安心に関することが10件であった。

- 健康・福祉に関する「高齢者」については、高齢者の見守りを通じて状況の把握を行うことや、ノルディックウォークなどでの交流を通じて健康増進を図ることについての意見であった。
- 安全・安心に関することは、交通安全を呼びかけ、防災の情報伝達訓練などであった。

n=30

笹川地区/これから必要な取り組み



これから必要な取り組みについては、30件の意見をいただき、交流に関する「住民全体」が10件と最も多く、次いで安全・安心に関する「災害全般」が6件であった。

- 交流の「住民全体」については、これまで通りあいさつを行うことについての意見が多かった。
- 安全・安心の「災害全般」では、災害時の役割分担を決めることや情報共有の仕方、避難方針の決定などであった。

泊一区

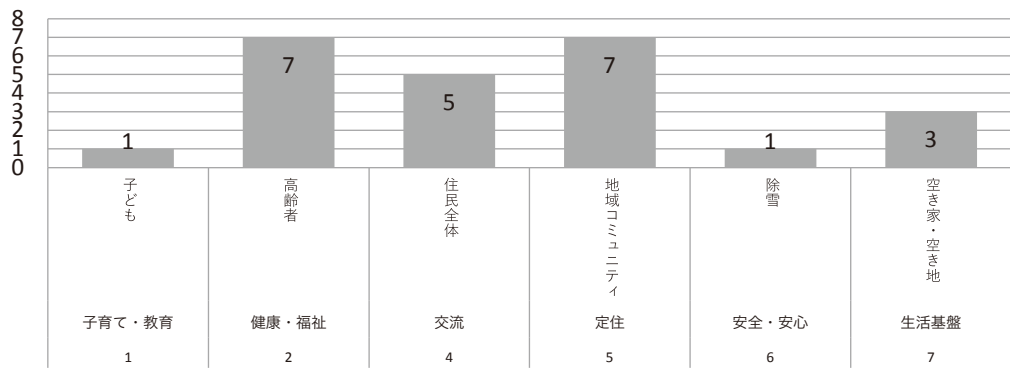
(令和5年4月1日現在)

人口	931人
世帯数	409世帯
年少（0歳～14歳）人口	77人
年少（0歳～14歳）人口率	8.3%
生産人口（15歳～64歳）人口	420人
生産人口（15歳～64歳）人口率	45.1%
老年人口（65歳以上）人口	434人
老年人口（65歳以上）人口率	46.6%



n=24

泊一区/現在やっている取り組み

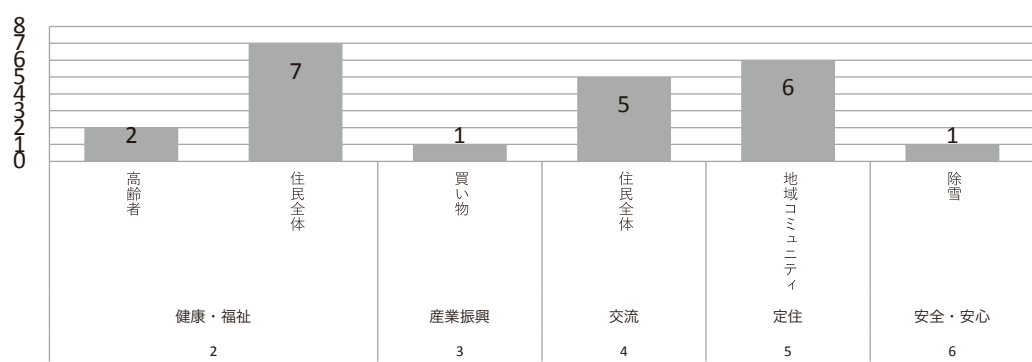


現在やっている取り組みについては、健康・福祉に関することと定住についてが各7件ずつで最も多かった。

- 健康・福祉に関することでは「高齢者」が7件であり、ふれあいいきいきサロンや見守り活動であった。
- 定住に関することでは「地域コミュニティ」が7件であり、役員の依頼の工夫や役員になったことで交流が生まれたことであった。

n=22

泊一区/これから必要な取り組み



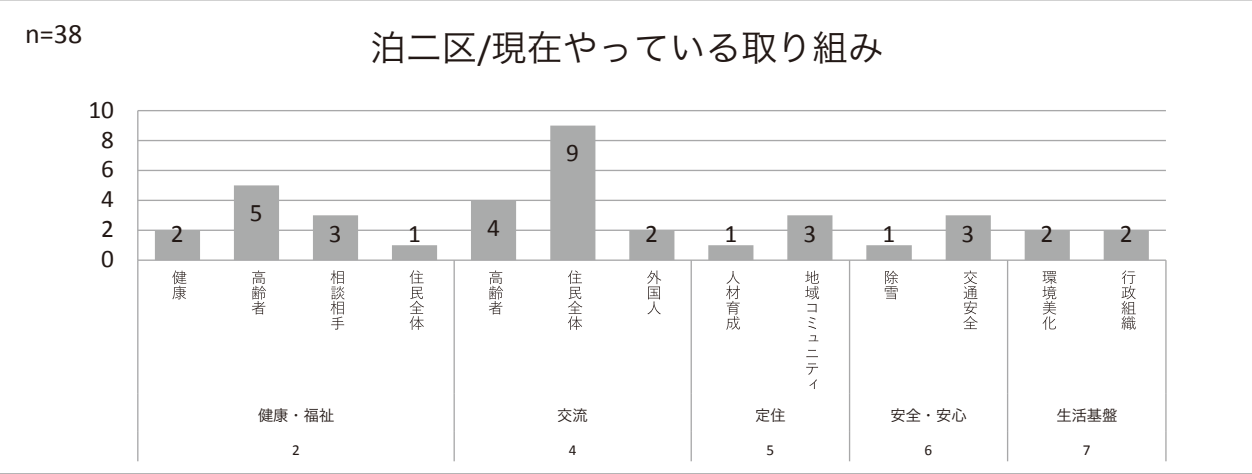
これから必要な取り組みについては、健康・福祉に関する「住民全体」が7件と最も多く、次いで定住に関する「地域コミュニティ」が6件であった。

- 健康・福祉の「住民全体」については、町内同士で情報共有して見守り活動を行うことなどであった。
- 定住の「地域コミュニティ」については、交流を通して地域での関係を築き協力していくことなどであった。

泊二区

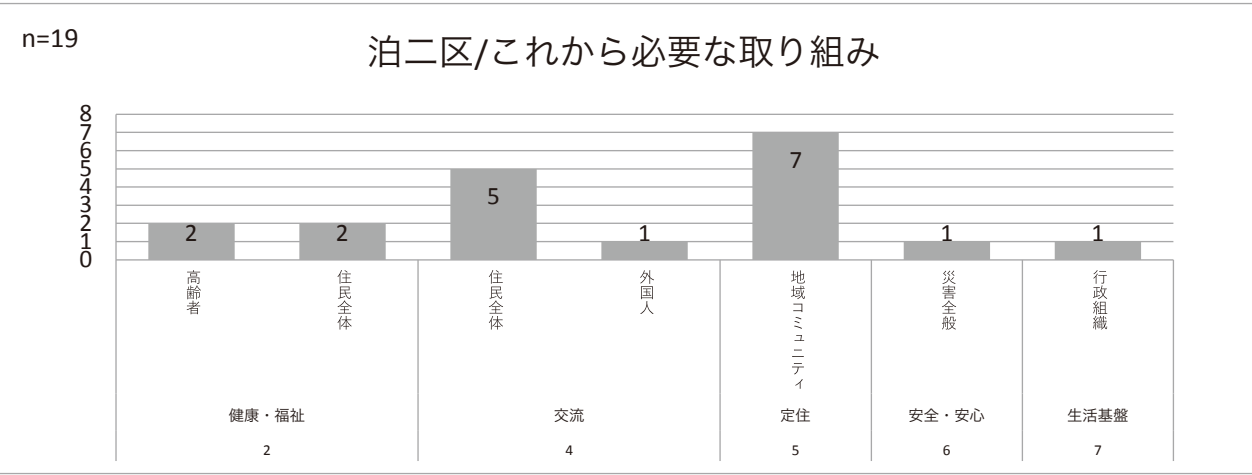
(令和5年4月1日現在)

人口	2,340人
世帯数	1,095世帯
年少（0歳～14歳）人口	165人
年少（0歳～14歳）人口率	7.1%
生産人口（15歳～64歳）人口	1,063人
生産人口（15歳～64歳）人口率	45.4%
老年人口（65歳以上）人口	1,112人
老年人口（65歳以上）人口率	47.5%



現在やっている取り組みについては、交流が15件で最も多く、次いで健康・福祉に関することが11件であった。

1. 交流に関する「住民全体」については、声掛けを通じた交流や本人宅などへ行き顔を見て話すなどであった。「高齢者」については、顔を見て交流するなどであり、「外国人」については、外国人に積極的な声掛けであった。
2. 健康・福祉に関する「高齢者」については、高齢者世帯の把握やケアネットチームでの見守りについてであった。



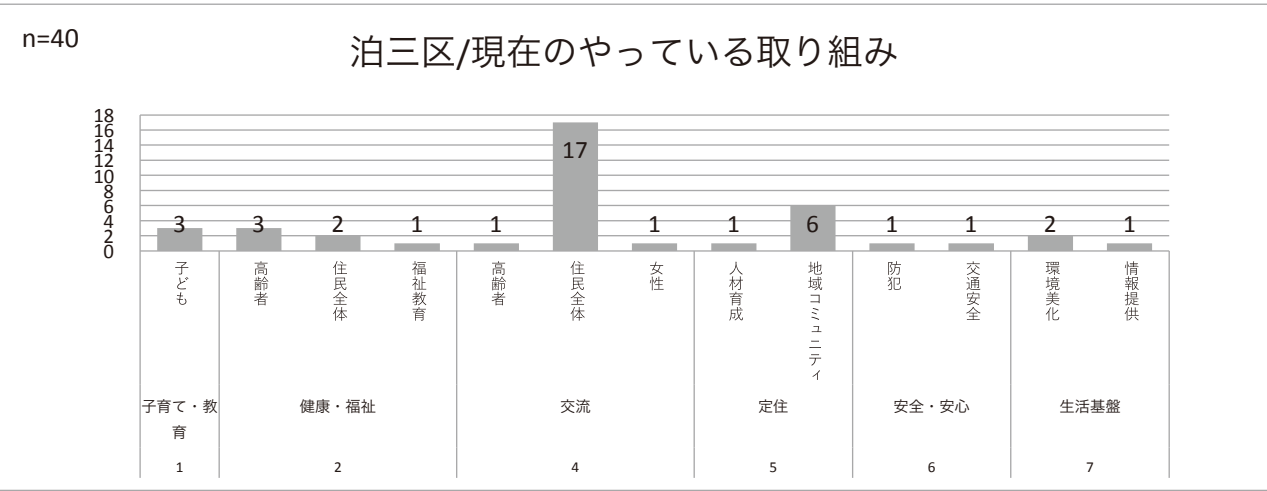
これから必要な取り組みについては、定住に関する「地域コミュニティ」が7件と最も多く、次いで交流に関する「住民全体」が5件であった。

1. 定住の「地域コミュニティ」については、町内会への加入を進めるほか、役員のサポートや書類の簡素化などであった。
2. 交流の「住民全体」については、声掛けを通じて交流していくことなどであった。

泊三区

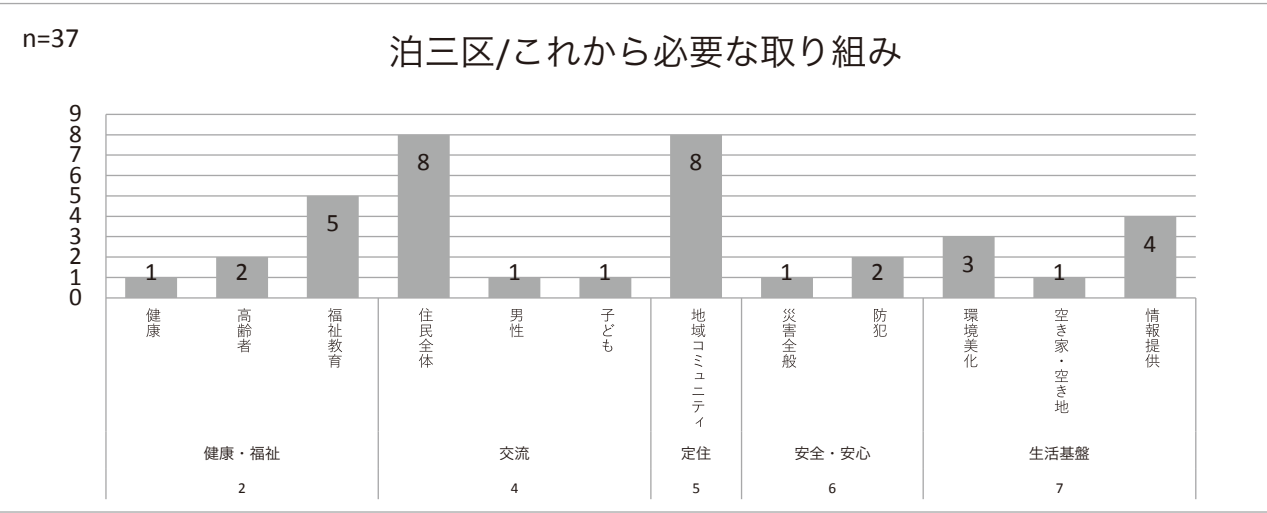
(令和5年4月1日現在)

人口	1,623人
世帯数	689世帯
年少（0歳～14歳）人口	145人
年少（0歳～14歳）人口率	8.9%
生産人口（15歳～64歳）人口	820人
生産人口（15歳～64歳）人口率	50.5%
老年人口（65歳以上）人口	658人
老年人口（65歳以上）人口率	40.6%



現在やっている取り組みについては、交流に関することが19件と最も多く、次いで定住が7件であった。

1. 交流の「住民全体」については、行事に参加して交流を深めることやあいさつなどであった。
2. 定住の「地域コミュニティ」については役員依頼についての工夫などであった。



これから必要な取り組みについては、交流に関する「住民全体」と定住に関する「地域コミュニティ」が8件と最も多く、次いで健康・福祉に関する「福祉教育」が5件であった。

1. 交流の「住民全体」については、行事参加の呼び掛けやあいさつ・声掛けなどであった。
2. 定住の「地域コミュニティ」については、人材を育てる、地域の仕組みを変えるなどであった。

(令和5年4月1日現在)

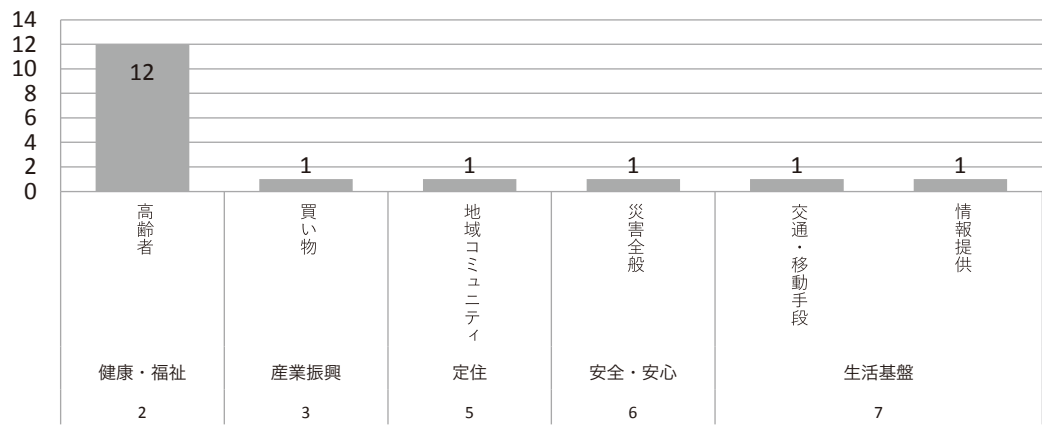
五箇庄地区

人口	1,767人
世帯数	700世帯
年少（0歳～14歳）人口	146人
年少（0歳～14歳）人口率	8.3%
生産人口（15歳～64歳）人口	892人
生産人口（15歳～64歳）人口率	50.5%
老年人口（65歳以上）人口	729人
老年人口（65歳以上）人口率	41.3%



n=17

五箇庄地区/現在やっている取り組み

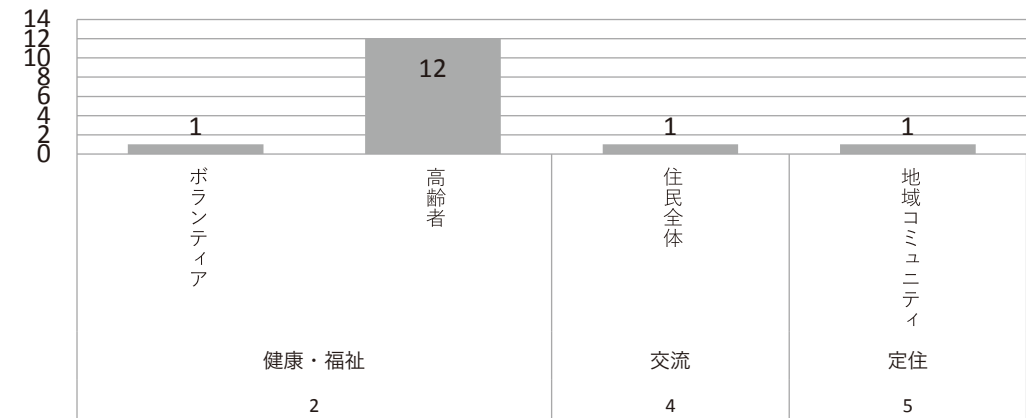


現在やっている取り組みについては、健康・福祉の「高齢者」が最も多く12件であった。

1. 健康・福祉の「高齢者」については、高齢者の見守りを行っていることや近隣の方に見守り協力を依頼している、気になる方だけ見守りしている等、主に見守りについての内容であった。

n=15

五箇庄地区/これから必要な取り組み



これから必要な取り組みについても、健康・福祉の「高齢者」が最も多く12件であった。

1. 健康・福祉の「高齢者」については、高齢者の見守りを近隣住民や班長や民生委員児童委員と協力して行っていくことや、回覧板や訪問のきっかけを大切にしていくこと、交流の機会を作り情報交換していくこと等であった。

南保地区

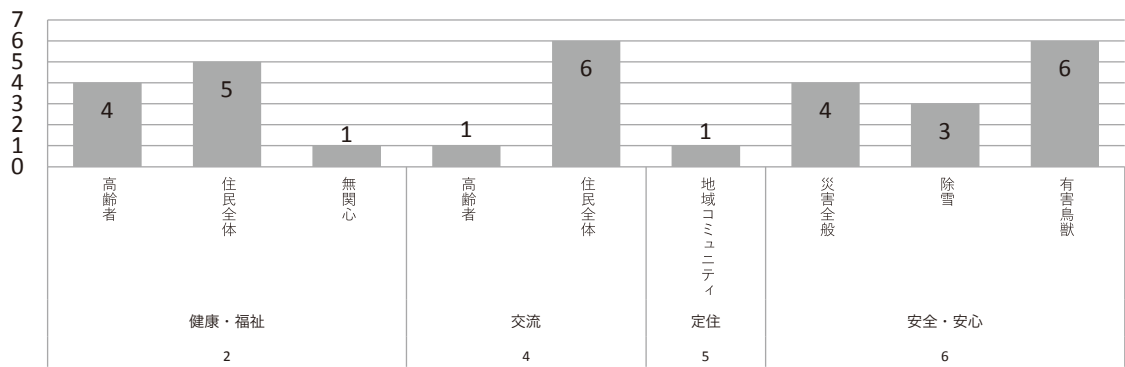
(令和5年4月1日現在)

人口	786人
世帯数	342世帯
年少（0歳～14歳）人口	36人
年少（0歳～14歳）人口率	4.6%
生産人口（15歳～64歳）人口	358人
生産人口（15歳～64歳）人口率	45.5%
老年人口（65歳以上）人口	392人
老年人口（65歳以上）人口率	49.9%



n=33

南保地区/現在やっている取り組み

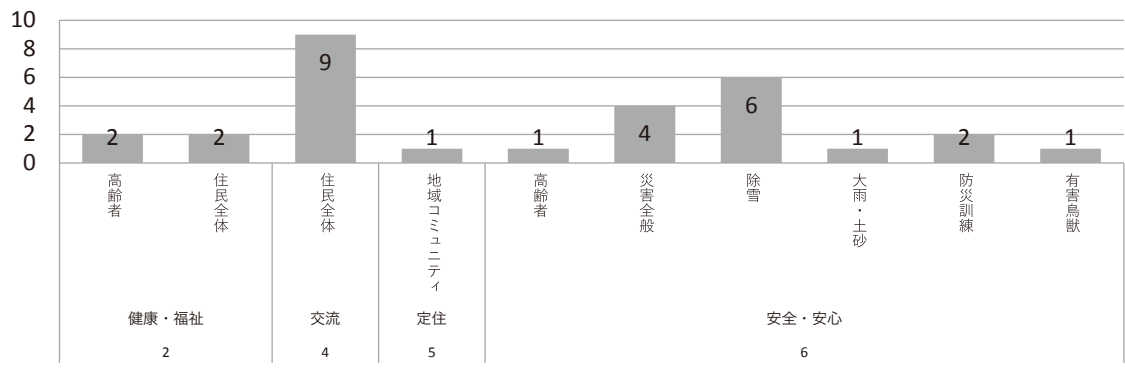


現在やっている取り組みについては、安全・安心に関することが13件と最も多く、次いで健康・福祉が10件であった。

1. 安全・安心については、有害鳥獣対策における連絡体制の工夫や、消防団を中心とした見守り、除雪の取り組みなどであった。
2. 健康・福祉の「住民全体」については、個人的な見守り、ケアネットチームでの見守りなどであった。

n=32

南保地区/これから必要な取り組み



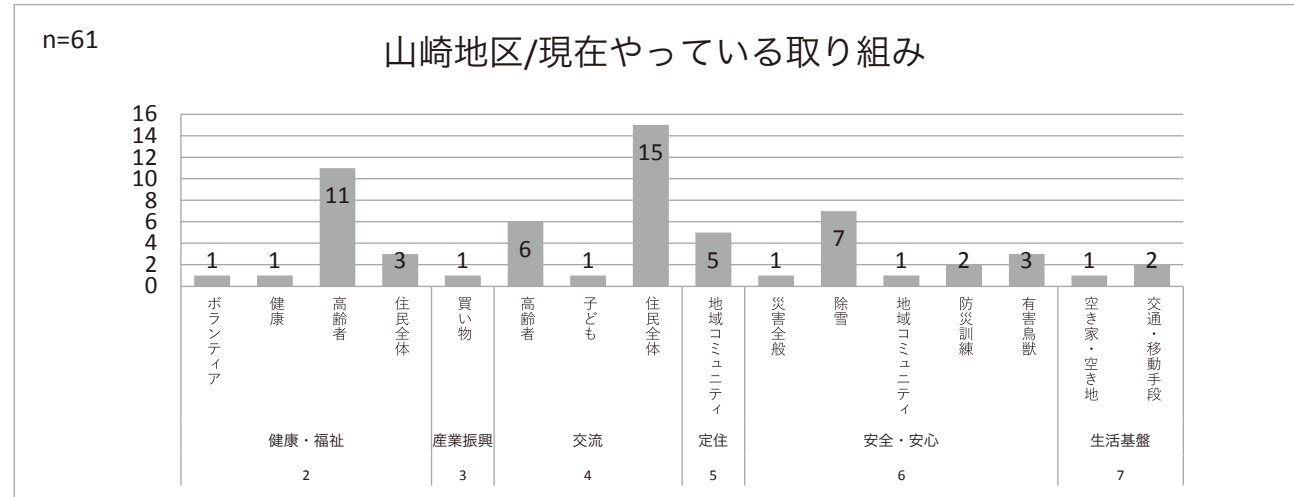
これから必要な取り組みについては、安全・安心に関することが15件と最も多く、次いで交流が9件であった。

1. 安全・安心の「除雪」については、除雪車を運転できる人を増やす工夫、「災害全般」については、危険箇所の確認やICTを活用した取り組みなどであった。
2. 交流の「住民全体」については、声掛けやあいさつ、行事での交流の機会を増やすなどであった。

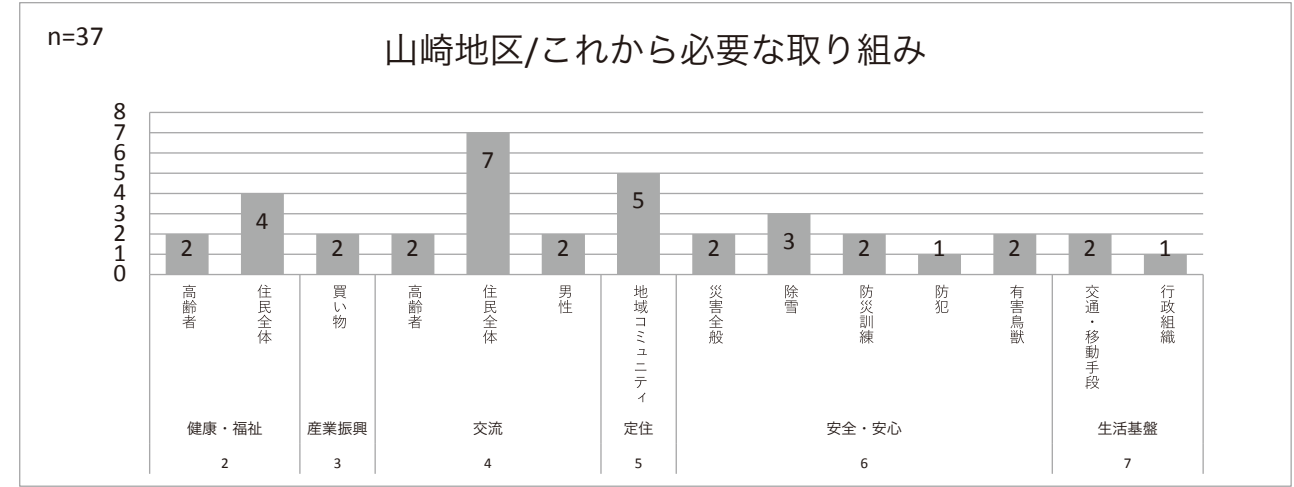
山崎地区

(令和5年4月1日現在)

人口	845人
世帯数	375世帯
年少（0歳～14歳）人口	44人
年少（0歳～14歳）人口率	5.2%
生産人口（15歳～64歳）人口	362人
生産人口（15歳～64歳）人口率	42.8%
老年人口（65歳以上）人口	439人
老年人口（65歳以上）人口率	52.0%



- 現在やっている取り組みについては、交流に関することが22件と最も多く、次いで健康・福祉が16件、次いで安全・安心が14件であった。
1. 交流の「住民全体」については、あいさつや声掛け、行事の参加を促すなどであった。「高齢者」については、行事などでの交流であった。
 2. 健康・福祉の「高齢者」については、あいさつや声掛け、行事への参加を促すほか、見守り活動であった。

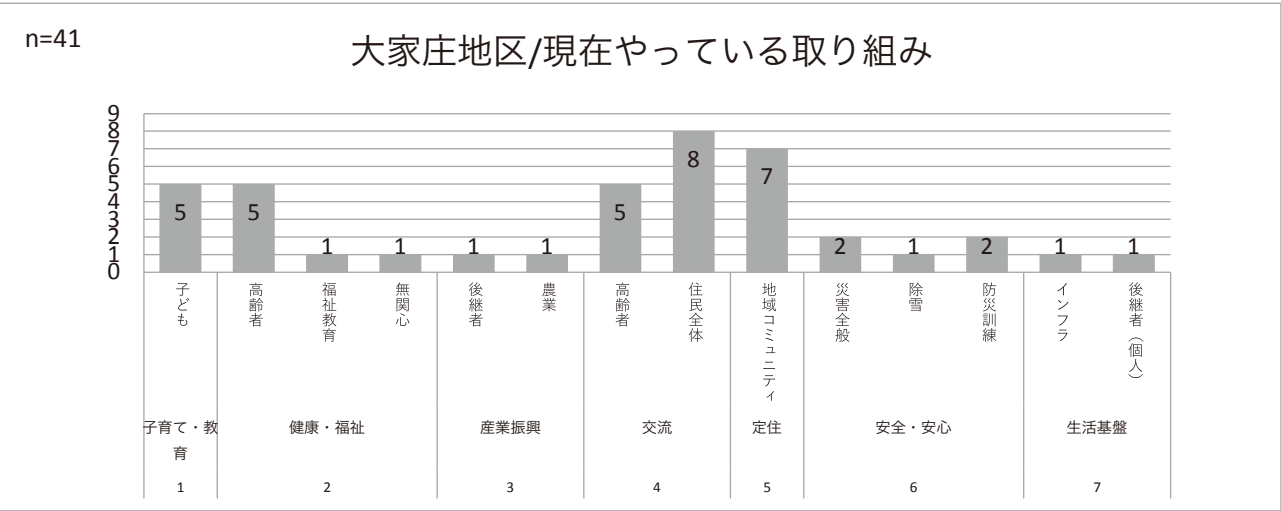


- これから必要な取り組みについては、交流に関することが11件と最も多く、次いで安全・安心が10件であった。
1. 交流の「住民全体」については、公民館を開放して交流するほか、カラオケやeスポーツなどの新たな取り組みであった。
 2. 安全・安心については、災害時の役割分担、高齢者の除雪対策、有害鳥獣対策などであった。

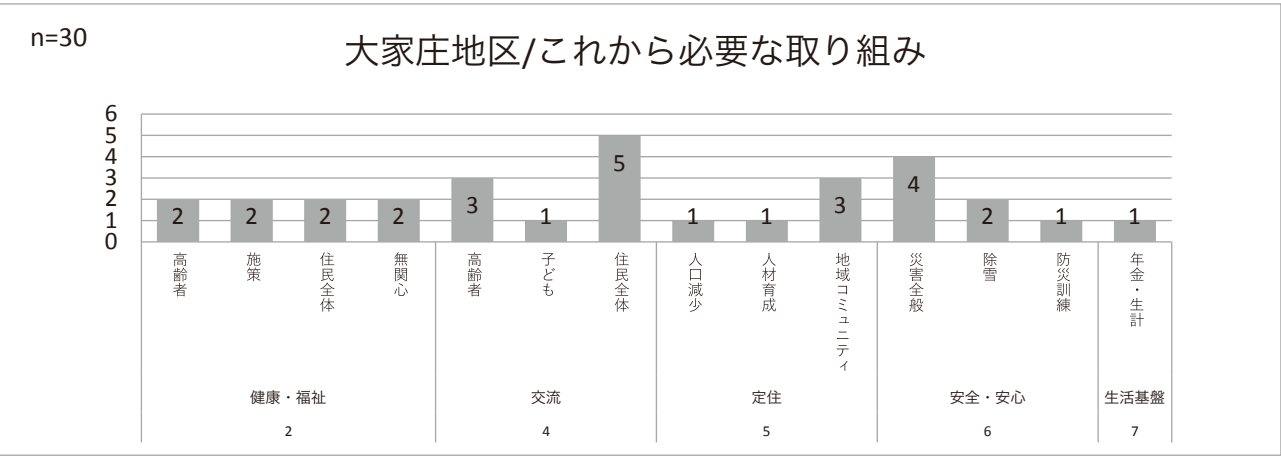
大家庄地区

(令和5年4月1日現在)

人口	1,627人
世帯数	598世帯
年少（0歳～14歳）人口	132人
年少（0歳～14歳）人口率	8.1%
生産人口（15歳～64歳）人口	836人
生産人口（15歳～64歳）人口率	51.4%
老年人口（65歳以上）人口	659人
老年人口（65歳以上）人口率	40.5%



- 現在やっている取り組みについては、交流に関することが13件と最も多く、次いで健康・福祉と地域コミュニティが各7件であった。
1. 交流の「住民全体」については、あいさつや声掛け、行事開催などであった。「高齢者」については、声掛けなどであった。
 2. 健康・福祉の「高齢者」については、見守り訪問や家の電気が点いているかなどであった。



- これから必要な取り組みについては、交流に関することが9件と最も多く、次いで健康・福祉が8件であった。
1. 交流の「住民全体」については、あいさつや行事を通じて交流を深めていくことであった。
 2. 健康・福祉については、高齢者世帯の把握や百歳体操などでの定期的な行事の情報提供などであった。

「障害」の表記について

法令や福祉制度では、漢字を用いて「障害」としており、本計画においても第5次朝日町総合計画に基づいて同様の表記としました。

第2期朝日町地域福祉計画

第5次朝日町地域福祉活動計画

令和6年(2024年)3月

【編集・発行】

◆第2期朝日町地域福祉計画

朝日町健康課

〒939-0793 富山県下新川郡朝日町道下1133

TEL 0765-83-1100(代) FAX 0765-83-1109

◆第5次朝日町地域福祉活動計画

社会福祉法人 朝日町社会福祉協議会

〒939-0741 富山県下新川郡朝日町泊418

(五叉路クロスファイズ2階)

TEL 0765-83-0576 FAX 0765-83-1589
